

# 官報号外

昭和四十三年三月十八日

## ○第五十八回衆議院会議録 第十三号(一)

昭和四十三年三月十八日(月曜日)

議事日程 第八号

昭和四十三年三月十八日

午後一時開議

第一 昭和四十三年度一般会計予算

第二 昭和四十三年度特別会計予算

第三 昭和四十三年度政府関係機関予算

第四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第五 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 法務省設置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第九 森林法の一部を改正する法律案(第五十  
五回国会 内閣提出)

第十 日本国博覽會政府代表の設置に関する  
臨時措置法案(内閣提出)

日程第九 森林法の一部を改正する法律案(第  
一出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

沖縄及び北方問題並びにその他の固有領土に関する対策樹立のため委員二十五人よりなる特別委員会を設置するの件(議長発議)

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公共企業体等労働委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 昭和四十三年度一般会計予算

日程第二 昭和四十三年度特別会計予算

日程第三 昭和四十三年度政府関係機関予算

日程第四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第九 森林法の一部を改正する法律案(第一出)

五十五回国会、内閣提出)  
日程第十 日本国博覽會政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)  
公衆電気通信法の一章を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議員請暇の件  
議員愛知揆一君から、三月二十一日より四月二日まで十三日間、議員永末英一君から、三月二十一日より四月三日まで十四日間、議員井岡大治君から、三月二十七日より四月十日まで十五日間、右いざれも海外旅行のため請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、許可するに決しました。

議員請暇の件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

議員愛知揆一君から、三月二十一日より四月二日まで十三日間、議員永末英一君から、三月二十一日より四月三日まで十四日間、議員井岡大治君から、三月二十七日より四月十日まで十五日間、右いざれも海外旅行のため請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(石井光次郎君) 特別委員会の設置につきおはかりいたします。

沖縄及び北方問題並びにその他の固有領土に関する対策樹立のため委員二十五名よりなる特別委員会を設置いたしたいと思ひます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(石井光次郎君) 起立多數。よつて、そのとおり決しました。

ただいま議決せられました特別委員会の委員は追つて指名いたします。

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求める件

公共企業体等労働委員会委員任命につき同意を求める件

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。内閣から、中央更生保護審査会委員に大平エツ

君を、公共企業体等労働委員会委員に兼子一君、金子英雄君、隅谷三喜男君、中西實君、峯村光郎

君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

### 日程第一 昭和四十三年度一般会計予算

#### 日程第二 昭和四十三年度特別会計予算

#### 日程第三 昭和四十三年度政府関係機関予算

○議長(石井光次郎君) 日程第一、昭和四十三年度一般会計予算、日程第二、昭和四十三年度特別会計予算、日程第三、昭和四十三年度政府関係機関予算、右三件を一括して議題といたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出とも五兆八千百八十五億円で、四十二年度補正後予算額に比べて一一・八%の増加となっており、そのうち公債金収入は六千四百億円で、歳入総額の一〇・九%を占めています。

また、特別会計におきましては、経済援助資金、余剰農産物資金融通特別会計を産業投資特別会計に統合するとともに、従来一般会計に含まれていまつた国立療養所の經理を国立病院特別会計に含めることとし、その数は四十三と相なっています。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。予算委員長井出一太郎君。

【本号〔二〕に掲載】

【報告書は本号〔二〕に掲載】

#### 〔井出一太郎君登壇〕

○井出一太郎君 ただいま議題となりました昭和四十三年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

この予算三案は、去る一月二十六日予算委員会に付託され、二月五日に政府から提案理由の説明があり、即日質疑に入りましたが、七日午後から二十三日まで、日本海における漁船の安全操業に

関連する前農林大臣の発言をめぐって審議が中断され、二十四日から質疑を再開し、その後も米審委員の構成問題等のため、しばしば審議が停滞しましたが、昨三月十七日質疑を終了し、討論採決をいたしたものであります。

まず、予算の規模等について簡単に申し上げます。

一般会計の予算総額は、歳入歳出とも五兆八千百八十五億円で、四十二年度補正後予算額に比べて一一・八%の増加となっており、そのうち公債金収入は六千四百億円で、歳入総額の一〇・九%を占めています。

また、特別会計におきましては、経済援助資金、余剰農産物資金融通特別会計を産業投資特別会計に統合するとともに、従来一般会計に含まれていまつた国立療養所の經理を国立病院特別会計に含めることとし、その数は四十三と相なっています。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。予算委員長井出一太郎君。

【本号〔二〕に掲載】

まず、予算の規模及びその編成方針等につきましては、「政府は抑制型予算を編成したというが、昨年の公共事業費等の繰り延べ措置及び今回の国

立療養所の特別会計への移行を考慮すると、一般会計予算の対前年度伸び率は一四%をこえ、国民総生産の予想伸び率一二・一%を上回っております。抑制型予算とはいえないのではないか。特に防衛費において、後年度負担経費を著しく増加させていることは納得できない。また、総合予算主義を取り、補正予算を組まない方針であるというが、生産者米価の引き上げが予想されるのに、これにどう対処するのか。公務員給与改善に因する人事院勧告の実施所要費が、予備費中に計上している五百億円をこえて、完全実施をする意思があるか。國立療養所を特別会計に移すこととは、療養所に独立採算制を強制して、患者負担を増加させることになるのではないか。」といふ趣旨の答弁がありました。

次に、貿易国際收支及び外貨準備につきましては、「アメリカは輸入課徴金を課そうとしているが、これを阻止すべきではないか。もしこれが実現されるならば、銀復措置を講ずべきではないか。従来の貿易があまりにもアメリカ依存に過ぎているが、多角的貿易の方途を講じ、特に中国貿易については、輸銀融資の道を開いて、その拡大をはかるべきではないか。アメリカの要請に基づき、中期債券の購入、兵器の購入、輸入エーネンスの高利なユーロドラーへの振りかえ等をはかっているというが、ベトナム戦費のため赤字国となつてはいるアーリカのドル防衛への協力はやめるべきではないか。最近の国際通貨制度の基礎をゆさぶる国際金市場の混乱は、アメリカの慢性的な国際取引悪化に基づくドル不安がもたらしたものと思うが、ドルにつながる円不安に対してもどう対処するか。政府は、四十三年度経済見通しにおいて、輸出の伸び率を一五・二%と見ていて、ボンド切り下げ、ドル防衛の強化、ヨーロッパ景気の後退等の諸情勢を考えると、この見通しは甘過ぎるのではないか。貿易外取支及び資本取支の赤字予想も、ドル防衛の強化等から見て少な過ぎる

数字で、結局総合収支三億五千万ドルの赤字といふ見通しは、大幅に狂うのではないか。なお、日本本の貿易規模から見て、二十億ドルを割るよりも外貨準備は少な過ぎるし、特にそのうちの金保有量があまりに少ないではないか。」という趣旨の質疑があり、これに対しましては、「アメリカの輸入課徴金については、これを取りやめるよう再三米国政府の反省を促しているし、今後もその阻止に全力を傾けたい。万一実現した場合の対策については、関係各省で検討している。日本の対米貿易は、総額の三〇%程度で、アメリカ依存といふことばは当たらないが、多角的貿易に進むことはもちろん必要であり、そのため種々の努力を払っている。中国貿易の拡大も頼うこともあり、輸銀融資については、ケース・バイ・ケースで処理したい。国際通貨としてのドルの価値を強化することは、日本のためもあるので、できるだけの協力はしたいが、円の価値を弱めるようなことはして協力しようとは考えていない。現在のことより、中期債券の購入は考えていないし、三次防衛計画されている以外に兵器を購入することも考えていない。ユーロダラーを利用するには、金融調達の多元化の方針によつたもので、アメリカで調達するよりも、金利は割り安であると思う。金市場の混乱に対しては、アメリカ自身の財政経済の引き締めによる国際收支の改善、及び関係各国の協力により、鎮静への努力が払われている。わが国は、IMFを中心とする国際通貨体制の維持、及び国内経済の強化による国際收支の改善により、田程度と見込み、これに日本の輸出弹性値を乗じた

活保護等社会保障を強化しているので、低所得者の負担が不当にふえることはないと思う。交通手当の免税点については、従来公務員の交通手当の改正に即して改正しているので、今後の公務員の交通手当の問題と関連して考へたい。土地の開発利益に対する課税には種々の困難な問題があるが、現在、土地税制を一括して税制調査会に諮問しているので、その答申を待つて検討したい。寄付金の減税については、四十三年度の税制改正においても、四十二年度に引き続きその範囲を拡大している。」という趣旨の答弁がありました。

以上のはか、質疑は、ベトナム和平の促進、核拡散防止条約または核兵器使用禁止協定に対する態度、安保条約の事前協議の運用、米国沿岸警備隊の日本駐留の根拠、沖縄返還と核基地の取り扱い、B52の沖縄駐留、北方領土の返還と北方漁業業者全操業の確保等の外交問題をはじめ、政府の憲法に対する認識、非核三原則と非核武装決議に対する態度、物価の抑制及び再販売価格維持契約の相続、行政機構の改革及び防衛庁、公社、公團等高級職員の関係企業への就職の規制、小笠原復帰後の大賀義典購入契約の内容、自衛隊の治安出動、自衛隊のはやぶさ演習及び菊演習並びに松前・バーンズ協定、米原子力航空母艦寄港の際の警察行動、いわゆる大阪タクシー事件の捜査内容、京都府教育長未承認の理由、児童手当の創設等社会保障充実、水俣病及びイタイイタイ病対策、米価及び米審委員の構成、石炭企業の統合、住宅対策及び地価対策、過密都市対策及び過疎地域対策、地主正、その他国政の各般にわたり、きわめて熱心に

行なわれ、政府からそれぞれ答弁がありました  
が、詳細は会議録をごらん願うことといたしました  
て、説明を省略させていただきます。

昨日、質疑終了後、日本社会党、民主社会党及び公明党の各党から提出された予算三案を撤回のうえ編成替えを求める動議について、それぞれ趣旨説明がありました。その内容は会議録をごらん願いたいと存じます。

かくて、予算三案及び三党の動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党は、政府原案に賛成、三党の動議に反対、日本社会党は、自党の動議に賛成、政府原案及び民主社会、公明両党の動議に反対、民主社会党は、自党の動議に賛成、政府原案及び日本社会、公明両党の動議に反対、公明党は、自党の動議に賛成、政府原案及び日本社会、民主社会両党の動議に反対、日本共産党は政府原案及び三党の動議に反対の討論を行ない、採決の結果、三党の動議はいずれも否決され、予算三案は多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 昭和四十三年度一般会計予算外二件に対し、北山愛郎君外十三名から、三件につき撤回のうえ編成替えを求める動議が提出されております。

昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

Digitized by srujanika@gmail.com

特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算については、政府はこれを撤回し、政府の経済財政政策を左記基本方針により根本的に転換し、そのうえにたつて編成替えることを要する。

右の動議を提出する。

昭和四十三年三月十七日

提出者

北山 愛郎

山内 広

山中 吾郎

畑 和

久保 三郎

中澤 茂一

坂上安太郎

田中 武夫

加藤 清二

横山 利秋

大原 亨

森本 靖

橋崎弥之助

川崎 實治

記

日本經濟をめぐる内外の情勢は深刻であり、自民党政による安易なドル依存と大企業中心の高度成長政策はあきらかな行き詰まりを示している。

第一に、政府は、ボンド・ドル不安による国際経済環境の悪化を軽視し、安易なドル依存政策をとつて、国際収支と金・外貨準備の改善を忘るとともに、インフレ政策による景気刺激で経済成長をはかつてきただが、その結果、日本經濟の動向を制する国際取扱は、構造的に弱体化してきてい

る。この危機は、佐藤内閣が昨年の日米共同声明いらい積極的に核安保、アジア安保への道に踏みだし、ドル防衛協力、防衛力增强、東南アジア援助肩代わり等大きな重荷を背負うことによつて一層促進されている。

第二に、大企業中心の無計画な設備投資を軸とする高度成長政策は、インフレ、物価高を恒常化する一方、住宅、交通、福祉施設等国民生活に密着した社会資本の不足をもたらして生活環境を悪化させ、社会保障を圧迫し、農村の荒廃、中小企業の倒産等さまざまがみや格差を生むに至っている。

これららの矛盾は、資本自由化とともに国内産業の再編合理化、アジア開発途上国にたいする政府援助の増大、ボンド・ドル危機のもとでの国際競争の激化、日米安保体制下での軍事化の要請等きびしい国際環境の結果さらに拡大している。政府は、四十三年度予算編成にあたつてこうした行き詰まりを開拓するため、いわゆる「財政硬直化」と国際收支大幅赤字解消、ドル防衛協力に名をかりて、自らの重大な失政のあと始末を国民に押しつけようとしている。

政府が今になつて「財政硬直化」を理由に受益者負担を前面に押しだしてきた意図は明白であつて、それは国債政策の破たんときびしい国際経済環境に対処するため、国民負担の増大を基礎としており大がかりな資本蓄積、海外援助、軍事力拡充の体制をたてなおすことにある。

政府の昭和四十三年度予算の内容を一言にしていえば、ドル依存と軍事化、大衆生活圧迫の戦後最悪の予算であり、その結果は次のような諸矛盾を激化するものである。

(1) 「抑制型予算」と称しながら実質的な膨脹予算を組み、景気刺激を促進する一方、景気抑制を金融引締めにたより中小企業や大衆に犠牲をしを激化するものである。

(2) 防衛費や警察費の増大、ドル防衛協力を海外経済協力をすすめ、日本経済軍事化とアメリカ從属の傾向を強めている。

(3) 「財政硬直化」を理由にする受益者負担原則に基づき、公共料金値上げその他諸経費の大衆負担化がはかられてい。

(4) インフレ物価高を促進するだけでなく、物価調整減税もなく実質増税と民生安定費の圧縮により税の不公平と格差の拡大がはかられてい。

(5) 「補正なし総合予算」の名のもとに公務員給与、生産者米価を圧迫し、将来にわたる所得政策導入の条件整備、食糧制度の原則の骨抜きがはかられている。

(6) 財政法に違反して、予備費、繰越明許費、国庫債務負担行為などを濫用し、憲法と財政民主主義を破壊しようとしている。

また、地方財政を圧迫し、さらに地方自治を後退させようとしている。

#### 一 経済財政政策転換の基本方針

わが党は、政府が経済財政政策を根本的に転換し、次の基本方針に基づいて予算を編成替えるよう強く要求する。

第一に、国際収支の改善については、輸入を誘発する割合の高い大企業の設備投資規制、兵器輸入の停止、高級せい沢品の輸入制限、社用消費の抑制などに重点をおき、引締めの犠牲を最小限にとどめ、当面する中小企業の危機に対しては、大幅な特別融資を行なうなど、必要な措置を講ずべきである。

第二に、防衛費は、平和友好の外交理念のもとに大幅に削減すべきである。これとともに、ドル依存の貿易構造を転換し、対社会主義国貿易を拡大して、日本経済の自主性の基盤を強化する。海外経済協力は、対象国の社会改革と住民福祉の向上と見合つて行なうべきである。

第三に、いわゆる財政硬直化の解決は、高度成長によつて利益をうけた大企業、資産所得者の負担によつて行なうべきであり、財源は年々一兆円によよぶ税の優遇措置の整理、防衛費の削減等により調達すべきである。こうした措置に見合つて赤字国債はすみやかに廃止すべきである。

第四に、公共料金の値上げ停止ならびに独占価格、地価高騰の抑制等総合的な物価安定策を推進すべきである。また、住宅、交通、社会保障、教育など民生安定予算の充実をはかる一方、中小企業、農業の經營基盤を強化すべきである。

第五に、政府はことさらた総合予算主義と称し、

て、あらかじめ予算に枠をはめ貸金、米価を抑えよう意図しているが、現行財政法のもとでは、従来も総合予算主義がとられてきているのであり、必要に応して補正予算を組むこともまた当然である。この彈力的な財政運営により、人事院勧告の完全実施と食管制度を堅持する等、経済情勢の変動と国民生活の実態に即した財政運用を行なうべきである。

第六に、國の予算は、憲法、財政法の規定するところにしたがい、國会を通じて國民に公開されるという原則に基づいて運用されるべきである。

このため予算の形式、説明資料の提出、審議方法などにつき根本的に改善すべきである。

(一) 予算編成替えについての重点要綱  
(二) 防衛費および反動経費の削減と海外経済協力の是正

(1) 第三次防衛計画を中心として、國庫債務負担行為の濫用をやめ、防衛關係費を削減する。また警察機動隊手当等公安關係の反動経費を削減する。兵器輸入は停止する。

(2) 放漫無計画かつ反動政權のてこ入れとなる海外経済協力をとりやめ、現地住民の福祉と自立につながるよう改める。

(二) 税制の改革と国债の削減

(1) 大企業、金持ち優遇の租税特別措置を廃止し、法人利潤税を採用して税の公平と税収の確保をはかる。

(2) 生活費に課税せずの原則に立ち、労働者、

(三) 中小企業に対して大幅減税を行ない、所得税は五人家族百万円まで無税とする。
(3) 大衆課税である酒・タバコ等間接税の増税は中止し、法人の交際費、政治献金に対する課税を強める。徵稅は民主的に行なうとともに大口脱税をきびしく捕そくする。
(4) 国債は四十五年までに全廃をめどに、本年度は六千億円以内にとどめる。
(四) 物価の安定
(1) 国鉄定期代、消費者米価等の公共料金を値上げせず、そのための財政措置を講ずる。
(2) 独占物価を引下げ、不公平な協定を禁するため公正取引委員会の強化、再販制度規制立法を行なう。また物価安定のための民主的かつ強力な物価安定調査会を設けるとともに、消費者基本法を制定する。

(五) 社会保障の拡充
(1) 生活保護基準を一般労働者世帯の水準に近づけるよう基準の大額引上げを行なうとともに、各種社会福祉施設に対しても十分な財政措置を講ずる。
(2) 老齢、障害、母子(准母子)福祉年金を大幅に引き上げ、各種年金制度に物価スライド制を確立し、そのための国庫負担を行なう。
(三) 大量供給を確保する。

(六) 交通安全対策等の確立
(1) 交通安全施設のための予算を増額し、歩道橋、ガードレール等の整備を行なうとともに、交通安全センター、児童公園などの充実をはかる。
(2) 救急医療体制の確立および被災者保障のため、自動車損害賠償責任保険の限度を六百万円に引き上げ、さらに運転労働者の労働条件、安全環境の改善をはかる。
(七) 労働政策の充実

中小企業に対して大幅減税を行ない、所得税は五人家族百万円まで無税とする。

(1) 公務員給与の引上げは、最小限人事院勧告の完全実施をはかる。

(2) 公務員労働者の生活権をおびやかす公務員の定員削減、人員整理は行なわない。

(3) 失業賃金を大幅に引き上げ、物価上昇分と一般賃金水準の引上げに見合う十分な予算措置を行なう。

(4) 石炭産業については国有化を早急に実現し、再建をはかり、あわせて炭坑労働者の雇用の安定をはかる。

(5) 石炭産業については国有化を早急に実現し、再建をはかり、あわせて炭坑労働者の雇用の安定をはかる。

(6) 石炭産業については国有化を早急に実現し、再建をはかり、あわせて炭坑労働者の雇用の安定をはかる。

(7) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(8) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(9) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(10) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(11) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(12) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(13) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(14) 教育費・父母負担の軽減

(15) 憲法の「義務教育無償」の原則をつらぬき、父母負担の軽減をはかる。また私学に対する大幅な援助を行なう。

(16) 幼稚園、無認可保育所を含めた保育所の量、質の向上と教諭、助教諭、保母の増員や待遇改善、身分の確立をはかる。

(17) へき地教育、特殊教育の振興のための財政措置を行なうとともに、教職員に対する超過勤務手当の支給、学校警備員制度の確立をはかる。

(18) へき地教育、特殊教育の振興のための財政措置を行なうとともに、教職員に対する超過勤務手当の支給、学校警備員制度の確立をはかる。

(19) 科学技術の振興

(20) 科学技術振興のため、政府支出の割合を高め、科学技術振興費を大幅に増額する。

(21) 基礎研究充実のため、研究費、研究体制、研究員の待遇等の改善をはかる。研究開発に

(22) 通勤輸送を拡充するため、大衆輸送機関の整備、建設資金の確保、地方中小私鉄の整備のため投融資を拡大する。

(23) 公害、災害の絶滅

(24) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(25) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(26) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(27) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(28) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(29) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(30) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(31) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(32) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(33) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(34) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(35) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(36) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(37) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(38) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(39) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(40) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(41) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(42) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(43) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(44) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(45) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(46) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(47) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(48) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(49) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(50) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(51) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(52) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(53) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(54) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(55) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(56) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(57) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(58) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(59) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(60) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(61) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(62) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(63) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(64) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(65) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(66) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(67) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(68) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(69) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(70) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(71) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(72) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(73) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(74) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(75) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(76) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(77) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(78) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(79) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(80) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(81) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(82) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(83) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(84) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(85) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(86) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(87) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(88) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(89) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(90) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(91) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(92) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(93) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(94) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(95) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(96) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(97) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(98) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(99) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(100) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(101) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(102) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(103) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(104) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(105) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(106) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(107) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(108) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(109) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(110) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(111) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(112) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(113) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(114) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(115) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(116) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(117) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(118) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(119) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(120) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(121) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(122) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(123) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(124) 水俣病、イタタイイタイ病、四日市ゼンソク等の原因の究明と被災者の救済措置に万全を期す。

(125) 災害の被災者には生活の補償、再建を基本とする被災者援護法を制定して個人災害の補償を行なう。

(126) 公害対策基本法とともに法整備を早急に行ない、そのための予算を増額する。

(127) 水俣病、イタタイイタイ病、四

は自主、民主、公開の原則を確立する。

(3) 原子力の平和利用、宇宙開発の平和利用は

厳重に守り、軍事研究はすべて中止する。他

方、公害、災害防止、海洋開発等生活向上の

ための研究を強力に推進する。

(4) 中小企業対策の確立

(1) 中小企業の当面する危機に対処するため二千億円以上の特別融資を行なう。

(2) 中小企業従業員の共同宿舎、共同給食施設、労働福祉センター等の建設を助成する。

農林漁業の振興

(1) 食管制度を堅持し、生産者米価は生産費所得補償方式で支持し、消費者米価は家計の負担にならぬようすえおく。

(2) 土地改良、草地造成は全額国費で行ない、農業経営の共同化を推進し、生産性と食糧自給度を高める。

(3) 農林業、漁業に対する長期低利融資を拡充する。とくにまた、被災農漁家、開拓農家の固定負債をたな上げし、制度融資による借りかえ措置を講ずる。

(4) 地方財政の拡充

(1) 財政直轄化を口実としたしわよせを防ぎ、地方債の繰上げ償還や、交付税の国への貸付けをやめ、財源の再配分を通じて地方自主財源の強化をはかる。

(2) 大都市財源を充実するため、都市的性格の財源を大幅に与える。また地方交付税を充実

し、農山漁村の過疎地域に対する傾斜配分を強める。

はまことに楽観を許さないものがあるのであります。

こそ、わが国の経済が破産したりするようなどに無関心ではおられないのです。(拍手)

ことに憂慮されることは、わが国の円の状態であります。東京為替市場では、ドル買い、円売りが激しくなり、日本銀行は三日間で五千万ドルの外貨を放出したといわれております。西ヨーロッパではドルが売られているのに、東京では円充

り、ドル買いが激しくなっているといふことは、憂慮せばにはおられない事態であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 之際、その趣旨弁明を許します。北山愛郎君。

[北山愛郎君登壇]

○北山愛郎君 私は、日本社会党を代表して、政府の昭和四十三年度予算三案につき、これを撤回のうえ編成替えを求める動議の趣旨を弁明するものであります。(拍手)

わが党は、数年前からドル不安について政府の注意を喚起し、安易なドル依存に注意し、外貨準備の改善を要望してきましたが、政府はわれわれのことばに少しも耳をかきなかつたのであります。私自身が、この議場で、昭和三十五年秋の金価格の暴騰のとき、また三十七年のドル不安の際に、二度にわたってこの点を主張いたしました

ことがありますので、私はその要旨のみを御説明いたしたいと存じます。

いま、内外の政治経済情勢は、激しく流動いたしております。特にこの数日來の金賣い付け旋風の如きは、ついに金恐慌となつて、ワシントンにおける金ブル七カ国の緊急会議は終わりましたけれども、世界通貨不安の前途

は

まさに憂慮されることは、わが国の円の状態であります。東京為替市場では、ドル買い、円売りが激しくなり、日本銀行は三日間で五千万ドルの外貨を放出したといわれております。西ヨーロッパではドルが売られているのに、東京では円充

り、ドル買いが激しくなっているといふことは、憂慮せばにはおられない事態であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 之際、その趣旨弁明を許します。北山愛郎君。

[北山愛郎君登壇]

わが党は、数年前からドル不安について政府の注意を喚起し、安易なドル依存に注意し、外貨準備の改善を要望してきましたが、政府はわれわれのことばに少しも耳をかきなかつたのであります。私自身が、この議場で、昭和三十五年秋の金価格の暴騰のとき、また三十七年のドル不安の際に、二度にわたってこの点を主張いたしました

ことがありますので、私はその要旨のみを御説明いたしたいと存じます。

いま、内外の政治経済情勢は、激しく流動いた

ます。私自身が、この議場で、昭和三十五年秋の金価格の暴騰のとき、また三十七年のドル不安の際に、二度にわたってこの点を主張いたしました

ことがありますので、私はその要旨のみを御説明いたしたいと存じます。

(4) 財政投融資計画の改革

(1) 財政投融資計画の運用方法を改め、農業、中小企業の近代化、住宅、生活環境整備、各

種公营企業の経営改善などに重点的に取りむける。

(2) 財政投融資計画は、一般会計、特別会計、地方財政計画をはじめ政府債、地方債計画と

一体のものとして作成し、国会の議決事項とする。

(3) 財政投融資計画は、一般会計、特別会計、

地方財政計画をはじめ政府債、地方債計画と

一体のものとして作成し、国会の議決事項と

する。

(4) 財政投融資計画は、一般会計、特別会計、

地方財政計画をはじめ政府債、地方債計画と

一体のものとして作成し、国会の議決事項と

する。

(5) 財政投融資計画は、一般会計、特別会計、

地方財政計画をはじめ政府債、地方債計画と

一体のものとして作成し、国会の議決事項と

する。

(6) 財政投融資計画は、一般会計、特別会計、

地方財政計画をはじめ政府債、地方債計画と

一体のものとして作成し、国会の議決事項と

する。

(7) 財政投融資計画は、一般会計、特別会計、

地方財政計画をはじめ政府債、地方債計画と

一体のものとして作成し、国会の議決事項と

する。

(8) 財政投融資計画は、一般会計、特別会計、

地方財政計画をはじめ政府債、地方債計画と

一体のものとして作成し、国会の議決事項と

する。

こそ、わが国の経済が破産したりするようなどに無関心ではおられないのです。(拍手)

日本経済が行き詰まつて、自主性を失い、ますます

す外国の干渉を受けなければならないような事態

におちいることに重大な関心を持つことは、むしろ当然でございます。あえて言うならば、社会主

義政党から金や外貨準備の心配をされるような資

本主義の政府これが、だらしがないと言うほかは

このように情勢は激しく動き、この予算案編成

当時の状況とも大きく変わっておるのであります。

本予算がいまだ衆議院も通つておらないの

に、政府は早くも三千億円の財政繰り延べを検討

しておると聞いておりますが、そのこと自体が、

この予算案の再検討、再編成の必要性を雄弁に物語つていて申さなければなりません。(拍手)

この予算案の再検討、再編成の必要性を雄弁に物語つていて申さなければなりません。(拍手)

かし、直面する経済の危機は、外部の条件の変化

からのみ生じたものではありません。佐藤内閣の政策の破綻、失敗から生じておるのであります。

第一に、ドル、ポンド不安を軽視して、その備えをしなかつたため、特に四十二年度の政策失敗

によって、國際收支悪化の最悪事態において世界通貨危機のあらしを迎えたことであります。

第二には、大企業中心の設備投資を軸とする高

度成長政策が、インフレ、物価高を招き、安易な

国債発行と放漫な財政支出がいわゆる財政直轄化となってきたことであります。農村の荒廃と中小

企業の倒産、所得と財産の格差を広げ、教育、医

療、交通、住宅に大きな矛盾とゆがみを積み重ね、公害と事故をふやし、経済の成長が人間のしわせにつながらないという矛盾を累積したことあります。

しかるに、政府の予算案は、これらの矛盾と破綻を是正するどころか、一そろこれを激化しようとするものであります。国際收支の危機と財政窮迫をよそにして、防衛費と海外経済協力を優先して増額し、国民に対しては、財政硬直化を口実にして増税と物価高を押しつけ、対米追従、経済の軍事化、国民生活圧迫の反動政策を強行しようとおるのであります。われわれが、このような国民生活圧迫の政府予算案の撤回を求める、わが国経済の平和的な自立のために、国民大衆の福祉につながる経済発展のために、その根本的な再検討と再編成を要求することは、じごく当然といわなければなりません。(拍手)

社会党の組み替え要求の第一点は、国民の出血を最小限にとどめながら、国際収支のすみやかな改善をする有効な対策を要求するものであります。

政府は、金融引き締めによって総需要を抑え、輸出ドライブをかけて国際収支改善をやろうといふ間接的な景気調整策を昨年九月以来続けておりますが、この措置は、一昨年以来ものすごい利益をあげた主要産業の設備投資を抑える力を失い、引き締めの結果は、いたずらに中小企業を圧迫し、倒産に拍車をかけておるのであります。この

ような出血と犠牲をふやしながら効果の薄い景気とするものであります。国際収支の危機と財政窮迫をよそにして、防衛費と海外経済協力を優先して増額し、国民に対しては、財政硬直化を口実にして増税と物価高を押しつけ、対米追従、経済の軍事化、国民生活圧迫の反動政策を強行しようとおるのであります。われわれが、このような国民生活圧迫の政府予算案の撤回を求める、わが国経済の平和的な自立のために、国民大衆の福祉につながる経済発展のために、その根本的な再検討と再編成を要求することは、じごく当然といわなければなりません。(拍手)

第二には、防衛費を大幅に削減し、海外経済協力を是正し、また対米依存の貿易構造を手直しして、中ソなど社会主義圏との貿易を飛躍的に拡大し、多角的かつバランスのとれた貿易構造に是正することを要求するのであります。

防衛厅予算は、表面上三百五十億円だけの増額でありますが、予算外の国庫債務負担行為と継続費で千七百九十六億円を裏金として、将来の予算を先食いして膨大な兵器の注文をやろうとしておりますが、これは明らかに国際収支を悪化させ、財政硬直化の原因をつくり、経済の軍事化と兵器汚職をふやすのであります。(拍手)われわれは、千五百八十億円の防衛厅国庫債務負担行為の中止、兵器購入の打ち切り、繰り延べによって、防衛費を大幅に縮減することを要求するものであります。

第三に、いわゆる財政硬直化の解決には、大衆の負担に転嫁することなく、経済成長によって大きな利益を受けた大企業や資産所得者階層の負担によることを要求するものであります。

財政窮迫の原因是、直接には物価高の恒常化、国債発行の失敗、放漫な財政支出などによるものであります。取るべきところから税金を取らないで、年々一兆円にも及ぶ大企業と金持ち階級の減税を続けたための歳入の不足が、その大きな原因であることも明らかであります。労働者課税は先進国に比べて重いのに、国民所得に対する租税負担率は諸外国に比べて著しく低いのであります。

第四に、政府の公共料金主導型の物価上昇政策をやめて、酒、たばこはもちろん、国鉄の定期代、消費者米価の引き上げを行なわず、特に地価対策については宅地課税を強化し、膨大な不動所得を吸い上げて、土地投機による値上がりを防止する措置を四十三年度から実施すべきであります。

第五に、われわれは、政府の補正なし総合予算主義の名のもとに企図しておる公務員賃金のくぎづけ、米価のスライド制に反対し、受益者負担と称して医療費、交通費、電話料金等公共料金の値上げを大衆に押しつけることに強く反対するものであります。

すでに、国民大衆は重い税金と税外負担で苦しんでおる。また、政府の財政投融资の財源の大半

よりな出金と犠牲をふやしながら効果の薄い景気調整策は再検討すべきであります。

われわれは、この際、輸入を誘発する度合いの高い主要産業の設備投資を計画的に規制することと、また、外国からの兵器購入を停止して七千万ドルの外貨を節約すること、六千億円に及ぶ会社

は、吉田書簡はもちらんのこと、政經分離のお題目を捨てて、断固中国との政府間交渉を開始し、開発途上国の特惠関税の脅威にはさまれ、ベトナム戦後の変動に備えるためにも、この際、政府は、吉田書簡はもちらんのこと、政經分離のお題

命令であります。東からは輸入課徴金、西からは度の増収は可能であり、その一部を整理して酒、たばこの増税と国鉄定期代の値上げをやめ、所得税標準世帯百万円までの非課税の実現は、決して無理ではないのであります。これによって大企業優遇、金持ち天国、労働者地獄の税制を、この際根本的に改めなければなりません。(拍手)

国債の発行については、以上の税制改革と見合

いながら、三年を目途として全廃する方針のもと、とりえず四十三年度は六千億円以内にとどめることを適当であると思います。

第四に、政府の公共料金主導型の物価上昇政

策をやめて、酒、たばこはもちろん、国鉄の定期

代、消費者米価の引き上げを行なわず、特に地価

対策については宅地課税を強化し、膨大な不動所

得を吸い上げて、土地投機による値上がりを防止

する措置を四十三年度から実施すべきであります。

第五に、われわれは、政府の補正なし総合予算

主義の名のもとに企図しておる公務員賃金のくぎ

づけ、米価のスライド制に反対し、受益者負担と

称して医療費、交通費、電話料金等公共料金の値

上げを大衆に押しつけることに強く反対するものであります。

すでに、国民大衆は重い税金と税外負担で苦し

んでおる。また、政府の財政投融资の財源の大半

は、郵便貯金、厚生年金、国民年金、簡易保険など大衆の零細な貯蓄、実に二兆五百七十八億円が

その財源であります。これらの大衆の貯蓄こそ、

公共料金の抑制のために十分に利用されるべきであります。政府が補正を組まないといつても、經濟を野放しにして物価上昇を黙認しておるので

は、それはできない相談であります。もしその意図が、財政を固定化することによって經濟の安定を意図しておるものであるとするとならば、それこそが過であって、大のしつぽを持って頭の向きを変えさせようとするのにひとしいナンセンスであるといわざるを得ません。(拍手)

第六に、經濟高度成長から生じた教育、社会保障、住宅、交通安全、公害などのひずみと社会資本の不足などの対策は、財政硬直化を理由として抑制することはきわめて不当であります。

生活保護基準、各種年金の引き上げと物価スライド制、原爆被災者や同和対策の強化、身体障害者対策、交通安全施設の充実、水俣病、イタイン

タイ病対策、交通事故被災者の自動車賠償保険の限度額の引き上げ、大量輸送の拡充などについても、十分な予算措置を要求するものであります。

また、教育費の父母負担の軽減、幼稚園や無認可保育所を含む保育施設の助成、僻地の振興など人々の待遇改善措置に特別の配慮をすべきであります。

住宅対策については、特に公営住宅五ヵ年間二百七十万戸建設を目指として予算を増額し、総合地価対策と並行して用地の供給を改善することを

要求するものであります。

第七には、中小企業、農林漁業対策であります。

中小企業に対しては、下請の保護の問題、零細企業に対する無担保、無保証融資の拡充及び個人事業税などの減税等々を行なうべきであります。中でも当面する金融窮屈を救うために、国の金融機関を中心として二千億円以上の緊急融資ワークの増大と、恵まれない中小企業労働者の社会保険、教育、レクリエーションの施設、福祉対策を進めることを要求するものであります。(拍手)

農業の中心課題は、食管制度の堅持であります。生産を保障する農産物価格支持であります。また、土地基盤整備の全額国庫負担と経営共同化推進によって、わが国の農業が米中心だけの、米大黒柱の農業ではなくて、米と畜産と果樹、三本柱の上に日本の農業を確立するための長期的計画と、これに伴う予算をわれわれは要求するものであります。

また同時に、固定負債に悩む災害農家あるいは漁民、開拓農民の負債整理の立法、財政措置を推進すべきであります。

第八に、地方財政については、中央集権化から生ずる義務的経費の増大と、自主性の喪失によつて、そら地方財政は困難を加え、実態は国の財政よりもむしろ硬直化しているといふべきであります。

この根本解決は、もちろん中央と府県、市町村

の事務と財源の再配分によって、自主財源を充実するほかないであります。特に大都市、農漁

村ともに悩みとしておる過密、過疎対策の実現、実行のために、その財源と融資の配分を適正にし、特に本年度、四十三年度において國が地方自

治体から四百五十億円の借り入れをするというよくなめらかの措置は、この際取りやめるべきであると思うのであります。

最後に、私は政府に対し、憲法、財政法に規定する財政民主主義を厳守し、國の財政が国会を通じて正しく国民に公開されることを強く要求するものであります。

予算委員会の審議中に、防衛庁の国庫債務負担行為のずさんさが指摘され、技術研究開発費、半自動警戒管制装置、すなわちバッジの予算が追及されます。防衛庁長官のこときは、みずから、「契約金額

がだんだんふえてもいいしかけになつてゐるのは不愉快である。それでも会計法違反ではないぞうだ。」と人ごとのような答弁をやって、世間をあ然とさせたのであります。財政法や会計法がこのよう

うなでたらめを許しておるのではありません。政府が財政法、会計法を正しく守らず、国庫債務負担行為を乱用しておることにその根本原因があるのです。(拍手)

○謹長(石井光次郎君) これより、予算二件に対する討論と、動議に対する討論を一括して行ないます。順次これを許可します。小川半次君。

〔小川半次君登壇〕

○小川半次君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました昭和四十三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算の三案に対し、賛成の意を表明し、日本社会党提案の編成替えを求める動議に反対をいたすものであります。(拍手)

さて、わが国は昨年九月以来、財政、金融両面

とであり、この予算案をそのまま議決するならば、それだけ余分の財政権限を政府に与える結果となることがあります。これは財政法第十五条第一項に違反する疑いのある措置であり、これが正しく説明是正されないままになつていては、私は深い遺憾の意を表せざるを得ません。(拍手)

國庫債務負担行為のみならず、繰り越し明許制度を乱用し、政府がかつてに議決予算の政策的繰り延べを行なうなど、行政執行上の便宜のために国会を軽視し、財政法のじゅうりんをするといふことは、まことに目に余るものがあるのであります。私は、これら財政法違反を正すためにも、予算案を全面的に組み替え、再提出することを要求して、趣旨説明を終わるものであります。

本予算案を全面的に組み替え、再提出することを要求して、趣旨説明を終わるものであります。私は、これの財政法違反を正すためにも、予算案を全面的に組み替え、再提出することを要求して、趣旨説明を終わるものであります。

が、この措置は、御承知のとおり、国内景気の過熱を抑え、経済成長の鈍化を通じ、国際収支の均衡をはかるうとするものであります。しかして、ここに最も注目されなければならないことは、わが国の経済財政の本質と、これを取り巻く国際的環境が、過去幾たびかとられてまいりました調整時期に比べて、きわめてきびしいものがあることである。すなわち、国内的には国债発行下においての景気調整であること、自由化の進展、労働力供給の逼迫のもとで、民間設備投資は根強い基調にあること、さらに国際的には、ボンド切り下げによるドル防衛の強化、なかなかアメリカの輸入制限措置の新設の動きなど、まことに容易ならざる情勢に直面いたしております。

明年度予算は、かかる内外経済のきびしい諸条件を十分に認識し、すみやかに国際収支の改善を図るために、経済の効率化と財政本質の改善を通じ、長期にわたってわが国経済発展の基礎を強化するための必要な諸施策を用意した、国民の期待に十分こころえ得る予算であると、衷心より賛意を表す次第であります。(拍手)

う、予想を上回る増加をいたし、また、賃金の大幅度に対し一五%以上、農村等においては約二〇%という著しい伸びを示しているのであります。ことは喜ぶべき一面をも持っておりますが、その結果は、輸出余力の低下、輸入の増加をもたらし、四十二年度においては、総合収支で約七億ドルの赤字が見込まれるに至り、なおこの赤字基調はいまだ根強い足取りをたどつておるのであります。したがつて、当面とするべき施策は、金融面もさることながら、この際は、<sup>着目</sup>特に財政面に重点を指向し、需要の圧縮に極力つとめなければならぬものと考えるのであります。

明年度一般会計予算は、前年度補正後、予算に比べ一・八%，財政投融資計画は一三%の伸びで、ここ十年來の最低の伸びにとどまつてゐる 것입니다。世論の一部には、四十二年度予算より四十三年度に繰り延べた予算額や、国立療養所の経費を特別会計へ繰り入れた金額などを調整する、予算規模は一三・一%程度となつて、経済成長見込み一二・一%を上回るから、景気抑制型とは言ひがたいといふ批判もあるのであります

ところで、明年度の政府の財貨サービス購入伸び率は一一・七%で、名目経済成長率一二・一%を下回り、これまた、ここ十年来最も低い伸び率であります。さらに、景気に刺激の強い公事業費は、毎年二〇%前後の伸び率であったのに対し、明年度は七%の増加にとどめ、また歳入においても、需要効果の大きい公債財源を大幅削減し、その依存率を前年度当初の一六・一%より一〇・九%に引き下げたことは、まさに時に適した措置と考える次第であります。

第二の特徴は、財源を適正かつ効率的に配分していることとあります。

財政規模を圧縮し、窮屈な財源の実情にかからず、予算及び財政投融资計画を通じ、低所得対策など社会保障の充実、交通安全、公害対策強化、住宅対策の拡充、農業、中小企業等低生性部門の近代化と物価の長期安定、輸出振興と経済協力の推進など、当面緊要な諸施策等については、いずれも予算全体の平均伸び率を大幅により、きめこまかく手厚い措置を講ずる等、最善期していることは、佐藤内閣の人間尊重の姿勢如実に物語るものと確信をいたすものであります。

まいりますこと、上昇寄与率で大きな比重を占めておりますものは、農、水、畜産、食品、個人サービス、中小企業製品等であって、そのウエートは八〇%以上となっております。もとより、これらの部門の価格や料金の上昇をさかえているものとして、流通コストの増大も無視することはできませんが、要は、これら生産性向上の困難な職域に従事する人々の賃金、所得が、他の高い生産性部門で働く人々並みの賃金、所得へと近づきつあることが、物価上昇の背景となっていることは、きわめて明瞭な事実であります。

二重構造といわれるわが国産業の中にあって、賃金格差が年を追つて縮まりつつあることは喜るべき現象でありますが、このことが、消費者物価を押し上げていることも事実であります。したがつて、その影響を消費者へ転嫁されることを避けるため、農業、中小企業等の近代化、労働力の流通促進、競争条件の整備、流通部門の拡充など、生産性の向上に施策を中心し、明年度においては、物価対策関連予算として五千四十五億円を計上いたしておることは、当を得たものと思うのを

以下私は、本予算の特徴とも申すべき一、二の点に触れてみたいと思います。

第一は、国際収支の改善を目指し、財政規模を適度に圧縮していることがあります。

このたびの国際収支の赤字の背景を見まするならば、民間設備投資が前年度に対し約三〇%とい

が、しかし、財政規模と景気の動向との関係を見る場合には、中央、地方を合わせた政府の財貨サービス購入額で推計することが本筋であります。單に国の一般会計予算規模のみをもつて論することは当を得ないと申すべきであります。

消費者物価の動向は、最近やや落ちつきを示しておるやに見受けられます。まだ必ずしも実態を許さざるものがあります。上昇の要因は、その根は深く、かつ多面にわたつてることは御承知のことあります。ここ数年の傾向を見て

物価を問題とする場合、私どもは国民として常に念頭に置かなければならぬことは、一面において消費者であり、他面において生産者として、物価構成の要素となる賃金、所得の獲得者であるという因果関係にあるということです。しかししてまた、賃金、所得の向上は、常に生産性の向

上によってのみその実現が期せられるということを忘れてはならないのです。

このような関係に着目するならば、物価対策の基本は、要するに国民経済全体の賃金の上昇が生産性の上昇率の範囲内に見合うよう節度が保たれることができればなりません。(拍手)総評の一円ベースアップ、同盟の一四%のベースアップの要求は、明年度の経済成長率を勘案し考慮するならば、生産性の向上を大幅に上回った要求であることは何人もこれを認めざるを得ないところであり、しょせん、これらの要求は、残念ながら物価上昇の要求であるものと断ぜざるを得ないのです。(拍手)

第三は、財政硬直化の打開であります。財政は、由来、一方において資源の配分、他面において景気調整という両面の機能を持つものであります。したがつて、もし経費の内容が固定化し、弾力性を失うならば、時代の要請に応じた資源の配分も期待しえなくなるのみか、そのときどきの景気の情勢に対応して、財政の面より経済の安定した成長を助けるという使命を果たし得なくなります。かかる意味で、硬直化の問題を、單なる経費の増大を抑制するとか、財源不足の一つの対策とかといった皮相的な角度で論ずることは、大いなる誤りと申さなければなりません。

顧みますれば、過去十年間、わが国経済はまれに見る高度成長を遂げてまいり、その結果、毎年巨額の自然増収を生じ、これを財源として減税、

公共事業、社会保障など、近代福祉国家建設の諸条件を幅広く、しかもきわめて早いスピードであります。しかしながら、その反面、国民の間に、國の福祉サービスを、自己の負担と何ら関係はないというがごとき、いわば自己責任原則を忘れて、安易に國に依存しようという憂慮すべき風潮が醸成されてきたことも見のがし得ない事実であります。

一方、わが國経済の今後の成長は、雇用、国際収支、物価などの要因により、鈍化の傾向をたどるであろうと想像されますが、このような時期に際会し、負担は極力低きを求める、受益はますます高きを求めるといったムードは、いまにして払拭しきりません。先行き大きな禍根を残す結果となるのではなかいかと心配されるのであります。(拍手) イギリスや西ドイツのわだちを踏むことは、断じて避けなければなりません。この際、国民各自が、

以上、申し述べました諸点から見て、明年度予算は、当面せるわが國経済社会の諸課題に積極的に取り組み、それらの解決に万全を期せんとしているものであり、長期的には、わが國経済の安定ある成長を保障するものと信するものであります。

が、由来、安定せる社会の建設は、ひとり政府の施策のみでその効を期しがたいのです。国民一人一人が、当面せる諸情勢と、問題の所在を的確に認識し、企業も、個人も、節度ある行動をとることにより、実を結ぶものと信するのであります。過当競争に基づく投資、レジャー産業への傾向、まさに昭和の元禄であります。国際均衡を無視

しなければならぬと考えるものであります。(拍手)しかし、問題の本格的解決はこれからであります。なぜかならば、硬直化の要因は、単に財政のみではなく、広く従来の制度、慣行に根をおろしていることが明らかであるからであります。この意味で、明年度予算は、まさしく硬直化打開の第一歩を踏み出したものであり、硬直化の打開こそ、わが國が長期にわたって繁栄する緊要な措置であることに思いいたすとき、明年度予算は、質的にその意義をわめて重要なものであつて、あすの繁栄を約束する希望に満ちた予算であることをかたく信じて願わぬものであります。

(拍手) 御承知のとおり、本年年頭に発表されたアメリカのドル防衛政策は、世界経済に大きな波紋を投じ、さらに引き続き、輸入課徴金制度の導入による深刻な影響を与える問題であるばかりでなく、世界的に見て、まことに危険な傾向であると思ふのであります。もし各国それぞれ対抗措置をとるようならば、世界貿易の拡大に大きな障害となるであろうことは明らかであります。特に、最近世界は空前のゴールドラッシュに襲われ、金とドルの伸びつきを基礎として組み立てられたIMF機構が崩壊するのではないかと懸念されております。

政府においては、これらに対し、目下あらゆる角度から善処されようとしておられます。この際、そう衆志を結集し、対策に最善を期せられるよう、強く希望いたすとともに、予算及び財政投融资等の執行にあたつても、時宜に適した弾力的運用をはかられるよう、この際要望申し上げる次第であります。

最後に、社会党提案の組み替え案について、一言申し上げます。社会党の組み替え案は、その基本方針において、わが党と所見を全く異にするものであり、ま

銘記しなければなりません。この際、特に国民の節度ある行動を期待してやまないものであります。

次に、国際情勢に關し、特に政府に一言申し上げたいであります。

御承知のとおり、本年年頭に発表されたアメ

た、その内容においても、現状において表現不可能な要求であり、残念ながらわれわれは賛成することは断じてできないのであります。

以上、政府提出の三案に賛成いたし、日本社会党提出の組み替え動議に対し反対いたし、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 横山利秋君。

[横山利秋君登壇]

○横山利秋君 私は、日本社会党を代表して、政府提出の昭和四十三年度一般会計予算をはじめ各予算に対し反対、北山愛郎君外十三名提出にかかる編成替えを求める動議に賛成し、以下その理由を述べて、同僚諸君に訴えたいと思います。(拍手)

われわれは、毎年度予算の重要な審議に参加してまいりましたが、本年ほどさまざまな問題が起つてございました。そこで、予算案の中に日本の歴史的な問題が提起された年ではないと痛感するのであります。

その第一は、倉石前農林大臣の憲法無視の発言から起つた十数日の空白であります。私は、全野党の一一致結成した戦いによって、閣僚が憲法を守るべき条項を定めた憲法第九十九条を議会が再確認し得たことを心から喜ぶものであります。(拍手)しかしながら、この問題の本質は、倉石個人にあることまちろんであります。実は佐藤内閣並びに自由民主党の体質に根ざしていることは疑いをいれない問題であります。(拍手)すなはち、憲法改悪を心に秘めながら、それを当面は空

洞化し、時期來たりなば衣を脱ぎ捨てるのではないかとは、国民のひとしく不安としているところであります。この際、わが党が国民を通じて政府・与党に対決を迫つておりますように、参議院選挙を通じて議憲か改憲かの態度を明らかにして、

国民に信を問うことが倉石問題の本質を明らかにする根本である。政府・与党は、いさきよくこの挑戦に応すべきだと痛感する次第であります。

(拍手)

第二は、予算審議を通じて明らかにされた防衛庁内部の汚職である。また予算運用の乱脈である。また軍需産業に対し、過去五年に将官百六十名という驚くべき大量天下り人事による防衛庁と防衛産業の結託の疑惑である。さらに防衛庁内

部における憲法、国際法、安保条約を無視した演習や、あるいは日米協定や核研究や毒ガス研究の疑いであります。(拍手)

防衛庁長官自身が、予算委員会で、防衛庁は百鬼星行の疑いがあると声明されましたように、ものはや防衛庁は深い黒い霧に包まれている。国民の血税を一般会計四千二百二十億、債務負担行為など一千七百九十六億、合計六千億を使って国の安全を守るべく防衛庁が、まさに日本の政治を

ばならぬのであります。(拍手)

第三は、財政硬直化から始まり、次いで深刻なドル不安の上に立ったこの予算案が、危険な対米経済協力の坂の上から経済混亂の谷底へ転落していく可能性のあることであります。

ドル不安は、ベトナムのどろ沼の中から始まつて、だれの目にも明らかである。それにもかかわらず、佐藤内閣は、アメリカのベトナム政策を支持するがゆえに、ドルの価値維持に協力しなければならぬ羽目にみずから追い込んでおる。

今後、米田の要請にこたえて、次々と、債権引き受け、兵器購入、輸入課徴金、東南アジア、ベトナム援助の肩がわりを引き受けざるを得ず、いま

や、ドルはドル経済史上未曾有の深刻な危機に立っているが、それにもかかわらず、政府は耳を

おおつて無為無策に終始して、ドルと無理心中をさせられる日本経済の危機が始まっているのであります。(拍手)それとともに、安保体制のしがらみは、日米間に軍事政策と経済政策が一体化、一心同体となつてしまふと、中小企業や庶民の生活に具体的なしわ寄せを与える結果となつてしまつました。

第四は、一方で物価をつり上げ、他方で驚くべき間接税、酒、たばこ、定期割引などの大増税を守るべく防衛庁が、まさに日本の政治を

成長政策を非難して世に問うた人である。その人が総理になって以来、政策は改められない、いな、むしろ物価は歴年その当時以上にウナギのぼりになつてゐるではありませんか。明年度は、四・八%の消費者物価の値上がりを政府は見込んでいます。予算委員会で総理大臣は、四・八%は政府としてこれにせひとどめる政策目標であると明言すると、すぐそのあとで経済企画庁長官が、十月ごろの消費者物価の値上がりは見込んでいないと言ふのであります。したがつて、他の授業料、交通料金、環境衛生料金から家賃や動物園、博物館に至るものを持め、金融機関やその他の調査機関が指摘しておりますように、おそらく六%以上の物価上がりとなるであります。したがつて、五分五厘の郵便貯金や銀行の預金をしても、物価のほうが高くなつていくのであります。予算委員会で指摘いたしましたように、最近では、預

金をしても損、借りたほうが得という思想が広がりつつある。庶民は、預金や生命保険の掛け金をして、結局、物価上がりで損をする、大企業は、借りた金を物価上がりを利用して、いながらにして得をするという時代に入ろうとしている。(拍手)貯蓄と金利と物価の悪循環が始まることは、まさにこの四十三年度予算の根底となつてゐると思うのであります。(拍手)

第五は、この明年度予算は、戦後最大といふところがさらりに更新される中小企業の不渡り倒産に対する対策であります。何らの根本施策を用意していないことであ

ります。

中小企業庁みずからが認めるように、中小企業は、今日、流通革命、人手不足、金融引き締め、特惠關稅、ドル防衛から開放経済等の波を受け、まさに中小企業存立の基盤をゆり動かされる

までに立ち至つてゐる所以あります。これに対し、この予算は何をしようとしているのでありますか。冷酷きわまる放任予算である。農民もまた同じであります。米価審議会からの農民代表追い出しの政府の意図は明白である。低米価で農民と消費者をけんかさせて、食管法を骨抜きにしようとする悪質なものといわなければならぬのであります。(拍手)

第六は、エンタープライズやB-52の沖縄常駐、また、ペエプロをめぐる極東情勢の緊迫した情勢について、予算委員会をはじめ、国会で、總理以下示した態度であります。

佐世保の市民が示した態度、沖縄全県民の燃え上るような常駐反対、ペエプロ事件による漁民の不安等は、すべて政府の対米一辺倒の施策に対する非難的集中的なあらわれであります。(拍手)それにもかかわらず、エンプラ寄港を認め、B-52の常駐を許し、ペエプロではアメリカをかばつて失態を演じた佐藤内閣は、中国貿易に対しても頑迷な方針を依然としてとり続けておる。野党一致の核三原則の提案についても、理由にならぬ理由をあげて、みずからの言明に責任をとろうとしない。核兵器をつくらず、持たず、持ち込まずと言明しな

がら、安保条約にこと寄せて決議を拒否するゆえ

んのものは、沖縄を含め、核兵器のある時期に持ち込もうとする總理の秘められた野心があるにはかなないと考へざるを得ないのであります。

(拍手)

佐藤内閣のこのよだれ政策については、國民の批判が集まりつつある。また革新勢力ばかりではない。与党内部からほんとうに批評がある。そして、それは近い将来において爆発し、總理自身骨身にこたえなくてはならないときがくるに違ひありません。(拍手)

以上の諸点は、予算案審議の中で明らかにされた諸点であります。今後さらに各委員会の審議

の中でも、ドル依存と軍事化、大衆生活圧迫の戦後最悪の予算の全容が、余すところなく國民の前に明らかにされるであります。

その意味からも、北山愛郎君外十三名の社会党が提出しておりますところの政府案撤回、編成替えを求める動議に賛成の意見をいささか申し述べたいと思う。

その基本となるのは、この激動する内外の情勢を正しく把握することも、働く國民の名において、誤った経済財政政策を根本的に転換することを要求し、きわめて具体的、建設的であります。

その重点の第一は、危機に立つ国際収支の改善策であります。

政府の安易無策、しかも、くずれいくドルに協力の立場をもつてしては、円を守り、經濟のこの要望する声は天に満ち、地に満ちているのであります。

私は、以上、予算に反対する理由とわが黨の主

危機を乗り切ることは不可能であります。輸入を誘発する割合の高い大企業の設備投資抑制は嚴重に行なうべきであり、輸入兵器の輸入などは断じて直ちに停止しなければならないことは当然であります。(拍手)アメリカに輸入課徴金の陳情をするよりも、断固たる態度で交渉をすべきであります。この際、吉田書簡の廢棄を宣言し、ドル依存の貿易構造から中ソを含む社會主義貿易を全力をあげて拡大すること、海外經濟協力は、先ほども話がありましたように、真に後進国の社會開発と住民福祉の向上を正しく見詰め、そのルートの上でなされるよう着実に行なうことが生きた協力となるのであります。

第二は、防衛予算の大削減は、けだし当然のことであり、腐敗と汚職、予算乱用等の疑惑に包まれた防衛廳は大肅正を断行すること、人事を刷新すること、財政の彈力性を取り戻すためにも思ふべき削減をすることは、國民の強く期待するところであると確信してはばかりないのであります。(拍手)

第三の、國、地方にわたる大企業、大口所得者、不労所得者中心の毎年一兆円に達するであろう税の特別措置を大整理し、税を安く、公平に、わかりやすくすることは、ただに財政のためのみならず、納税者の理解と協力を得、また、徵稅の第一線にある職員の仕事をやりやすくなる

逸脱、國民の目をこまかすやり方が随所にあることは、すでに各方面の指摘されたところであり、この際、憲法、財政法の規定するところに従い、国会を通じ、わかりやすく國民に公開されるという原則は、全く私どもは賛成をするところであります。

ます。(拍手)

第四は、生活の安定こそ政治の最終目的であるとの観点に立ち、万難を排して公共料金の値上がりをとどめ、独占價格や地価の値上がりを抑える

張を明らかにしてまいりました。いまやドル不安は世界にみなぎり、他方、ベトナム戦争におけるアメリカの勝利を考える人は、おそらく世界じゅう一人もありますまい。(拍手)アメリカの公定歩合の引き上げ、金の交換法の廃止、金取引の停止や国際会議の急遽招集など、ドルの国際金融は混乱の極に達しようとしています。ドル不安の原因は、アメリカの年間七兆円に達するベトナム戦費にあることは言うまでもない。アメリカ国民の税金や、日本をはじめ諸国を道連れにして、できるしないベトナムの民族独立闘争を押えつけようとしていることに原因があることは、世界周知の事実ではありませんか。(拍手)

ジョンソン大統領との暫月旅行を楽しんだ佐藤総理は、秋の大統領選挙の展望をよく分析なさるがいい。当てことともつことは前からはずれるといいますが、アメリカの政治情勢は急變する。ベトナムとドルによって、ジョンソン政権の土台がくずされようとしている。したがつて、次の会談の機会はないのではないかと考えるときには、総理のなすべきことは、社会党提案を受け入れるほかにないではありませんか。(拍手)

四十三年度予算の骨格がつくられ始めたのは昨年秋ごろであります。が、ここ数カ月の世界の動きは激動を重ね、しかもわれわれ社会党の指摘し予見したとおりになつてゐる。まだ、つい先月の暮れに、総理は、予算委員会で、ドル不安はそう心配したことないと想うし、私どもはドル維持

に協力すると、みえを切ったやさきのことあります。政府の甘い見方を通り越して、情勢の推移はきびしく、貿易収支も困難、物価の見通しも上回る。景気回復の展望はますます暗い、不渡り倒産が大きくなるなど、経済見通しは音を立ててくずれ始めている。その上に立つこの予算案は、まさに砂上の楼閣であると断定してはならないのであります。(拍手)

昭和四十三年度予算五兆八千百八十五億九千八百四十五万四千円。これをどう合わせでいきますと、「イヤイヤゴーハクヤシイヨ」となる。つまり、いやいや行くのはくやしいよとなる。これは、この予算によって強引に平和と生活を侵されている働く国民の気持ちが、いやいや行くのはくやしいよと、思いがけなくもにじみ出たのでございましょう。(拍手)

しかし、近づく参議院選挙において、国民諸君は、必ずやこのくやしさを、民主政治、伝家の宝刀である一票をもつて、政府・与党に報いるありますよう。すでに、世論調査によると、三月の佐藤内閣の支持率は、二月に引き続き、二回連続して大幅に低下し、二八・五%となりました。驚くなかれ、百人のうち七十二人までは、佐藤内閣を支持していないのです。(拍手)そしてこの予算案は、佐藤内閣終えんの道に通することを予見し、私の政府案反対、社会党案賛成の討論を終わる次第であります。(拍手)

〔神田大作君登壇〕

○神田大作君 私は、民主社会党を代表して、政府提案の昭和四十三年度予算関係三案に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

わが党は、さきの予算委員会の採決に際し明らかにしたとおり、政府原案については、わが国外のきびしい経済情勢に対処し、かつ国民生活の安定向上をはかるため、この際、これを抜本的に組み替え、まず歳入面においては、第一に、正確なる経済成長の見通しと税制における応能主義の原則に立つて、租税自然増収は、政府案より千八億円増の九千九百三十四億円と見込むべきであると思うのであります。第二は、租税特別措置の改廃と交際費課税の強化によって約二千億円の增收をはかり、これらを財源として所得税の減税、中小企業減税等約二千五百億円を行なうことになります。第三は、公債の発行を政府案より千四百億円減じて五千億円とするとともに、地方の自主財源確保のため、専売納付金の半額八百八十億円をこの際地方に移管することなどです。

以上によつて、昭和四十三年度の一般会計予算規模は、政府案より約千八百三十億円減額し、総予算規模を五兆六千三百五十五億円とすることが適切であると考えるものであります。

一方、歳出においては、第一に、その規模は、歳入予算規模と同額にすることはもちろんでありますが、行政改革の断行に伴いまして、行政費用を約四千五百億円節減すること。第二は、防衛費

費を約四百十億円削減することあります。第三は、これらによって、不況下物価高に苦しんでおるところの国民生活の安定向上を実現するため、物価高抑制、住宅の増設、公害、交通禍の除去、社会保障の拡充及び中小企業、農林漁業の近代化等の対策のためこれを増額すべきであると思うのあります。そのために、約三千八百億円を確保することにいたしたのであります。

以上により、歳出額の規模は、政府案より千八百三十億円を減額し、現下の経済調整をばかりつつ、国民福祉の拡大をはかったのであります。

この立場に立って、以下、政府案に対する反対の理由を明らかにいたします。

申すまでもなく、わが国の経済は、昨年九月の公定歩合引き上げ、続いてボンドの切り下げ、ドル不安の高まり等によつて、内外の経済要因が大きく変化したにもかかわらず、大企業を中心とする設備投資は依然として根強く、これら内外の經濟危機を軽視しておるのであります。本年一月の公定歩合再引き上げによつて、中小企業をはじめ大衆は金詰まりに苦しんでおりますが、大企業はさして影響を受けず、いまなお投資は活発であります。したがつて、従来いわれておりました国際取支の悪化、公定歩合の引き上げ、輸入抑制と設備投資の抑制といった経済循環の形式はくずれつて国際収支の回復、安定をはかることが第一であります。まず何よりもこの景気調整、緊縮財政をもつ

〔神田大作君登壇〕

費を約四百十億円削減することになります。第三

ります。しかるに、政府予算案は、これに対する配慮が全くなく、むしろ大企業の設備投資を放任、助長するものであります。

第二は、政府の財政政策は、一貫性を欠いておる点であります。

この予算編成が進められている昨年秋以来、政府は、財政硬直化を表面に持ち出し、この打開が明年度予算案の最大の課題として取り上げられたのであります。ついで最近までは、財政新時代の到来、経済成長等を理由として、公債発行を膨大ならしめ、予算規模を年々膨張させてきたのであります。このたびは一転して、財政硬直化を理由に、実質減税ゼロ・大衆増税・民生支出の圧縮をはかったのであります。このように、その場その場の御都合主義で、財政政策を切りかえる政府の無責任は、これを許すことはできないのであります。

わが党は、財政政策の一貫性を強く主張するとともに、その進むべき方向は、国民の福祉の向上と、経済の計画的調整を効果的に果たすべきであると信ずるものであります。

第三は、政府がとらんとする総合予算主義の矛盾であります。

従来、補正予算計上項目のおもなるものは、人事院勧告によるところの公務員給与の引き上げ費と生産者米価の引き上げに伴う食管赤字の補てんがおもであります。今回、政府の予算案では、公務員給与費の引き上げを四・五兆程度と見込んで

五百億円を計上し、食管会計の繰り入れは二千四百十五億円で、四十二年度予算と同額であります。

これは明らかに公務員給与を不当に抑え、生産者米価の強い抑制を意味しておるのであります。

政府はこれをしばしば否定しておりますが、米価の最近の情勢はすでに数%の上昇要因が見られ、また、国内米の買い入れ量の増加分は、政府見込みのものよりもはるかに超過を予想されております。また、公務員給与は、民間給与の上昇と物価高を考えるとき、政府の予定を上回ることは必至であります。当然これでは補正予算を組まなければならぬのであって、総合予算主義は明らかに矛盾するのであります。

第四は、実質的な大衆増税と大幅なる物価上昇が必至となる予算案であるということであります。政府は、財政硬直化を最大の理由として、所得税減税を千五十億円にとどめ、同時に酒税、物品税の引き上げ及びたばこの値上げをはかり、千九十一億円の増税で差し引きするばかりでなく、実質的には大衆増税をもくろんでおるのであります。国民への公約を無視するこの税制の改悪は、断じてこれを許すことはできません。(拍手)

また、国鉄定期代、電話架設料の大幅値上げ、

さらに四年連続して消費者米価の値上げも必至であります。このような公共料金の軒並み引き上げは、政府予算案によって政府みずからが行なうるものがおって、まさに政府主導によるところの物価

上昇といわなければなりません。(拍手)

また、公債の発行については、ことしも六千四百億円と膨大な額に達しております。政府財政はこの

公債を軸として組まれているといつても過言では

ありません。言うまでもなく、政府の公債発行は

何ら長期的な資金調節計画に基づくものではありません。

結局は日銀券の増発に終始していることは明瞭であつて、政府みずから財政破綻の墓穴を掘つておるといつても過言ではありません。

以上のととく、政府は、税制、物価対策及び公債政策を抜本的に再検討し、国民の期待にこたえておる対策をすみやかに樹立すべきであると思うの

であります。(拍手)

最後に、私は、窮屈化する地方財政を健全、安定化するため、専売納付金の地方移管を実施し、

もつて地方の財源確保をはかるよう提唱するもの

であります。

政府は、財政硬直化を最大の理由として、所得

税減税を千五十億円にとどめ、同時に酒税、物品

税の引き上げ及びたばこの値上げをはかり、千九

十一億円の増税で差し引きするばかりでなく、実

質的には大衆増税をもくろんでおるのであります。

国民への公約を無視するこの税制の改悪は、

断じてこれを許すことはできません。(拍手)

また、公債定期代、電話架設料の大幅値上げ、

さらに四年連続して消費者米価の値上げも必至で

あります。このような公共料金の軒並み引き上げ

は、政府予算案によって政府みずからが行なうる

ものがおって、まさに政府主導によるところであ

ります。わが党は、新税の創設によることなく、す

べておりますが、大衆化する車両に安易に課税する

ことは、國民大衆に負担を増大させる悪税であります。

従来、補正予算計上項目のおもなるものは、人

事院勧告によるところの公務員給与の引き上げ費

と生産者米価の引き上げに伴う食管赤字の補てん

がおもであります。今回、政府の予算案では、公

務員給与費の引き上げを四・五兆程度と見込んで

ります。

いまや、一昨日のロンドン金融市場の閉鎖、ニューヨークにおける金ブル七カ国会議の緊急

会議等、ボンド、ドルをめぐる金融恐慌の混乱

は、またついに、わが国内においても、市中銀行

の外匯替業務の停止、ドル買い、円売り等、經

済動搖は急速に拡大しつつあります。いまこそ政

府は、ドルのかさのものに安易に追随し、場当たり

の予算編成を繰り返す慣習的な経済財政方針を

一ときして、世界経済の構造変化に対処して、わ

が国が自主的に生き抜く道をすみやかに確立すべ

きであります。(拍手)

この観点を無視した政府予算案に強くわが党は

反対を表明して、私の討論を終わりといたしま

す。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 有島重武君。

[有島重武君登壇]

○有島重武君 私は、公明党を代表して、政府提

出昭和四十三年度予算三案に対し反対の意見を述べるとともに、社会党より提出されております組

み替え動議につきましては、多く賛同する面もあることはいえ、なお若干見解を異にする点がござい

ますので、反対の意を表明するものであります。

激動のゴールドラッシュにおののく世界経済の

情勢は、一九二九年以來最悪の事態におちいり、

ドルとポンドによる国際通貨体制は、いまや崩壊

寸前にあることを認めざるを得ません。迫り来る

不況の中にあって、國民の生活を守り、國力の伸

展を確保し、深刻な世界経済の変動に応じてわが国の経済を安定せしめるためには、いかなる対策を講すべきでありましょうか。

先般來政府は、景気抑制による国際収支の赤字解消、また体質改善による経済の効率化という二つの目標を掲げ、財政金融政策の基本として財政規模の増大を極力抑制し、あるいは公債依存度を大幅に引き下げるという方針のもとに、本予算案の編成に当たったと公言しております。しかるに、当時政府の行なつた情勢分析は、世界貿易の伸びを六・五%、日本の輸出弹性値を二・三と仮定し、四十三年度、わが国の輸出伸び率を一五・二%と見込んだ。そして国際收支の赤字は三億五千万ドルに詰めることができるのであらう、そろそろた前提の上に組み上げられた予算が、五兆八千百八十五億という巨大な数字の累積となって提出されたのであります。一休、日本の輸出弹性値が二をえた先例は、三十四年、三十七年、三十九年の三回に限られ、四十年のように不況下の輸出ドライブルがかかつたときですら、一・九三にとどまつたといふ事実をどう考えるのか。国内の不況が相手ではないことを考えますときに、一・三という高い輸出弹性値は、全く甘い希望的な見通しであるといわなければなりません。（拍手）

く警告を発するものであります。すなわち、当然予想される輸出競争の激化とこれに伴うコストダウン、また、資本取引面におけるマイナス要因を考慮いたしますときに、政府の誇示する赤字の解消は全く空中のにじのようなものである。このようないい情勢判断によって編成された本年度予算は、政府がいかほど彈力的な運用をするといつても、必ず各所に支障を来たし、ついに本来の機能を失って、国民生活を混乱に導くであります。かかる危険きわまる予算案をそのまま放置することは、断じてならないと主張するものであります。(拍手)

く警告を発するものであります。すなわち、当然予想される輸出競争の激化とこれに伴うコストダウン、また、資本取引面におけるマイナス要因を考慮いたしますときに、政府の誇示する赤字の解消は全く空中のにじのようなものである。このようないい情勢判断によって編成された本年度予算は、政府がいかほど彈力的な運用をするといつても、必ず各所に支障を来たし、ついに本来の機能を失つて、国民生活を混乱に導くであります。かかる危険さはある予算案をそのまま放置することは、断じてならないと主張するものであります。(拍手)

実質的には国民総生産の伸び率一二・一%をはるかに上回った、明らかに刺激型の予算である。政府の説明は数字のトリックであると断定せざるを得ないのであります。(拍手)しかも、このような大型予算では、財政による景気調整機能は失われて、国際収支の均衡回復のために、金融引き締めの強化にたよるほかはありません。この引き締めによって大きく被害を受けるのは、中小企業であり、国民大衆であることは明らかであります。

次に、国債発行六千四百億円について申し上げますと、政府は、公債発行額の圧縮に努力したと説明しておりますが、前年度の未発行額一千億円を残しておる実情にありながら、しかもいま景気鎮静をはかるべきときに、この額は圧縮ではなく、かえつて膨張であるといわなければなりません。しかも、財政法第四条の公共事業支出のための建設公債の名をかりた赤字公債以外の何ものでもない悪性インフレの要因となるものであります。もし、政府が、本気で公債依存度の引き下げというならば、どうして国債発行ゼロに至るまでのプログラムを明確に示さないのか。すでにわが党は、予算組み替え案で、国債償還期である昭和四十七年度をめどとして、毎年一千億の国債削減を本年度より実施することを示しているのであります。

術、各種社会資本の整備、中小企業と農林漁業の近代化、交通安全と公害防止並びに地方財政の助成等、細目にわたって検討すればするほど、不備と矛盾が続々と露出してくることは、先日來行なわれました予算委員会の審議によつても明らかであります。

煩を避けまして、ここでは二、三の例にとどめて申しますが、第一に、四千百八十億に達する防衛費の問題であります。昨年十一月の日米首脳会談以後、政府の姿勢は急激に右傾化して、七十年安保改定の機を日づけ政府・与党の自主防衛論は、おおっへくもない平和憲法破壊の方向に進みつつあります。この傾向は、単に一防衛費にとどまらず、本年度予算の随所に読み取ることができる重要な問題であり、個々に嚴重に指摘、是正されなければなりません。ひたすらに平和と繁栄を願う国民を思うとき、また、広く世界人類の行く手を考えるときに、核、非核の論争を内に藏し、黒い疑惑に包まれて再軍備に急傾斜する第三次防予算を、一体、だれ人が好んでこれを是認することができるでしょうか。したがつて、三次防による増額分は、すべて大衆福祉に転用すべきものであります。

第二に、減税についていえば、政府は、所得税の減税分を、大衆課稅的な性格の強い酒、たばこの間接税の値上げによって補い、差し引きゼロ

黒い疑惑に包まれて再軍備に急傾斜する第三次防予算を、一体、だれ人が好んでこれを是認することができるでしょうか。したがつて、三次防による増額分は、すべて大衆福祉に転用すべきものであります。

第二に、減税についていえば、政府は、所得税の減税分を、大衆課税的な性格の強い酒、たばこ等の間接税の値上げによつて補い、差し引きゼロにした。このことは、所得税の減税による恩恵を大きく受ける一部の高所得者を除く大多数の国民

大衆にとっては、大きな増税となることは明らかであります。減税の財源は、大企業に対する過度の優遇を改廃することによって補てんすべきである。もし真に減税というならば、標準世帯百万円までの免税こそ、先んじて実施すべきであると主張するものであります。(拍手)

さらに、国民生活に最も密着した物価問題についていえば、消費者物価指数四・八%の上昇といふ政府の見通しは、四十二年度よりの上げたばかり三・四%を差し引きますと、本年度は一・四に抑えなければならぬ。初めから不可能を認めて、努力目標などと逃げております。現在の物価上昇は、政府主導によるところがきわめて大きい。

すなわち、公共料金の値上がりが物価高騰のささえになっております。もし政府が公約どおり物価対策に取り組むといらなれば、まず、公共料金の値上げを停止して、抜本策を講ずべきが当然であります。(拍手)

最後に、住宅対策についていえば、政府の五カ年計画、六百七十万戸のうち、政府施策二百七十分戸、その建設計画の三年目として、本年度の建設戸数はわずか四十九万六千戸にすぎません。今後二年間で果たすべき百四十万戸の建設を、政府はほんとうにやる気があるのかないのか。少なくとも今までの伸び率から見れば、この計画実現是不可能に近いといわなければなりません。特に最も住宅難に悩む低所得者のための公営住宅について、わずか九万三千五百戸、六百六十四億とは

何事でありますか。これについては、直ちに

二倍にせよと訴えるものであります。(拍手)

以上、本予算政府案に対しまして反対の意見を申し述べましたが、しょせんは、政府は勇断をもって現実を正視し、全面的な編成替えをするこ

とこそ緊急の要務であると強く主張いたしました。

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本討論を終わります。

○議長(石井光次郎君) これより採決に入ります。

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いたしました。

#### 【各自投票】

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

伊藤宗一郎君  
伊藤清志君  
池田正之輔君  
一萬田尚登君  
稻葉修君  
宇野宗佑君  
宇都宮徳馬君  
内田常雄君  
浦野幸男君  
小笠公留君  
江崎真澄君  
白井莊一君  
内海英男君  
小川平二君  
小澤太郎君  
小沢辰男君  
大石八治君  
大竹太郎君  
大野明君  
大橋武夫君  
大村重喜君  
岡本茂君  
加藤六月君  
海部俊樹君  
金丸信君  
金子岩三君  
桂木鉄夫君  
金子一平君  
上林山榮吉君  
神田博君  
金子一平君  
鈴木良作君  
阿部喜元君  
相川勝六君  
青木正久君  
赤澤正道君  
赤城宗徳君  
天野公義君  
天野光晴君  
荒木萬壽夫君  
川島正次郎君  
川野芳滿君

有田喜一君  
井出一太郎君  
井原岸高君  
井村重雄君  
伊能繁次郎君  
伊藤正之輔君  
一萬田尚登君  
稻葉修君  
宇野宗佑君  
宇都宮徳馬君  
内田常雄君  
浦野幸男君  
小笠公留君  
江崎真澄君  
白井莊一君  
内海英男君  
小川平二君  
小澤太郎君  
小沢辰男君  
大石八治君  
大竹太郎君  
大野明君  
大橋武夫君  
大村重喜君  
岡本茂君  
加藤六月君  
海部俊樹君  
金丸信君  
金子岩三君  
桂木鉄夫君  
金子一平君  
上林山榮吉君  
神田博君  
金子一平君  
鈴木良作君  
阿部喜元君  
相川勝六君  
青木正久君  
赤澤正道君  
赤城宗徳君  
天野公義君  
天野光晴君  
荒木萬壽夫君  
川島正次郎君  
川野芳滿君

井出一太郎君  
井原岸高君  
井村重雄君  
伊能繁次郎君  
伊藤正之輔君  
一萬田尚登君  
稻葉修君  
宇野宗佑君  
宇都宮徳馬君  
内田常雄君  
浦野幸男君  
小笠公留君  
江崎真澄君  
白井莊一君  
内海英男君  
小川平二君  
小澤太郎君  
小沢辰男君  
大石八治君  
大竹太郎君  
大野明君  
大橋武夫君  
大村重喜君  
岡本茂君  
加藤六月君  
海部俊樹君  
金丸信君  
金子岩三君  
桂木鉄夫君  
金子一平君  
上林山榮吉君  
神田博君  
金子一平君  
鈴木良作君  
阿部喜元君  
相川勝六君  
青木正久君  
赤澤正道君  
赤城宗徳君  
天野公義君  
天野光晴君  
荒木萬壽夫君  
川島正次郎君  
川野芳滿君

#### 【各自投票】

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

伊藤宗一郎君  
伊藤清志君  
池田正之輔君  
一萬田尚登君  
稻葉修君  
宇野宗佑君  
宇都宮徳馬君  
内田常雄君  
浦野幸男君  
小笠公留君  
江崎真澄君  
白井莊一君  
内海英男君  
小川平二君  
小澤太郎君  
小沢辰男君  
大石八治君  
大竹太郎君  
大野明君  
大橋武夫君  
大村重喜君  
岡本茂君  
加藤六月君  
海部俊樹君  
金丸信君  
金子岩三君  
桂木鉄夫君  
金子一平君  
上林山榮吉君  
神田博君  
金子一平君  
鈴木良作君  
阿部喜元君  
相川勝六君  
青木正久君  
赤澤正道君  
赤城宗徳君  
天野公義君  
天野光晴君  
荒木萬壽夫君  
川島正次郎君  
川野芳滿君

有田喜一君  
井出一太郎君  
井原岸高君  
井村重雄君  
伊能繁次郎君  
伊藤正之輔君  
一萬田尚登君  
稻葉修君  
宇野宗佑君  
宇都宮徳馬君  
内田常雄君  
浦野幸男君  
小笠公留君  
江崎真澄君  
白井莊一君  
内海英男君  
小川平二君  
小澤太郎君  
小沢辰男君  
大石八治君  
大竹太郎君  
大野明君  
大橋武夫君  
大村重喜君  
岡本茂君  
加藤六月君  
海部俊樹君  
金丸信君  
金子岩三君  
桂木鉄夫君  
金子一平君  
上林山榮吉君  
神田博君  
金子一平君  
鈴木良作君  
阿部喜元君  
相川勝六君  
青木正久君  
赤澤正道君  
赤城宗徳君  
天野公義君  
天野光晴君  
荒木萬壽夫君  
川島正次郎君  
川野芳滿君



## 官 報 (号 外)

川村 繼義君	河上 民雄君	松前 重義君	松本 七郎君	斎藤 実君	鈴切 康雄君
河野 正君	木原津與志君	三木 喜夫君	三宅 正一君	竹入 義勝君	中野 明君
北山 愛郎君	久保 三郎君	工藤 良平君	河野 新一君	樋上 新一君	
久保田鶴松君	小林 信一君	佐々柴三郎君	森本 靖君	森 一男君	松本 忠助君
黒田 寿男君	児玉 末男君	佐野 憲治君	柳田 秀一君	矢尾喜三郎君	山田 太郎君
後藤 俊男君	河野 審君	佐野 政弘君	山内 広君	谷口善太郎君	川上 貫一君
神門至馬夫君	佐藤觀次郎君	阪上安太郎君	山中 吾郎君	林 百郎君	
佐藤觀次郎君	佐野 進君	柴田 健治君	山花 秀雄君	山本 幸一君	
佐野 清之君	島上善五郎君	島本 虎三君	米田 東吾君	米田 利秋君	
島上善五郎君	下平 正一君	田中 武夫君	横山 利秋君	横山 利秋君	
田邊 誠君	多賀谷眞穂君	武部 文君	麻生 良方君	麻生 良方君	
高田 富之君	千葉 佳男君	堂森 芳夫君	稻富 稔人君	稻富 稔人君	
猪 兼次郎君	戸叶 里子君	中井徳次郎君	岡澤 完治君	岡澤 完治君	
戸叶 里子君	中嶋 英夫君	中嶋 弥之助君	春日 一幸君	春日 一幸君	
内藤 良平君	中澤 茂一君	河村 勝君	河村 勝君	河村 勝君	
中村 重光君	成田 知巳君	佐々木良作君	佐々木良作君	佐々木良作君	
成田 知巳君	西風 熱君	曾祢 益君	曾祢 益君	曾祢 益君	
西宮 弘君	野間千代三君	小平 忠君	玉置 一徳君	玉置 一徳君	
芳賀 貢君	長谷川正三君	和田 耕作君	永江 一夫君	永江 一夫君	
畠 和君	華山 親義君	西尾 末廣君	門司 亮君	門司 亮君	
浜田 光人君	平林 剛君	西村 榮一君	本島百合子君	吉田 賢一君	
広沢 賢一君	福岡 義登君	吉田 勝造君	吉田 勝造君	吉田 勝造君	
細谷 治嘉君	帆足 計君	和田 耕作君	和田 耕作君	和田 耕作君	
帆足 計君	川村 繼義君	有島 重武君	伊藤惣助丸君	伊藤惣助丸君	
細谷 治嘉君	黒田 寿男君	小川新一郎君	近江巳記夫君	近江巳記夫君	
北側 義一君	岡本 富夫君	大野 潔君	沖本 泰幸君	沖本 新次君	
小濱 新次君					

○謹長(石井光次郎君) 日程第四、日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第五 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

## (内閣提出)

○謹長(石井光次郎君) 日程第四、日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第五 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案  
法の一項を改正する法律案、日程第五、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といいたします。

○謹長(石井光次郎君) 日程第四、日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第五 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案  
法の一項を改正する法律案、日程第五、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といいたします。

## 〔本号(一)に掲載〕

日本開発銀行法の一部を改正する法律案  
アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号(一)に掲載〕

○謹長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。  
〔田村元君等増〕  
〔報告書は本号(一)に掲載〕  
○田村元君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
この法案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、同行の借り入れ及び債券発行の限度額を自己資本の四倍から五倍に引き上げようとするものであります。  
すなわち、日本開発銀行の貸し付け等の残高につきましては、自己資本の額と借り入れ金等の限度額との合計額を越えてはならないことと定められておりますが、四十三年度における貸し付け計画等からいたしますと、同行の貸し付け等の残高は、四十三年度中にこの限度額を越えることとなるのであります。したがいまして、この際、同行の借り入れ金等の限度額を自己資本の四倍から五倍に引き上げ、これにより、貸し付け等の業務量の限度を拡大し、もって、同行の業務の円滑な運営をはかるとするものであります。

本案につきましては、審査の後、三月十二日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、広沢賢一君は日本社会党を代表して、開銀の融資内容が電力、海運等独占大企業に片寄つてること等を理由として、本案に反対する旨述べられました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもつて本案は原案のとおり可決となりました。

次に、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、アジア開発銀行の特別基金に充てるため、政府は、同銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により拠出することができる」としようとするものであります。そこで、その拠出については、本邦通貨にかえて、その全部または一部を国債で行なうことができる」ととし、この国債の発行、償還等に関する事項は、同銀行に対する通常の出資に充てるため発行することができる」ととされて いる国債の場合と同様とするよう定めております。

なお、昭和四十三年度における特別基金への拠出金額は、七十二億円と予定し、四十三年度予算の予算総則で、拠出限度額を七十二億円と定め、その全額を国債で行なうことを予定しております。

本案につきましては、審査の後、三月十二日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、武藤良治君は日本社会党を代表して、特別基金への拠出

を国債で行なうことは妥当ではない等の理由をあげ、本案に反対する旨を述べられました。

す。内閣委員会理事松澤雄藏君。

求めます。

求めます。

次いで、採決いたしましたところ、多數で本案は原案のとおり可決となりました。

〔報告書は本号(2)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

理由として、本案に反対する旨述べられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

100

卷之三

で本案は原案のとおり可決となりました。

卷之三

「松澤雄藏君登壇」

## 日程第七 裁判所職員定員法の一部を改正す

沙に フジア銀行の加盟店へお置き下さい  
する法律の一部を改正する法律案について申し上  
げます。

（高齢者） 両案を一括してお持ちいた  
します。

松澤雄藏君　ただいま議題となりました法務省直法の一部を改正する法律案につきまして、内

## ○副議長(小平久雄君) 日程第七、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたしまる法律案(内閣提出)

報 (号外)

の全部または一部を国債で行なうことができる」ととし、この国債の発行、償還等に関する事項は、同銀行に対する通常の出資に充てるため発行することができる」ととされている国債の場合と同様とするよう定めております。  
なお、昭和四十三年度における特別基金への拠出額は、七十二億円と予定し、四十三年度予算の予算総則で、拠出限度額を七十二億円と定め、その全額を国債で行なうことと予定しております。

日程第六 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) →

○副議長(小平久雄君) 日程第六、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔本号〔〕に掲載〕

ことなどであります。  
本案は、二月二十日本委員会に付託、三月五日  
府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行  
い、同十二日質疑を終了し、同十四日採決の結  
果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきも  
と決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めます。  
法務委員長永田亮一君。

本案につきましては、審査の後、二月十二日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、武藤君は日本社会党を代表して、特別基金への提出

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます

副議長(小平久雄君) 採決いたします。

○永田亮一君　ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判所における事件の適正迅速な処理をはかる等のため、裁判所職員の員数を増加しよ

うとするものであり、その内容は、第一に、高等裁判所における訴訟事件及び地方裁判所における

借地非訟事件の適正迅速な処理をはかるため、判事十二人を増員し、第二に、高等裁判所、地方裁

判所及び家庭裁判所における事件の円滑な処理をはかる等のため、裁判官以外の裁判所職員のうち、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び庁舎の管理要員等、合わせて十三人を増員しようとするものであります。

本案は、二月二十七日法務委員会に付託され、同月二十九日提案理由の説明を聴取し、自來慎重審議を重ねてまいりました。かくて、三月十四日、質疑を終了、討論に入りましたところ、自由民主党より賛成、日本共産党より反対の各討論がありました。次いで、採決の結果、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多數。よって、本案

は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

日程第八 積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案 (農林水産委員長提出)

○足立篤郎君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、農林水産委員長提出、積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

○副議長(小平久雄君) 日程第八は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

日程第八、積雪寒冷单作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案、日程第九、森林法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題いたします。

これらの法律について、なお引き続き繰り実施していくかなければならない実情にありますので、その有効期限をさらに三ヵ年間延長いたしまして、所期の目的達成に遺憾なきを期したいと考える次第であります。

農林水産委員会におきましては、三月十四日本案を委員会提出の法律案とすることに決しました。何とぞすみやかに御可決賜わらんことをお願ひ申し上げます。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第九につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多數。よって、本案

入の増大等、林業を取り巻く諸情勢に対応して、森林計画の達成と森林施業の合理化、計画化をはかり、もって森林資源の維持培養と森林生産力の増進をはかることを目的としたものであります。

本案は、第五十五回国会に内閣から提出され、諸般の情勢から今国会まで引き続き継続審査となつたものであります。

去る三月十四日、本案に対する質疑を終了し、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、森林生産力の増強をはかるため、造林、林道等生産基盤の整備をさらに強化すること等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第八につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

次に、内閣提出、森林法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、最近における拡大造林の減退、外材輸入の増大等、林業を取り巻く諸情勢に対応して、森林計画の達成と森林施業の合理化、計画化をはかり、もって森林資源の維持培養と森林生産力の増進をはかることを目的としたものであります。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

官 報 (号 外)

求めます。

贊成者起立

○副議長(小平久雄君) 起立多數、よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上まことに御報告申しあげます。

本委は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

の局線部分につきましては一加入電話ごとに三万円に、二共同電話につきましては一加入電話ごと

田和四一五空に不満に開催されるに反対のト方多義は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長（小平久雄君） 御異議なしと認めます。

は二万円はそれそれどうぞ」と、參議院にいきましては現行どおり一万円としようとするもの

## 日程第十　日本万国博覧会政府代表の設置に

○副議長（小平久雄君） 日程第十、日本万国博覽會政府代表の設置に関する臨時措置法案を議題といたします。

の國家公務員たる日本万国博覧会政府代表一人を置くこととしている次第であります。

## 公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

あります (新手)

関して日本政府を代表し、かつその約束の履行を保証する二点あります。

日本刀具切削合規性研究の諸問題とその開拓

なお、代表の職は日本万国博覧会のために臨時議會に設けるものでありますから、本法律案は、博覧会終了後一年の期間を経過いたしますと、失効することとしております。

○國務大臣(小林武治君) 公衆電氣通信法の一部  
を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説  
明申し上げます。

対して質疑の通告があります。これを許します。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求める  
す。外務委員長秋田大助君。

本決議案は二月四日大委員会にて討論され、本政  
府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないま  
す。

最近における経済の成長、社会開発の進展、国民生活の向上等に伴い、加入電話の架設に対する国民の要望は増大の一途をたどつており、申し入

○島本虎三君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました公衆電気通信法の一  
部改正法案に対し質問を行ない、問題点を解明せ

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

かくて、三月十五日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

二十万をこえている状況であります。このようない  
需要に対応して加入電話の増設を円滑に行なう必  
要がありますが、その新規架設に要する費用の  
一部に充てるために、加入電話の設備料の額を改

まず、政府の基本的考え方について伺いたいと  
思います。

○秋田大助君　ただいま議題となりました日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案に

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

このため、一加入電話ごとに一万円となっていました。現行設備料の額を、単独電話及び構内交換電話

切な物価対策を強力に推進すると述べていること、御承知のとおりでござります。しかし、その

舌の根もかわかないうちに公共料金の値上げが行なわれ、また続々と計画されているのでござります。

今回の電話の設備料三倍引き上げ案も、その一つと言えるであります。まさに国民に対する背信行為と言えるではございませんか。公

共料金の引き上げは、政府自身物価の上昇を主導するものであり、便乗値上げを誘発するものであります。物価安定のために、政府みづからが規制できる公共料金を抑え、独占物価を規制する必要があります。政府は、今回の設備料はじめ公共料金については値上げせず、その計画に対しては財政投融資等、財政資金のワクを広げてやるべきと思うが、總理、大蔵大臣の御見解を承りたいの

(号)外  
官報  
次に、經濟企画庁長官並びに郵政大臣にお伺いいたします。

あらためて申し上げるまでもなく、電信電話事業の發展は目ざましく、政府発表の資料に基づいても、電話はいまや生活必需品の一つであります。年々の増設によって、加入者はすでに一千万に達しよろとしており、第四次五カ年計画では、さらに九百余の増設が計画されているのであります。このように電話の数が増加すればするほど、その公共性はますます重要さを増し、サービスのみならず、料金も大きく国民生活に影響を与えること、明らかでございます。

まずその第一には、四十三年度予算原案と電電公社の第四次五カ年計画との関連性について、お

伺いたしたいと思います。

四十三年度計画は、第四次五カ年計画の初年度として実施に移されようとしているのであります

が、公社当局は、予算要求は五百九十六億円の赤字を計上し、しかるがゆえに、電話料金の引き上

げやむを得ずといつてはあります。これに

対し政府原案は、逆に六十一億円の黒字予算を組み、料金値上げを押えたであります。公社当局

は、第四次の事業拡充計画にあたり、經營が思わしくないとして料金の二三%アップが提起された

のであります。政府の公共料金に対する施策か

ら、本年は見送りとなつたのでござります。その

かわりといふか、設備料を、当初の予定を早め五

月から三倍に引き上げる案が、政府によつて提出

されたのであります。したがつて、今後の第四次

五カ年計画実施にあたり、政府としては、このよ

うな中で公社の主張をもとに、いつ、どのように

電信電話料金を考え、是正せんとするものである

か、まずこれを伺いたいのであります。

第二には、ただいま議題になつておる設備料の性格についてでござります。

現行の一円の設備料については、これまで国

会審議の過程で明らかにされたこととく、政府の見

解としては、加入者にかかる工事費と物品費の合

計額として、曲がりなりにも積算の根拠があつた

のであります。しかし、今回の場合は、設備料の

引き上げに何の根拠と理由があるのか、全く明ら

かでないのであります。第三十四国会では、自方針が明らかになつたのであるが、今回の設備料の引き上げにあたつて、政府は建設資金の不足を補うものであると説いています。政府の見解をお伺いたいします。

第四にただしたい点は、料金体系の中での問題点とも思われる基本料と加入区域の問題であります。資金の不足を債券の引き上げによって補うという

方針が明らかになつたのであるが、今回の設備料の引き上げによつて、補うとしても納得できないのであります。もし政府が設備料を三倍にして不足資金を補うものであれば、これは重要な政策の変更でありますので、その理由と根拠を明らかにすべきであります。やみくもに三倍程度引き上げでは納得できないのであります。ことに、昭和三十五年の臨時措置法から設備拡充暫定措置法に切りかえた際、設備料と債券については加入者負担にならないようにするとの当局の声明もあり、さらに暫定措置法の制定は、昭和四十七年の時点までを展望した時限立法であつて、その時限立法の一部を

法の施行期間中に変えること自体にも、はなはだ問題があるのであります。この点どのように考えるか、政府の所見を伺いたいのであります。

第三には、電信電話料金体系全般についてであります。

去る二月十四日、電電公社総裁は、料金値上げは本年度は見送るが、四十四年度からぜひ実現したい、その具体案を八月の末ころまでにまとめると言明しているのであります。現行電信電話料金については多くの問題点が含まれているのであります。

そこで、その具体的な内容を伺いたいのであります。この点につきましては、わが党がかねてより主張していた電話加入区域を経済圏、行政圏に合わせて統合することについて、当局もまた部分的に、北九州市をはじめとする加入区域の統合を計画しているのであります。しかし、現行のまま

で行なえば、当然基本料の増大する地域も出てくること、御承知のとおりであります。

現行電話料金体系は、基本料と通話料、さらに債券と設備料、この四つの柱によって構成されています。

その中で基本料金のみが自動的に増加するエスカレーショントリニティシステムは、すでに

わが党が指摘してきたように、料金値上げの体系

昭和四十三年二月十八日 業議院会議録第十三号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する島本虎三君の質疑

ともいわなければなりません。公社当局の立場によれば、十四年間料金値上げなしといふのは間違いであります。天網恢々しくして漏らさず、新聞等によつて社会問題となつてゐることからしても、基本料金自動的引き上げは、わが党の主張の正しかつたことを立証するものであつて、政府みずから認めざるを得ないところであります。(拍手)わが党は、そのような矛盾の中で設備料の引き上げだけを切り離すことは、料金の総合的体系としてのたてまえを破壊するものであり、きわめて重大な問題であります。とうてい納得できないところであります。政府はいかように考えますか、明らかにしていただきたいのでござります。

第五に、今回の設備料の引き上げが及ぼす影響についてであります。

まず、公社当局は、申し込めばすぐつく電話を、四十七年度末に実施することをしばしば公約してまいっております。そして暫定措置法もその前提であります。ところが、去る八月に発表された第四次五カ年計画の大綱によれば、四十七年度には百二十万個の積滞が残ることが明らかになり、当局の申し込めばすぐつくという公約は放棄されたのであります。公社当局は、それでも需給は大幅に改善されるといつてゐるのですが、設備料の引き上げによって、約九十万の需要抑制を前提としているのであります。これは昭和四十七年度末には、電話がほしくても引けない人が二百万人

となり、昭和四十一年度末の積滞二百十萬とほぼ同数であつて、需給は一つも改善されたことにならないではありませんか。

加えて、公社当局の今後の計画に、第三の通信といわれるデータ通信をはじめとする新しいサービスの開始が含まれているのであります。これは通信一元化の立場から公社が実施するのは当然であります。が、今回の計画に見られるように、生活の向上のために最も必要な住宅電話にしわ寄せされる結果になることに注目しなければなりません。

このようなまやかしはやめて、公約どおりの諸方策を行なうよう、政府としては厳重指導すべきであり、国会や国民への公約は断じて変更すべきではありません。

また、設備料の引き上げと物価との関連については、冒頭に述べたごとく、電話はいまや国民の必需品となつてゐるし、今後ますますその需要が増加すること明らかであつて、都市と農村を問わず、生活維持のため欠くべからざるものとなつてゐるのであります。このときに設備料の引き上げは、その及ぼす影響大なるものありと考へられるのであります。住宅電話を抑制してもデータ通信、集合自動電話等の産業用電話を強力に推進していく政府の態度は、産業発展に貢献せんがため国民の生活を犠牲に供せんとするものと断ぜざる

以上の立場に立つて、今後ますます、社

会資本としても、国民生活の上からも重要な電信事業のあり方について、広く国民の知識を集め抜本的に検討し直していくべきであつて、それまでの間は、設備料の引き上げについては手を触れるべきでないと考へるのであります。政府の見解を伺つて、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

【内閣総理大臣佐藤榮作君登壇】

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 島本君にお答えいたします。

物価安定、これは政府の重要施策、重要課題でございます。したがいまして、ただいまお読みになりましたとおり、私を中心にして、関係大臣が一体となって有効適切な対策を講ずる、これにつきましては、何ら変わりはございません。

四十三年度予算編成にあたりまして、一部公共

料金等の値上げを計画いたしました。これらのもの

は、申しまでもなくいろいろの御批判はあります

が、財政体質の改善、これを頭に置きまして、

やむを得ざる値上げを計画いたしたのであります。

その場合におきましても、できるだけその値上

げ幅を小さくするとか、あるいは同時に、大衆の

負担、これについて特に考慮する等の考へて決定いたしました。

そうして、公共料金の値上げそのものは、当面は確かに好ましくないこと

でござりまするが、しかし長期的に見てまい

ば、必ず物価の安定に寄与するものだ、かよろに

考へております。

【國務大臣水田三喜男君登壇】

○國務大臣(水田三喜男君) お答えいたします。

公社の事業及び収支については、本年度十分検討いたしました。その結果として、料金の値上げについての結論は本年度出ませんでしたが、おつしやられるように、設備料と総合的に検討する必要があることは確かでござりますが、今回、新規架設に要する工事のうちで、特に加入者の専用性の強いといふものについては加入者の負担とすることが適当である。料金を上げることは物価に相当の影響を及ぼしますが、初年度の一時的な負担でござりますので、これはサービス料金とは違いますために、したがつて、物価への影響が少ないということから、一応切り離して、今年度は設備料の点を決定した。こういうようないきさつでございまして、これはやはり應益負担の原則から見ても、この決定は私は適当ではないかといふうに考へております。(拍手)

【國務大臣小林武治君登壇】

○國務大臣(小林武治君) この電話の設備料は、

これは新規加入の際に、工事をすると、その工事費用の一部としてこれを充當する、こういうこと

であります。これは、御承知のように、電話の架

設をするためには、いまの債券それからこの設備

料と、こういったもののが相当な支出を要す

かかる意味におきまして、現在とつております

政府の物価政策をただいま変える考へは毛頭ございませんか。

【國務大臣水田三喜男君登壇】

○國務大臣(水田三喜男君) お答えいたします。

公社の事業及び収支については、本年度十分検

討いたしました。その結果として、料金の値上げ

についての結論は本年度出ませんでしたが、おつ

しやられるように、設備料と総合的に検討する必

要があることは確かでござりますが、今回、新規

架設に要する工事のうちで、特に加入者の専用性

の強いといふものについては加入者の負担とする

ことが適当である。料金を上げることは物価に相

当の影響を及ぼしますが、初年度の一時的な負担

でござりますので、これはサービス料金とは違

いますために、したがつて、物価への影響が少ない

ということから、一応切り離して、今年度は設備

料の点を決定した。こういうようないきさつでございまして、これはやはり應益負担の原則から見ても、この決定は私は適当ではないかといふうに考へております。(拍手)

【國務大臣小林武治君登壇】

○國務大臣(小林武治君) この電話の設備料は、

これは新規加入の際に、工事をすると、その工事

費用の一部としてこれを充當する、こういうこと

であります。これは、御承知のように、電話の架

設をするためには、いまの債券それからこの設備

料と、こういったもののが相当な支出を要す

かかる意味におきまして、現在とつております

政府の物価政策をただいま変える考へは毛頭ござ

いませんか。

る。すなわち、今までの平均においては、一個をつけるのに約三十三万円かかる。こういう状態でありますので、その一部に資金として充当する、こういうことに相なつておるのであります。

また、四十四年度に電話料金のことを云々と、

こういふお話をありましたが、いま大蔵大臣のお

答えしたように、四十三年度は、電電公社として

は、設備料、電話料金、この両者の申請が、申し

出があつたのであります。今年度はいまお話

しのよろんな設備料の増額にとどめて、全体の資金

計画をこれによつて策定した。こういふことに相

なつておるのであります。今後の電信電話料金

そのものにつきましては、電信電話公社の経営全

般の問題、また今後の設備拡充の方針あるいは国

民経済全般に関連して慎重に考慮すべきものと、

かように考へておるのでござります。

また、基本料は、御存じのよう、現在電話の一

加入区域内の電話がふえればふえるほど、市内

通話の効用が上がる。したがつて、電話の効果が

ふえる、こういふ意味と同時に、加入者がふえ

ばふえるほど、電話の交換の設備あるいは中継線

等で多額の経費を必要とする、こういふ事情から

いたしまして、現在電話局は十四段階に分けてそ

れぞれの基本料をきめておるのであります。しかし、このきめ方は、私は、以前の電話の架設数の

少ない時代にできたものであります。必ずしも

いまの時勢に合わない、こういふことを考へてお

るのであります。次の機会においてはこれらの

十四段階といふようなものをもつと簡易化して、いまお話しのよろんな事態がひんびんとして起きないよろなことを講じたい、かように考へておるものでござります。

また、いまのお話しの電話値上げの影響につきましても、むろんないとは申せないのであります。

で、昭和四十三年度におきましても約三十万個ぐらゐの影響があることなどをいま考へておるものでござります。

までは、むろんないとは申せないのであります。

で、昭和四十三年度におきましても約三十万個ぐらゐの影響があることなどをいま考へておるものでござります。

問題でございますけれども、何か方法はないだろ

うかということで、ただいま郵政大臣と御相談を

申し上げて、いるところでございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたしました。

出席政府委員 総理府総務副長 八木 徹雄君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

出席國務大臣 出席國務大臣 佐藤 榮作君  
内閣総理大臣 佐藤 榮作君  
法務大臣 赤岡 文三君  
外務大臣 三木 武夫君  
大蔵大臣 水田三喜男君  
文部大臣 那尾 弘吉君  
厚生大臣 園田 直君  
農林大臣 西村 直己君  
通商産業大臣 椎名悦三郎君  
運輸大臣 中曾根康弘君  
郵政大臣 小林 武治君  
労働大臣 小川 平二君  
建設大臣 保利 茂君  
自 治 大 臣 赤澤 正道君  
國 务 大 臣 木 村 武雄君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務大臣 増田甲子七君  
國務大臣 宮澤 喜一君  
國務大臣 鍋島 直紹君

國務大臣 木村 俊夫君  
國務





## 官報(号外)

建設委員	森本 靖君	細谷 治景君	内閣委員	佐藤 文生君	森山 欽司君	大蔵委員	西村 栄一君	岡澤 完治君
予算委員	井上 普方君	唐橋 東君	山村新治郎君	毛利 松平君	山村新治郎君	農林水産委員	植木庚子郎君	福田 一君
阪上安太郎君	畠 和君	田中 武夫君	武藤 山治君	島本 虎三君	内藤 良平君	通信委員	吉田 泰造君	島口重次郎君
山中 吾郎君	山内 広君	麻生 良方君	八木 一男君	万吉君	岡本 富夫君	決算委員	小濱 新次君	久保 三郎君
塚本 三郎君	川崎 寛治君	田代 文久君	北山 愛郎君	森本 靖君	安宅 常彦君	予算委員	大村 裕治君	大村 裕治君
森本 靖君	森本 寛治君	森本 正木	森本 良明君	森本 靖君	久保 重延君	地方行政委員	大村 裕治君	吉田 重延君
勝澤 芳雄君	勝澤 芳雄君	中村 重光君	横山 利秋君	廣瀬 秀吉君	吉田 春夫君	大藏委員	吉田 裕治君	吉田 重延君
神門至馬夫君	神門至馬夫君	玉置 一徳君	太田 一夫君	安宅 常彦君	岡田 春夫君	農林水産委員	植木庚子郎君	植木庚子郎君
中谷 鉄也君	阿部 昭吾君	岡田 利春君	久保 三郎君	西風 敏君	岡田 春夫君	通信委員	吉田 泰造君	吉田 泰造君
後藤 慶男君	折小野良一君	吉田 賢一君	横山 利秋君	佐野 進君	岡田 春夫君	決算委員	大村 裕治君	大村 裕治君
斎藤 実君	柴田 健治君	田邊 誠君	吉田 賢一君	兒玉 未男君	岡田 春夫君	(常任委員補欠選任)	吉田 重延君	吉田 重延君
大出 俊君	大野 漢君	鈴切 康雄君	板川 正吾君	佐野 進君	岡田 春夫君	内閣委員	大村 裕治君	大村 裕治君
小澤 貞幸君	岡澤 完治君	永井勝次郎君	只松 祐治君	河野 洋平君	岡田 春夫君	地方行政委員	吉田 重延君	吉田 重延君
中野 四郎君	松野 賴三君	中野 明君	植木庚子郎君	伏木 和雄君	岡田 春夫君	予算委員	吉田 重延君	吉田 重延君
木原 実君	松澤 雄藏君	堺 昌雄君	農林水產委員	柴田 健治君	岡田 春夫君	社会労働委員	吉田 重延君	吉田 重延君
一、去る十六日、議長において、次の常任委員の 辞任を許可した。								
地方行政委員								
大藏委員	大村 裕治君	吉田 重延君	山本 幸一君	三ツ林弥太郎君	赤路 友藏君	決算委員	大村 裕治君	大村 裕治君
農林水產委員	農林水產委員	横山 利秋君	佐藤 文生君	佐藤 文生君	佐藤 文生君	(常任委員補欠選任)	吉田 重延君	吉田 重延君
予算委員	予算委員	吉田 重延君	久保 三郎君	岡田 春夫君	岡田 春夫君	内閣委員	吉田 重延君	吉田 重延君
一、去る十一日、議長において、次の通り常任委 員の補欠を指名した。								
内閣委員	依田 圭五君	阪上安太郎君	淡谷 悠藏君	横山 利秋君	野田 卵一君	建設委員	吉田 重延君	吉田 重延君
地方行政委員	華山 親義君	坂上安太郎君	淡谷 悠藏君	吉田 賢一君	下平 正一君	予算委員	吉田 重延君	吉田 重延君
予算委員	木原 実君	木原 実君	中谷 鉄也君	山口 鶴男君	加藤 六月君	法務委員	吉田 重延君	吉田 重延君
農林水產委員	浅井 美幸君	正木 良明君	只松 祐治君	只松 祐治君	中谷 鉄也君	内閣委員	吉田 重延君	吉田 重延君
予算委員	林 百郎君	中野 四郎君	堺 昌雄君	堺 昌雄君	吉田 重延君	地方行政委員	吉田 重延君	吉田 重延君
予算委員	河野 密君	菅波 茂君	小川 新一郎君	小川 新一郎君	吉田 重延君	予算委員	吉田 重延君	吉田 重延君
予算委員	中野 四郎君	中野 四郎君	折小野良一君	折小野良一君	吉田 重延君	内閣委員	吉田 重延君	吉田 重延君
予算委員	岡田 春夫君	岡澤 完治君	三木 喜夫君	三木 喜夫君	吉田 重延君	内閣委員	吉田 重延君	吉田 重延君
予算委員	西村 栄一君	西村 栄一君	塚本 三郎君	塚本 三郎君	吉田 重延君	内閣委員	吉田 重延君	吉田 重延君
予算委員	伊藤惣助丸君	伊藤惣助丸君	岡田 利春君	岡田 利春君	吉田 重延君	内閣委員	吉田 重延君	吉田 重延君
予算委員	穂積 七郎君	穂積 七郎君	中村 重光君	中村 重光君	吉田 重延君	内閣委員	吉田 重延君	吉田 重延君
一、昨十七日、議長において、次の常任委員の辞 任を許可した。								

## 官報(号外)

井上 泉君	美濃 政市君	社会労働委員	木原 実君	長谷川正三君	久保 三郎君	阪上安太郎君
竹本 孫一君	北側 義一君		中野 明君		西村 榮一君	加藤 万吉君
西風 黯君	帆足 計君		岡本 隆一君		岡澤 完治君	
河野 正君	永井勝次郎君		大原 亨君		大原 亨君	
神田 大作君	樋上 新一君	通信委員	川崎 寛治君	有島 重武君	田中 角榮君	有島 重武君
田邊 誠君	稻村 隆一君		島本 虎三君	河野 洋平君	岡澤 完治君	
唐橋 東君	廣瀬 秀吉君		大橋 利秋君	渡辺 肇君	大橋 利秋君	
佐野 進君	村山 喜一君	予算委員	森本 靖君	畑中 角榮君	木原 実君	坂上安太郎君
野田 卯一君	楳崎弥之助君		武部 文君	柴田 健治君	中野 明君	西村 榮一君
畑 和君	阪上安太郎君		石橋 政嗣君	田中 武夫君	岡本 隆一君	大原 亨君
山内 広君	北山 愛郎君	決算委員	正木 良明君	森本 三郎君	川崎 寛治君	木原 実君
川崎 寛治君	山中 吾郎君		大橋 敏雄君	大橋 敏雄君	大橋 敏雄君	大橋 敏雄君
森本 靖君	麻生 良方君		鈴切 康雄君	鈴切 康雄君	鈴切 康雄君	鈴切 康雄君
正木 良明君	大橋 敏雄君		中谷 鉄也君	柴田 健治君	中谷 鉄也君	中谷 鉄也君
大橋 敏雄君	井上 泉君	議院運営委員	和田 耕作君	谷口善太郎君	岡澤 完治君	岡澤 完治君
鈴崎弥之助君	武藤 山治君		太田 一夫君	渡辺 芳男君	工藤 良平君	工藤 良平君
川崎 寛治君	堀 昌雄君	決算委員	烟 和君	竹本 孫一君	佐野 進君	佐野 進君
佐野 進君	福岡 義登君		八木 一男君	山口 鶴男君	山内 広君	山内 広君
広瀬 秀吉君	中嶋 英夫君		後藤 俊男君	山口 鶴男君	佐野 進君	佐野 進君
中嶋 英夫君	北山 愛郎君	法務委員	鈴切 康雄君	山下 元利君	大原 亨君	大原 亨君
沖本 泰幸君	河野 洋平君		島本 虎三君	塙谷 一夫君	山内 広君	山内 広君
西風 黯君	岡澤 完治君	通信委員	神門至馬夫君	田中 角榮君	安宅 常彦君	安宅 常彦君
岡本 富夫君	伊藤惣助丸君		中村 重光君	廣川シズエ君	佐野 進君	佐野 進君
内藤 良平君	岡田 利春君	予算委員	馬場 元治君	岡澤 完治君	大原 亨君	大原 亨君
大出 俊君	佐々木更三君		西村 栄一君	瀬戸山三男君	田代 文久君	田代 文久君
樋上 新一君	西村 栄一君	大蔵委員	内藤 良平君	内藤 良平君	加藤 万吉君	加藤 万吉君
法務委員						
文教委員						

一、去る十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

八百板 正君  
華山 親義君  
松本 武部 文君  
樋上 新一君

大橋 敏雄君  
鈴崎弥之助君  
川崎 寛治君  
正木 良明君

内閣委員

佐野 進君  
広瀬 秀吉君  
中嶋 英夫君

内閣委員

北山 愛郎君

内閣委員

北山 愛郎君  
華山 親義君

内閣委員

八百板 正君

一、去る十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員	綱島 正興君	葉梨 信行君
内閣委員	川崎 實治君	八木 昇君
去る十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	柴田 健治君	山中 吾郎君
中嶋 英夫君	山口 鶴男君	広瀬 秀吉君
外務委員	大坪 保雄君	中村 梅吉君
地方行政委員	山中 吾郎君	内海 英男君
法務委員	塙谷 一夫君	華山 親義君
大蔵委員	綱島 正興君	谷口善太郎君
文教委員	佐々木更三君	鶴岡 兵輔君
井上 普方君	毛利 松平君	岡澤 完治君
社会労働委員	西村 繁一君	中村 梅吉君
岡本 隆一君	岡澤 完治君	西村 繁一君
平等 文成君	唐橋 東君	平等 文成君

農林水產委員	大橋 敏雄君	野口 忠夫君	山内 広君
商工委員	兒玉 未男君	川崎 寛治君	佐々木更三君
運輸委員	佐野 進君	阪上 安太郎君	柴田 健治君
通信委員	北山 愛郎君	内藤 良平君	中谷 鉄也君
建設委員	神門至馬夫君	板川 正吾君	久保 三郎君
予算委員	平等 文成君	森本 靖君	森本 靖君
	田代 文久君	安宅 常彦君	武藤 山治君
	石橋 政嗣君	吉田 寧一君	西風 黑君
	唐橋 東君	林 百郎君	内藤 良平君
	板川 正吾君	鈴切 康雄君	鈴切 康雄君
	太田 一夫君	後藤 俊男君	勝澤 芳雄君
	中村 重光君	神門至馬夫君	秀吉君
	玉置 一徳君	佐野 進君	斎藤 実君
	林 百郎君	佐野 進君	中谷 鉄也君
	内藤 良平君	安宅 常彦君	久保 三郎君

折小野良一君	阿部 昭吾君
岡田 利春君	兒玉 末男君
森本 靖君	田邊 誠君
山中 吾郎君	八木 一男君
只松 祐治君	堀 昌雄君
岡澤 完治君	小澤 貞季君
大野 漢君	阪上安太郎君
大出 優君	永井勝次郎君
中野 明君	小濱 新次君
細谷 治嘉君	島本 虎三君
吉田 鞍造君	木原 実君
塚本 三郎君	岡本 富夫君
山村新治郎君	竹下 登君
毛利 松平君	唐橋 東君
加藤 万吉君	松澤 雄藏君
松野 賴三君	中野 四郎君
川崎 寛治君	横山 利秋君
畑 和君	北山 愛郎君
田中 武夫君	山内 広君
麻生 良方君	正木 良明君
浅井 美幸君	
決算委員	
石橋 政嗣君	森本 靖君
鈴切 康雄君	
横山 利秋君	畑 和君
山口 鶴男君	廣瀬 秀吉君
議院運営委員	



日本育英会法等の一部を改正する法律案 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の 確保に関する法律の一部を改正する法律案  (条約付託)
一、去る十四日、委員会に付託された条約は次の 通りである。 関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議 定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結 について承認を求めるの件(条約第三号) 関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に 関する協定の締結について承認を求めるの件 (条約第四号)
以上三件 外務委員会 付託  (議案付託)
一、去る十一日、委員会に付託された議案は次の 通りである。 行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の 一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 行政機関の職員の定員に関する法律案(内閣提 出第一号)
以上二件 内閣委員会 付託  (議案付託)
一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付 された議案は次の委員会に付託された。 日本育英会法等の一部を改正する法律案(千葉 千代世君外一名提出、参法第六号)(予) 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の 確保に関する法律の一部を改正する法律案(千葉 千代世君外一名提出、参法第七号)(予)
以上二件 文教委員会 付託  (議案付託)
一、去る十二日、委員会に付託された議案は次の 通りである。 日本開発銀行に關する外航船舶建造融資利子補 給臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提 出第一七号)
以上二件 内閣委員会 付託  (議案付託)
一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付 された議案は次の委員会に付託された。 産業教育手当法案(松永忠二君外一名提出、参 法第四号)(予)
以上二件 文教委員会 付託  (議案付託)
一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付さ れた議案は次の委員会に付託された。 高等学校の定期制教育及び通信教育振興法の一 部を改正する法律案(鈴木力君外一名提出、参 法第二号)(予)
以上二件 文教委員会 付託  (議案付託)
一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付さ れた議案は次の委員会に付託された。 支給に関する法律案(松永忠二君外一名提出、参 法第三号)(予)
以上二件 文教委員会 付託  (議案付託)
一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付さ れた議案は次の委員会に付託された。 高等学校の定期制教育及び通信教育振興法の一 部を改正する法律案(鈴木力君外一名提出、参 法第二号)(予)
以上二件 文教委員会 付託  (議案付託)
一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付さ れた議案は次の委員会に付託された。 支給に関する法律案(松永忠二君外一名提出、参 法第三号)(予)
以上二件 文教委員会 付託  (議案付託)
一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付さ れた議案は次の委員会に付託された。 所得に対する租税に関する二重課税の回避のた めの日本国とデンマーク王国との間の条約の実 施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律案(内閣提出第七一号)(予)
以上二件 大蔵委員会 付託  (議案付託)
一、去る十五日、予備審査のため参議院から送付 された議案は次の委員会に付託された。 日本育英会法等の一部を改正する法律案(千葉 千代世君外一名提出、参法第六号)(予)
以上二件 文教委員会 付託  (議案付託)
一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提 出案を参議院に送付した。 積雪寒冷地帯振興臨時措置法等の一部を改 正する法律案(農林水産委員長提出)
以上二件 商工委員会 付託  (議案付託)
一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提 出案を参議院に送付した。 駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(河 野正君外十一名提出)
以上二件 商工委員会 付託  (議案付託)
一、去る十六日、委員会に付託された議案は次の 通りである。 昭和四十二年度における地方公務員等共済組合 法の規定による年金の額の改定等に關する法律 等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)
以上二件 地方行政委員会 付託  (議案付託)
一、去る十六日、委員会に付託された議案は次の 通りである。 昭和四十二年度における公共企業体職員等共済 組合法に規定する共済組合が支給する年金の額 の改定に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第七四号) 大蔵委員会 付託 駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(河 野正君外十一名提出)
以上二件 中小企業構造改善促進臨時措置法案(玉置一徳 君外一名提出)
一、去る十三日、参議院において次の内閣提出案 を可決した旨の通知書を受領した。 経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融 通特別会計法を廃止する法律案 (質問書提出)
一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は 昭和四十三年三月十八日 衆議院議事録第十三号(一) 朗読を省略した議長の報告

次の通りである。

朝鮮問題に関する国連決議第三百七十六(V)の解釈に関する質問主意書(横山利秋君提出)

昭和四十三年三月十九日 楽議院会議録第十三号(一) 朗読を省略した議長の報告

一九八

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

衆議院会議録第十号中正誤	正	至るまで、	國民生活	これらに	ペジ 段行 誤
一五 一四 一三 一二 一一 一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一	未九 未六 未五 左の 十名	これら 国民 絶対 至るまで、 おる いる 次の 十名	絶対 至るまで、	國民生活	これらに

官報  
号外  
昭和四十三年三月十八日

昭和四十三年三月十八日

報

○第五十八回  
国會衆議院會議錄 第十三号(二)

本草十参用法

右  
昭和四十三年度一般会計予算  
国会に提出する。  
昭和四十三年一月二十六日

# 昭和43年度一般会計予算

## (歳入歳出予算)

### 第一条 昭和43年度歳入歳出予算是、歳入歳出それぞれ5,818,598,454,000円とし、「甲号歳入歳出予

(繰続費)  
第2条「財政法」第14条の2の規定による新規の繰続費の総額、年限及び年割額は、「乙号繰続費」に掲げるとおりとする。  
(織越明許費)

の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる器具は、内

(国庫債務負担行為) 第4条「財政法」第15条第1項の規定により昭和43年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(最大収容予算等の明細)

第28条の規定により、最大手算明細書、各旨合併の是經費を省く、解説

卷之三

〔財政法〕第4条第1項の規定による。昭和43年7月1日公報に発行する。

ある限界額は、640,000,000,000円とする。

前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必

要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

(公共事業費の範囲)

第1条 [附則] 第4条第1項の規定による公共交通機関の船舶は、次に掲げるものを除く。

所 管	組 織	項
總 理 府	北海道開發府	北海道住宅建設事業費、北海道治水事業費、北海道治山事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開發事業費、條件地城泥炭地開發事業費、北海道漁港施設費、農林漁業用揮完油稅財源身普北海道農道等整備事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、條件地城泥炭地開發事業費、北海道大型魚礁設置事業費、北海道海岸事業費、北海道大型魚礁設備事業費、北海道都市計畫事業費、北海道空港整備事業費、北海道離島簡易水道施設整備費、北海道離島電氣導入事業費、北海道開發事業工事諸費振興山村開發綜合特別事業費、農林漁業用揮完油稅財源身普離島農道等整備事業費、水資源開發事業費
文 部 省	文 部 本 省	產業教育施設整備費、社會教育施設整備費、体育施設整備費、學校給食施設整備費、私立幼稚園施設整備費、公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、國立學校施設費
厚 生 省	厚 生 本 省 文 化 化 品 關 係 所	國立公園等施設整備費、保健衛生施設整備費、環境衛生施設整備費、國立病院及療養所施設費 國立青年の家施設費、文化施設整備費、國立博物館施設費
農 林 省	農 林 本 省	鉛坑市場施設整備費、～き地農山漁村電氣導入事業費、土地改良事業費、干拓事業費、農用地開發事業費、農林漁業用揮完油稅財源身普農道整備事業費、海岸事業費、農業施設災害開通事業費、農業施設災害復旧事業費
地 方 農 政 局	地 方 農 野 林	農地事業工事諸費 治山事業費、造林事業費、林道事業費、農林漁業用揮完油稅財源身普林道整備事業費、森林開發公團事業費、山林施設災害開通事業費、山林施設災害復旧事業費
水 產 府		漁港施設費、農林漁業用揮完油稅財源身普漁港開

2

(外) 務

通商産業省	通商産業本省	工農用道事業費 漁港施設災害関連事業費、漁港施設災害復旧事業費
運輸省	運輸本省	港湾事業費、海岸等事業費、港湾施設災害関連事業費、港湾施設災害復旧事業費、空港整備事業費
	海上保安庁	航路標識整備費

  

労働省	労働本省	職業訓練所施設費、特別失業対策事業費
建設省	建設本省	住宅建設事業費、海岸事業費、急傾斜地崩壊対策事業費、治水事業費、道路整備事業費、都市計画事業費、河川等災害関連事業費、河川等災害復旧事業費、都市災害復旧事業費、海岸事業等工事諸費

  

自治省	自治本省	奄美群島振興事業費
-----	------	-----------

(一時借入金等の最高額)

第8条 「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券又は一時借入金の最高額は、500,000,000,000円とする。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)

第9条 「財政法」第15条第2項の規定により昭和43年度において災害復旧その他の緊急の必要がある場合に國が債務を負担する行為の限度額は、10,000,000,000円とする。

(損失補償契約等の限度額)

第10条 次の表の左欄に掲げる契約等の金額の限度は、昭和43年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債務	根拠規定期	金額の限度
1 日本国鉄道 公募により発行する鉄道債券に係る債務	「鉄道債務及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」	額面総額129,100,000,000円及びその利息に相当する金額
2 日本電信電話公社 公募により発行する電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律	「鉄道債務及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」	額面総額15,000,000,000円及びその利息に相当する金額
3 中小企業金融公庫 公募により発行する中小企業債券の元本の償還及び利息の支払い	「中小企業金融公庫法」第25条の3	額面総額30,000,000,000円及びその利息に相当する金額
4 北海道東北開発公庫 公募により発行する北海道東北開発債券の元本の償還及び利息の支払い	「北海道東北開発公庫法」第28条	額面総額14,000,000,000円及びその利息に相当する金額

5 公営企業金融公庫 公募により発行する公 営企業債券の元本の償 還及び利息の支払い、	「公営企業金融公庫法」第26 条	額面総額 42,000,000,000 円及 びその利息に相当する金額
6 日本住宅公团 公募により発行する住 宅債券及び借入金の元 本の償還及び利息の支 払い、	「日本住宅公团法」第51条	額面総額及び元本金額の合計 額 38,500,000,000 円並びにそ の利息に相当する金額
7 日本道路公团 公募により発行する道 路債券に係る債務	「日本道路公团法」第28条	額面総額 60,000,000,000 円及 びその利息に相当する金額
8 首都高速道路公团 公募により発行する首 都高速道路債券に係る 債務	「首都高速道路公团法」第38 条の2	額面総額 21,600,000,000 円及 びその利息に相当する金額
9 水資源開発公团 公募により発行する水 資源開発債券に係る債 務	「水資源開発公团法」第41条	額面総額 3,900,000,000 円及 びその利息に相当する金額
10 阪神高速道路公团 公募により発行する阪 神高速道路債券に係る 債務	「阪神高速道路公团法」第38 条	額面総額 16,200,000,000 円及 びその利息に相当する金額
11 船舶整備公团 公募により発行する船 舶整備債券に係る債務	「船舶整備公团法」第26条の 2	額面総額 6,500,000,000 円及 びその利息に相当する金額
12 日本鉄道建設公团 公募により発行する鉄 道建設債券に係る債務	「日本鉄道建設公团法」第29 条の2	額面総額 6,000,000,000 円及 びその利息に相当する金額
13 畜産振興事業団 借入金の元本の償還及 び利息の支払い、	「畜産物の価格安定等に關 する法律」第54条第4項	元本金額 8,400,000,000 円及 びその利息に相当する金額
14 中小企業振興事業団 公募により発行する中 小企業振興債券及び借 入金の元本の償還及び 利息の支払い、	「中小企業振興事業団法」第 28条	額面総額及び元本金額の合計 額 9,000,000,000 円並びにそ の利息に相当する金額
15 東北開発株式会社 公募により発行する東 北開発債券の元本の償 還及び利息の支払い、	「東北開発株式会社法」第12 条ノ2	額面総額 1,300,000,000 円及 びその利息に相当する金額
16 日本航空機製造株式 会社 借入金の元本の償還及 び利息の支払い、	「航空機工業振興法の一部 を改正する法律(昭和34年 法律第45号)」附則第3条の 2	元本金額 6,000,000,000 円及 びその利息に相当する金額
17 「国際復興開発銀行 等からの外資の受入に 関する特別措置に関する 法律」第2条第1項 各号に掲げる法人 国際復興開発銀行等と 締結する借入契約に基 づき昭和43年度以降5 箇年度以内(借入期限 が昭和48年度以降の年 度に属する日とされた 場合においてはその日 まで)において借り入 れる借入金に係る債務 で外貨をもつて支払わ なければならないもの	「国際復興開発銀行等から の外資の受入に關する特別 措置に関する法律」第2条 第1項	借入契約締結の日ににおける 「外国為替及び外國貿易管理 法」第7条第1項に規定する 基準外國為替相場(以下この 項において「基準相場」とい う。)により換算した金額が 35,000,000,000 円に相当する アメリカ合衆国通貨の金額 (当該金額のうちアメリカ合 衆国通貨以外の通貨による借 入金額については国際復興開 発銀行等がその定めるところ により換算した金額)による 元本金額並びにその利息及び 手数料に相当する金額並びに 元本の期限前任意償還に伴い

## 外 告 ( 報 )

支払うべき加算金に相当する 金額
---------------------

18 「国際復興開発銀行等から外貨の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項各号に掲げる法人の債券又は地方債証券で外貨をもつて支払わなければならないものに係る債務

「国際復興開発銀行等から外貨の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項

引受け契約締結の日ににおける基準相場又は「外国為替及び外汇管理法」第7条第2項に規定する裁定外國為替相場(以下この項において「裁定相場」という。)により換算した金額が54,000,000,000円(昭和43年度特別会計予算の予算総額第6条の規定により外貨債権額(発行価格が額面金額を下回るものがあつたときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を控除した金額)をその引受け契約締結の日におり換算した金額を控除した金額)に相当する外貨表示の額面総額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金に相当する金額並びに減債基金に払い込むべき金額に相当する金額

所	管	組	織	項
總理府	總理府	北海道開発庁	冲縄援助其他諸費	
			北海道住宅建設事業費、北海道住宅対策諸費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、篠津漁業泥炭地開発事業費、北海道漁港施設費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道海岸事業費、北海道大型魚礁設置事業費、北海道都市計画事業費、北海道空港整備事業費、北海道離島簡易水道施設整備費、北海道離島電気導入事業費	
防衛施設庁	經濟企画庁	施設運営等関連諸費	地域開発計画調査費、国土総合開発事業調整費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島道等整備事業費、水資源開発事業費特別研究促進調整費、潜水調査船建造費、国立機関原子力試験研究費、放射能調査研究費、原子力発電所立地調査費	
大蔵省	大蔵本省	公務員宿舎施設費(国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る)、片舎等特別取得費		
文部省	文部本省	南極地域観測事業費		
労働省	労働本省	特別失業対策事業費		

- 2 前項第1号から第12号まで、第14号、第15号及び第18号に規定する債券、地方債証券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため発行する債券、地方債証券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金に相当する金額並びに減債基金に払い込むべき金額があるときは、これらの金額を含む)をこれらの各号に規定する限度額に加算した金額をそれぞれの限度額とする。(予算の移管等)

## (外) 号 写

所 営	移用することができる組織(括弧書きは当該組織の経費を示す。)	
1 総理府	防衛本庁(防衛本庁、施設整備費)と防衛施設庁(施設運営等関連諸費)	
2 農林省	イ 農林水産技術会議(農林水産業技術振興費)と農林本省試験研究機関、農林本省検査者導導團(牧場及農場)、林野庁(林業試験場)、水産庁(水产、水産研究所、真珠研究所、水産大学校) ロ 農林本省(土地改良事業費、干拓事業費、農用地開発事業費、海岸事業費)と地方農政局(農地事業工事諸費)	

所 営	組 織	移用することができる項
1 総理府	北海道開発庁	イ 北海道住宅建設事業費、北海道造林事業費、北海道農用地開発事業費、北海道土地改良事業費、北海道漁港施設費、農林漁業用捕油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道海岸事業費、北海道大型魚礁設置事業費、北海道都市計画事業費、北海道空港整備事業費、北海道離島簡易水道施設整備費及び北海道離島電気導入事業費の各項の間 ロ イの各項、北海道治水事業費、北海道治山事業費、捕油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費及び北海道港湾事業費の各項と北海道開発事業工事諸費
2 法務省	矯正官署	刑務所収容費、少年院収容費、少年鑑別所収容費及び婦人補導院収容費の各項の間
3 農林省	農林本省	農業施設災害開通事業費と農業施設災害復旧事業費

  

甲号	歳 入	歳 出	予 算
(部)	諸 収 入	國 会 主 営	
(款)	國 有 財 產 利 用 収 入		201,076,000 円
(項)	國 有 財 產 貸 付 収 入		24,072,000
(款)	國 會 議 員 互 助 年 金 法 納 金	24,072,000	
(項)	免 許 償 金 及 手 遣 金 納 入	161,227,000	
(款)	國 會 議 員 互 助 年 金 法 納 金	42,000	
(項)	免 許 償 金 及 手 遣 金 納 入	267,000	
		15,459,000	
		9,000	

第14条 「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間ににおいて相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各項の間ににおいて相互に移用する場合とする。

第15条 債給予算の執行にあつては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び債給額によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は債給額の増額をみだりに行なつてはならない。

		裁 判 所 主 管	1,882,555,000	(款) 諸 収 入	12,569,457,000
		(款) 国有財産利用収入	74,012,000	(項) 授業料及入学検定料	19,212,000
		(項) 国有財産貸付収入	74,012,000	(項) 免許及手数料	54,114,000
		(款) 諸 収 入	114,243,000	受託調査試験及役務収入	16,441,000
		(項) 免許及手数料	4,448,000	懲罰及没収金	10,287,369,000
		及罰償金	53,883,000	弁償及返納金	1,132,895,000
		及返納金	27,282,000	物品完払収入	407,677,000
		物品完払収入	11,282,000	雜	701,779,000
			17,918,000	計	13,383,340,000
		会計検査院主管			
		(部) 雜 収 入	2,928,000	(部) 政府資産整理収入	720,000
		(款) 国有財産利用収入	2,833,000	(款) 回収金等収入	720,000
		(項) 国有財産貸付収入	2,833,000	(項) 特別会計整理収入	720,000
		(部) 諸 収 入	95,000	(部) 雜 収 入	28,869,422,000
		(款) 諸 物品完払収入	95,000	(款) 国有財産利用収入	73,021,000
		(項) 物品完払収入		(項) 国有財産貸付収入	73,021,000
		内閣主管		(款) 諸 収 入	28,796,401,000
		(部) 雜 収 入	3,451,000	(項) 懲罰及没収金	22,436,090,000
		(款) 国有財産利用収入	3,213,000	弁償及返納金	122,390,000
		(項) 国有財産貸付収入	3,213,000	矯正官署作業収入	6,036,522,000
		(部) 諸 収 入	238,000	物品完払収入	93,189,000
		(款) 物品完払収入	238,000	雜	108,200,000
		官業益金及官業収入	226,337,000	計	28,870,142,000
		(款) 官業収入	226,337,000		
		(項) 病院収入			
		(部) 政府資産整理収入	226,337,000		
		(款) 回収金等収入			
		(項) 事故補償費返還金			
		(部) 雜 収 入	77,649,000	(部) 雜 収 入	147,376,000
		(款) 国有財産利用収入	77,649,000	(款) 国有財産貸付収入	8,675,000
		(項) 国有財産貸付収入	77,649,000	(項) 国有財産利用収入	8,189,000
		(部) 雜 収 入	13,079,354,000	利子収入	486,000
		(款) 国有財産利用収入	509,897,000	(款) 諸 収 入	138,701,000
		(項) 国有財産貸付収入	384,952,000	(項) 免許及手数料	108,394,000
		国有財産使用収入	124,839,000	弁償及返納金	16,938,000
		利子収入	106,000	物品完払収入	11,668,000

## (外) 報 告

大 藏 省 主 管	入	1,201,000
(部) 雜 収 入	大	6,742,475,000
(款) 租 稅 及 印 紙 収 入	藏	4,544,210,000,000
(項) 得 人 稅	省	4,525,316,000,000
(項) 所 法 相 酒 砂 摻 石 物	主	1,465,757,000,000
(項) 費 消 油 大 品	管	1,476,499,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		83,295,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		553,361,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		36,450,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		372,373,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		6,050,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		232,164,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		656,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		4,097,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		9,605,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		7,580,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		12,540,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		260,825,000,000
(項) 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅 稅		4,064,000,000
(款) 印 紙 収 入	入	18,894,000,000
(項) 日本專光公社納付金		18,894,000,000
(項) 日本專光公社納付金		230,431,139,000
(部) 專 光 納 付 金		230,431,139,000
(款) 官 業 益 金		2,350,341,000
(項) 印刷局特別會計受入金		2,350,341,000
(部) 政府資產整理收入		21,089,377,000
(款) 國 有 財 產 分 収 入		14,192,914,000
(項) 國 有 財 產 分 収 入		6,893,463,000
(項) 特 別 會 計 整 理 収 入		13,140,000
雜 収 入	文 部 省 主 管	50,052,000
(部) 引 繼 債 款 整 理 収 入		6,742,475,000
(部) 地 方 債 證 券 貨 遣 収 入		90,786,000
(部) 國 際 聯 合 公 債 債 遣 収 入		98,648,971,000
(款) 國 有 財 產 利 用 収 入		3,923,708,000
(項) 國 有 財 產 貸 付 収 入		2,569,048,000
(項) 國 有 財 產 使 用 収 入		482,000
(項) 國 有 財 產 使用 収 入		2,750,000
(項) 配 当 金 収 入		1,357,428,000
(項) 雜 納 付 金		83,331,000,000
(項) 日 本 銀 行 納 付 金		83,231,000,000
(項) 雜 納 付 金		100,000,000
(款) 諸 収 入		11,388,263,000
(項) 文官恩給費特別會計等負 擔金		4,728,560,000
特 別 會 計 受 入 金		1,824,567,000
免 許 及 手 數 料		499,891,000
懲 罰 款 及 没 收 金		376,669,000
弁 債 及 遠 契 金		133,187,000
物 品 完 拏 及 退 契 金		63,629,000
外 國 為 替 資 金 受 入		3,600,000,000
雜 収 入		161,760,000
(部) 公 債 金		640,000,000,000
(款) 公 債 金		640,000,000,000
(項) 公 債 金		640,000,000,000
(部) 前 年 度 剩 余 金 受 入		51,735,203,000
(款) 前 年 度 剩 余 金 受 入		51,735,203,000
(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入		51,735,203,000
計		5,588,465,031,000
(部) 雜 収 入		223,334,000
(款) 國 有 財 產 利 用 収 入		183,238,000

## 外助(略)

(項) 国有財産貸付収入	11,467,000	(項) 国有財産貸付収入	135,702,000
国有財産使用収入	171,771,000	国有財産使用収入	11,571,000
(款) 諸 収 入	40,096,000	(款) 納 付 金	16,565,814,000
(項) 授業料及入学検定料	3,312,000	(項) 日本中央競馬会納付金	6,735,022,000
免 許 及 手 数 料	8,605,000	(款) 諸 収 入	3,113,879,000
受託調査試験及役務収入	1,200,000	(項) 特別会計受入金	2,172,908,000
弁 償 及 返 納 金	9,242,000	公共事業費負担金	10,680,000
物 品 充 払 収 入	15,568,000	授業料及入学検定料	671,000
雜	1,269,000	免 許 及 手 数 料	受託調査試験及役務収入
厚 生 省 主 管		弁 償 及 返 納 金	79,908,000
(部) 政府資産整理収入	28,488,000	物 品 充 扯 収 入	282,021,000
(款) 回 収 金 等 収 入	28,488,000	雜	978,444,000
(項) 貸付金等回収金収入	28,488,000	計	23,408,109,000
加		通 商 產 業 省 主 管	
(部) 雜 収 入	812,151,000	(部) 専 完 納 付 金	1,380,029,000
(項) 諸 収 入	113,410,000	(款) アルコール専完事業特別	1,360,029,000
(部) 国有財産利用収入	35,936,000	会計納付金	
(部) 国有財産貸付収入	75,633,000	(項) アルコール専完事業特別	1,360,029,000
(部) 国有財産使用収入	1,841,000	会計納付金	
(款) 諸 収 入	698,741,000	(部) 政府資産整理収入	1,360,029,000
(項) 授業料及入学検定料	1,857,000	(款) 回 収 金 等 収 入	132,159,000
免 許 及 手 数 料	68,000	(項) 特別会計整理収入	132,159,000
受託調査試験及役務収入	7,185,000	貸付金等回収金収入	6,765,000
弁 償 及 返 納 金	626,462,000	(部) 雜 収 入	125,394,000
物 品 充 扯 収 入	22,026,000	(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	721,719,000
雜	41,143,000	(項) 国 有 財 産 貸 付 収 入	71,414,000
計	840,639,000	國 有 財 産 使用 収 入	27,102,000
農 林 省 主 管		利 子 収 入	43,672,000
(部) 政府資産整理収入	50,000,000	(款) 諸 収 入	640,000
(款) 回 収 金 等 収 入	50,000,000	(項) 授業料及入学検定料	650,305,000
(項) 貸付金等回収金収入	50,000,000	(項) 受託調査試験及役務収入	320,000
(部) 雜 収 入	23,448,109,000	弁 償 及 返 納 金	43,616,000
(款) 国有財産利用収入	147,273,000		253,634,000

## (外) 報 加

	物 品 完 托 受 入	310,876,000	勞 僱 省 主 管	702,576,000
(部) 雜 収 入	41,859,000	(部) 雜 収 入	21,171,000	
計	2,213,907,000	(款) 國 有 財 產 利 用 受 入	681,505,000	
運 輸 省 主 管		(項) 國 有 財 產 貸 付 受 入	21,171,000	
(款) 國 有 財 產 利 用 受 入	3,036,486,000	(款) 諸 受 入	5,933,000	
(項) 國 有 財 產 貸 付 受 入	2,444,341,000	(項) 免 許 及 手 數 料	272,899,000	
(款) 國 有 財 產 使用 受 入	193,926,000	(項) 免 許 及 返 納 金	1,192,000	
(項) 諸 受 入	2,260,415,000	(項) 物 品 完 托 受 入	401,481,000	
郵 政 省 主 管	632,145,000	建 設 省 主 管		
(部) 租 稅 及 印 紙 受 入	295,673,000	(部) 政 府 資 產 整 理 受 入	387,600,000	
(款) 印 紙 受 入	26,601,000	(款) 回 取 金 等 受 入	387,600,000	
(項) 印 紙 受 入	73,643,000	(項) 貸 付 金 等 回 取 金 受 入	387,600,000	
(部) 政 府 資 產 整 理 受 入	167,427,000	(部) 雜 収 入	2,587,460,000	
(款) 回 取 金 等 受 入	17,215,000	(款) 國 有 財 產 利 用 受 入	81,419,000	
(項) 貸 付 金 等 回 取 金 受 入	25,265,000	(項) 國 有 財 產 貸 付 受 入	78,347,000	
(部) 租 稅 及 印 紙 受 入	153,642,000,000	(項) 國 有 財 產 使用 受 入	234,000	
(款) 印 紙 受 入	153,642,000,000	(利) 子 受 入	2,838,000	
(項) 印 紙 受 入	153,642,000,000	(款) 納 付 金	181,600,000	
(部) 政 府 資 產 整 理 受 入	120,000,000	(項) 雜 納 付 金	2,324,441,000	
(款) 回 取 金 等 受 入	120,000,000	(款) 諸 受 入		
(項) 貸 付 金 等 回 取 金 受 入	120,000,000	(項) 公 共 事 業 費 負 担 金	1,421,160,000	
(部) 雜 収 入	7,473,000	(款) 免 許 及 手 數 料	5,000,000	
(款) 國 有 財 產 利 用 受 入	4,820,000	受 託 整 理 試 驗 及 戰 略 受 入	88,142,000	
(項) 國 有 財 產 貸 付 受 入	4,545,000	免 許 及 返 納 金	201,855,000	
國 有 財 產 使用 受 入	275,000	物 品 完 托 受 入	287,080,000	
(款) 諸 受 入	2,653,000	雜	321,204,000	
(項) 免 許 及 返 納 金	864,000	計	2,975,060,000	
物 品 完 托 受 入	1,787,000	自 治 省 主 管		
雜	2,000	(部) 政 府 資 產 整 理 受 入	5,738,000	
計	153,769,473,000	(款) 回 取 金 等 受 入	5,738,000	
		(項) 貸 付 金 等 回 取 金 受 入		

## (六) 報 告

(部) 雜 収 入	21,433,000	(組織) 裁判官彈劾裁判所	21,546,000
(款) 國有財產利用収入	927,000	(項) 裁判官彈劾裁判所	21,802,000
(項) 國有財產貸付収入	927,000	裁 判 費	256,000
(款) 諸 収 入	2,775,000	合 計	17,111,772,000
(項) 弁價及返納金入	20,506,000	國 會 所 管 合 計	422,000
物 品 完 支 収 入	17,309,000	裁 所 所 費	6,321,014,000
雜 費	27,171,000	最 下 裁 判 所	24,317,017,000
歲 入 出	5,818,598,454,000	高 級 裁 判 所	2,293,896,000
歲 戰	皇 宝 費	裁 判 所	3,841,884,000
(項) 内 宮 皇	費 費 費	所 費	8,000,000
廷 庭 族 計	計	所 費	36,781,811,000
(組織) 衆 議 院 施設經費	84,000,000	(組織) 檢 察 審 查 會	4,084,805,000
來 議 院 施設經費	45,360,000	檢 察 審 查 會	45,360,000
衆 議 院 施設經費	4,214,165,000	裁 判 所	4,214,165,000
國 院	院 費	合 計	37,781,954,000
(組織) 衆 議 院 施設經費	8,166,212,000	(組織) 會 計 檢 查 院	1,130,060,000
參 議 院 施設經費	7,000,000	院 費	7,000,000
參 議 院 施設經費	9,293,272,000	內 房	9,293,272,000
參 議 院 施設經費	4,836,549,000	(組織) 內 閣 官 房 費	4,836,549,000
參 議 院 施設經費	626,619,000	計	626,619,000
參 議 院 施設經費	5,000,000	(組織) 內 閣 法 制 局	5,000,000
計	5,468,168,000	人 事 院 議	5,468,168,000
(組織) 國立国会図書館	1,346,820,000	院 費	1,346,820,000
國立国会図書館施設費	961,035,000	(項) 人 事 院 議	961,035,000
計	2,307,855,000	(組織) 国 防 会 議	2,307,855,000
(組織) 裁判官訴追委員会	20,675,000	(項) 国 防 会 議	35,045,000
(項) 裁判官訴追委員会	20,675,000	內 閣 所 管 合 計	3,012,621,000
		總 理 府 所 管	

## (外) 帳

(組織) 総理本府	5,529,592,000	(項) 首都圈整備委員会	128,396,000
(項) 新生活運動助成費	298,000,000	(組織) 宮内庁	1,451,280,000
風思給支給事務費	230,234,722,000	(項) 行政管理庁	4,134,637,000
統計調査費	2,798,026,000	國連アジア統計研修協力費	18,878,000
勢調査費	1,140,391,000	計	4,153,516,000
冲縄援助其他諸費用	35,250,000		
	11,666,813,000		
	251,702,794,000		
(組織) 青少年対策本部	33,591,000	(組織) 北海道開発庁	2,885,303,000
(項) 青少年健全育成対策費	482,684,000	北海道開発計画費	136,682,000
国民健康体力増強費	180,000,000	北海道住宅対策諸費用	4,030,788,000
計	701,275,000	北海道治水事業費	14,833,000
(組織) 日本学術会議	290,283,000	北海道造林事業費	16,147,470,000
(組織) 近畿圏整備本部	92,137,000	北海道林道事業費	1,826,200,000
(項) 近畿圏整備本部	61,789,000	北海道土地改良事業費	1,142,800,000
(組織) 中部圏開発整備本部	414,971,000	北海道農用地開発事業費	570,700,000
(項) 中部圏開発整備本部	22,483,505,000	篠津地域泥炭地開発事業費	16,619,054,000
(組織) 公正取引委員会	187,651,000	北海道漁港施設費	8,712,122,000
(組織) 警察廳	911,879,000	農林漁業用埋管油船財源整備事業費	1,156,000,000
(項) 科学警察研究所	3,759,983,000	北海道漁港施設費	3,280,100,000
皇宫警察本部	6,924,133,000	農林漁業用埋管油船財源整備事業費	2,167,000,000
警察施設整備費	34,267,101,000	北海道道路整備事業費	51,660,000,000
都道府県警察費補助		北海道港湾事業費	2,591,000,000
計		北海道海岸事業費	6,745,000,000
(組織) 土地調整委員会		北海道大型魚礁設置事業費	762,000,000
(項) 土地調整委員会	48,046,000	北海道空港整備事業費	285,000,000
(組織) 首都圈整備委員会			1,415,000,000
			714,100,000

## (外) 参照

(組織) 防衛本庁	北海道離島簡易水道施設整備費	6,180,000	(組織) 防衛施設庁	4,132,046,000
(項) 研究開発事業費	北海道離島電気導入事業費	21,381,000	(項) 調達業務管理事務費	1,134,933,000
航空機購入事業費	北海道開発事業工事諸費用	295,421,000	施設運営等関連諸費用	19,456,163,000
施設整備費	北海道開發事業工事諸費用	9,467,684,000	相互防衛援助協定交付金	377,000,000
船舶建造費	計	133,651,816,000	計	25,100,117,000
昭和40年度甲型警備艦建造費	(組織) 経済企画庁	344,071,612,000	(組織) 経済企画庁	1,134,324,000
昭和40年度甲型警備艦建造費	國土調査所	7,123,554,000	國土調査所	1,381,678,000
昭和40年度甲型警備艦建造費	豪雪地帯対策特別事業費	14,722,271,000	豪雪地帯対策特別事業費	205,721,000
昭和40年度甲型警備艦建造費	振興山村開発総合特別事業費	12,073,056,000	振興山村開発総合特別事業費	120,000,000
昭和40年度甲型警備艦建造費	農林漁業用機器油財源整備事業費	1,997,410,000	農林漁業用機器油財源整備事業費	80,000,000
昭和41年度甲型警備艦建造費	地域開発計画調査費	783,681,000	地域開発計画調査費	53,000,000
昭和41年度甲型警備艦建造費	国土総合開発事業調整費	1,972,267,000	国土総合開発事業調整費	6,200,000,000
昭和41年度甲型警備艦建造費	離島振興事業費	784,429,000	離島振興事業費	11,007,875,000
昭和41年度甲型警備艦建造費	農林漁業用機器油財源整備事業費	2,073,557,000	農林漁業用機器油財源整備事業費	417,800,000
昭和41年度甲型警備艦建造費	揮発油税等財源離島道路整備事業費	3,835,421,000	揮発油税等財源離島道路整備事業費	3,177,000,000
昭和41年度甲型警備艦建造費	水資源開発事業費	1,242,689,000	水資源開発事業費	9,724,435,000
昭和42年度乙型警備艦建造費	計	1,991,965,000	計	33,501,833,000
昭和42年度甲型警備艦建造費	(組織) 科学技術庁	468,456,000	(組織) 科学技術庁	918,017,000
昭和42年度乙型警備艦建造費	科学技術振興費	288,446,000	科学技術振興費	612,335,000
昭和42年度潜水艦建造費	特別研究促進調整費	1,041,882,000	特別研究促進調整費	615,000,000
昭和43年度甲型警備艦建造費	潜水調査船建造費	732,553,000	潜水調査船建造費	156,753,000
昭和43年度乙型警備艦建造費	原子力平和利用研究促進費	533,158,000	原子力平和利用研究促進費	1,294,895,000
昭和43年度乙型警備艦建造費	國立機関原子力試験研究費	718,713,000	國立機関原子力試験研究費	497,623,000
昭和43年度潜水艦建造費	放射能調査研究費	484,275,000	放射能調査研究費	157,974,000
施設整備等附帯事業費	原子力発電所立地調査費	396,939,395,000	原子力発電所立地調査費	5,626,000
計	航空宇宙技術研究所	1,903,020,000	航空宇宙技術研究所	

(組織) 金屬材料技術研究所	1,089,800,000	刑務所収容費	4,018,030,000
放射線医学総合研究所	738,383,000	刑務所作業年	2,185,282,000
國立防災科学技術センター	449,484,000	少年院収容費	2,645,536,000
宇宙開発推進本部	2,574,414,000	少年鑑別所収容費	777,644,000
無機材質研究所	272,892,000	少年鑑別所收容費	1,177,792,000
資源調査所	70,133,000	婦人補導院収容費	216,640,000
科学技術振興出資	20,381,000,000	婦人補導院収容費	82,167,000
計	31,837,299,000	婦人補導院収容費	13,231,000
総理府所管合計	914,342,038,000	計	28,620,811,000
(組織) 法務省所管			
(現) 法務本省費	9,131,945,000	(組織) 更生保護官署費	1,339,620,000
法務務務費	93,002,000	計	1,142,001,000
外国人登録事務費	263,169,000	(組織) 地方入国管理官署費	2,481,621,000
法務省施設費	4,406,989,000	(現) 地方入国管理官署費	1,290,932,000
計	13,895,105,000	機送収容費	60,129,000
(組織) 法務総合研究所	179,175,000	(組織) 公安審査委員会費	1,351,061,000
国連和平防護アジア地域研修協力費	53,988,000	(組織) 公安調査庁費	18,417,000
計	233,163,000	(現) 公安調査庁費	3,107,057,000
(組織) 法務局費	9,291,937,000	法務省所管合計	73,422,316,000
(現) 法記諸費用	1,175,898,000	外務省所管	
(組織) 檢察官署費	10,467,836,000	(組織) 外務本省費	6,150,850,000
(現) 檢察官費	12,385,318,000	(現) 海外経済技術協力費	5,773,276,000
檢査費	861,927,000	海外技術協力事業団出資	325,000,000
計	13,247,245,000	国際分担金其他諸費	5,314,136,000
(組織) 無正官署	446,222,000	移住振興費	1,785,009,000
刑務所	17,058,267,000	旧外地關係整理費	3,607,000
計	19,351,878,000	計	
(組織) 在外公館			

## (外) 稽 附

(項) 在 外 公 館 計	16,053,226,000	(組織) 文 部 本 省 費	4,700,597,000
外 務 省 所 管 合 計	35,405,104,000	(項) 文 部 本 省 教 育 統 計 調 查	79,870,000
大 藏 省 所 管 大 藏 省		文 功 劳 者 年 金	110,000,000
(組織) 大 藏 本 省	5,694,215,000	義 務 教 育 費 国 库 負 担	333,882,000,000
國 家 公 務 員 共 济 組 合 連 合	4,407,984,000	義 務 學 校 教 育 費 国 库 負 担	2,382,427,000
國 庫 受 入 預 託 金 利 子	1,000,070,000	初 等 中 等 教 育 助 成 費	12,641,924,000
國 價	201,261,035,000	產 業 教 育 振 興 費	9,481,173,000
公 務 員 宿 舍 施 設 費	9,245,255,000	產 業 教 育 施 設 整 備 費	2,926,722,000
廳 舍 等 特 別 取 得 費	1,750,000,000	科 学 振 興 費	2,308,356,000
政 府 出 資 金	18,500,000,000	青 英 及 学 生 援 譲 事 業 費	5,645,928,000
海 漁 業 再 建 整 備 日 本 開 發	3,265,000,000	南 極 地 域 観 測 事 業 費	14,525,045,000
特 殊 对 外 債 務 等 处 理 費	34,325,772,000	社 會 教 育 助 成 費	798,835,000
對 外 経 濟 協 力 費	3,546,449,000	社 會 教 育 施 設 整 備 費	1,104,027,000
產 業 投 資 特 別 會 計 へ 繰 入	59,600,000,000	體 育 振 興 費	628,235,000
ア ジ ア 開 發 銀 行 出 資	3,600,000,000	學 校 施 設 整 備 費	799,986,000
國 民 金 融 公 庫 捨 給 金	500,000,000	學 校 給 食 費	2,224,185,000
予 備 計	120,000,000,000	私 立 学 校 助 成 費	4,877,001,000
(組織) 財 務 局	466,695,788,000	私 立 幼 稚 園 施 設 整 備 費	739,414,000
(項) 財 務 局	9,695,845,000	公 立 文 教 施 設 整 備 費	9,380,968,000
(組織) 稅 關	8,237,578,000	公 立 文 教 施 設 損 告 復 日 費	130,000,000
(項) 稅 關		國 立 学 校 運 営 費	31,269,901,000
(組織) 国 稅 稽 稽	68,113,095,000	國 立 学 校 施 設 計	30,424,000
(項) 稅 务 納 納 整 理 試 驗 所	507,257,000	(組織) 文 部 本 省 所 轉 機 關	157,695,953,000
租 稅 通 付 加 算 金	88,389,000	(項) 日 本 ニ ネ スコ 國 内 委 員 會	46,872,055,000
計	1,850,000,000	國 立 教 育 研 究 所	645,235,026,000
大 藏 省 所 管 合 計	70,558,741,000	國 立 科 学 博 物 館	146,670,000
	555,187,952,000	國 立 社 會 教 育 研 究 所	146,454,000
		繪 度 觀 测 所	274,664,000
			30,204,000
			125,012,000

統計數理研究所	200,723,000	環境衛生施設整備費	5,583,690,000
国立遺伝学研究所	194,571,000	公害防止事業團出資	100,000,000
日本学生院	119,064,000	國立病院及療養所運營費	21,536,605,000
國立青年の家庭施設費	394,107,000	國立病院及療養所施設費	3,729,233,000
計	605,770,000	生活保護費	164,021,056,000
(組織) 文化化振興事業	2,207,239,000	身体障害者保護費	2,139,120,000
(項) 文化文化施設整備費	893,609,000	老人福祉費	11,763,294,000
文化財保存事業	245,614,000	人保費	486,109,000
文化財研究館所	75,000,000	社会福祉諸費	1,744,971,000
文化財研究館所	1,994,198,000	社会福祉施設整備費	5,771,427,000
文化財研究館所	278,182,000	災害救助費	132,976,000
文化財研究館所	197,321,000	兒童保護費	42,983,734,000
文化財研究館所	151,784,000	特別兒童扶養手当費	431,333,000
文化財研究館所	97,457,000	母子福祉費	600,000,000
文化財研究館所	661,389,000	兒童扶養手当費	4,053,556,000
文化財研究館所	270,148,000	社會保險國庫負擔金	58,553,147,000
文化財研究館所	304,370,000	健康保險組合補助費	1,472,780,000
文化財研究館所	5,054,072,000	厚生年金基金等助成費	45,551,000
文化財研究館所	652,496,337,000	國民健康保險助成費	225,289,338,000
文部省所管合計	厚生省所管	國民年金庫貯租金	102,895,080,000
(組織) 厚生本省	計	遺族及留守家族等援助費	20,678,884,000
(項) 厚生本省	6,886,642,000	計	760,446,449,000
國立公園等管理費	93,208,000	(組織) 厚生省試驗研究機關	
國立公園等管理費	814,277,000	人口問題研究所	64,613,000
厚生統計調査費	562,529,000	國立公衆衛生院	346,240,000
科學研究費	315,404,000	國立榮益研究所	72,013,000
保健衛生諸費	10,161,172,000	國立予防衛生研究所	105,570,000
保健衛生施設整備費	1,147,366,000	血清其他製造及檢定費	698,553,000
結核医療費	37,150,686,000	國立らい研究所	132,133,000
原爆障害対策費	4,441,788,000	病院管理研究所	65,231,000
精神衛生費	24,849,533,000	國立衛生試驗所	31,237,000
			437,796,000

(組織) 医 藥 品 等 檢 定 費 計	50,689,000	農業構造改善対策費	25,133,499,000
(項) 檢 疫 所	2,004,165,000	農業改良普及事業費補助	7,411,456,000
(組織) 国 立 ら い 療 養 所	910,250,000	土 地 改 良 対 策 費 补 助	2,663,918,000
(項) 国 立 ら い 療 養 所	3,702,180,000	開 拓 者 助 成 費 补 助	29,419,000
國 立 ら い 療 養 所 經 費	165,455,000	自 作 農 創 設 維 持 助 成 費 补 助	596,801,000
國 立 ら い 療 養 所 施 設 費	3,957,635,000	畜 產 振 興 費 补 助	12,575,777,000
計		家畜伝染病予防費補助	900,106,000
(組織) 国 立 更 生 援 護 機 關		飼 料 縱 給 安 定 費 表	4,900,000,000
(項) 国 立 光 明 培	325,334,000	蛋 糸 業 振 興 費 表	1,203,405,000
國 立 身 体 障 害 者 更 生 指 導 所	148,270,000	國 芸 振 興 費 表	2,607,379,000
國 立 保 養 所	123,144,000	風 水 害 等 対 策 費 表	50,340,000
國 立 ち ろ う あ 者 更 生 指 導 所	61,805,000	土 地 改 良 事 業 費 表	13,665,067,000
國 立 教 護 院	129,389,000	干 拓 事 業 費 表	65,007,408,000
國 立 精 神 残 疾 兒 療 院	73,560,000	農 用 地 開 發 事 業 費 表	14,747,453,000
計	861,502,000	農 林 渔 業 用 摘 究 油 脂 材 費 表	8,260,000,000
(組織) 地 方 医 務 局		身 普 通 道 整 備 事 業 費 表	1,489,682,000
(項) 地 方 医 務 局	257,695,000	海 岸 事 業 費 表	927,327,000
(組織) 麻 素 取 締 官 事 務 所		農 業 施 設 損 害 防 復 事 業 費 表	26,469,025,000
(項) 麻 素 取 締 官 事 務 所	237,720,000	農 業 施 設 損 害 復 旧 事 業 費 表	168,470,000
厚 生 省 所 管 合 計	768,675,416,000	土 地 改 良 事 業 等 附 带 事 業 費 表	260,287,211,000
(組織) 農 林 省 所 管		計	
(項) 農 林 本 省		(組織) 農 林 水 產 技 術 會 議	193,125,000
御 宛 市 場 施 設 整 備 費	7,482,375,000	(項) 農 林 水 產 技 術 振 興 費	3,354,044,000
農 林 金 融 費	1,416,000,000	計	3,547,169,000
農 業 保 險 費	15,164,574,000	(組織) 農 林 本 省 試 驗 研 究 機 關	
農 林 渔 業 統 計 調 查 費	35,258,006,000	(項) 農 事 試 驗 場	660,699,000
農 業 振 興 費	610,940,000	茶 國 芸 試 驗 場	431,154,000
農 業 機 械 化 研 究 所 出 資	11,119,839,000	茶 業 試 驗 場	492,769,000
へ き 地 農 山 漁 村 電 氣 導 入 事 業 費	50,000,000	農 業 土 木 試 驗 場	385,788,000
	288,945,000		162,424,000
			198,540,000



## (外) 報 告

(組織) 通商産業本省	5,092,528,000	九州工業技術試験所	120,729,000
(項) 商工鉄業統計調査費	692,758,000	四国工業技術試験所	60,513,000
貿易振興及経済協力費	22,853,582,000	東北工業技術試験所	76,164,000
日本貿易振興会出資	150,000,000	(項) 特許庁	14,321,021,000
アジア経済研究所出資	100,000,000	(項) 発明実施化助成費	2,274,492,000
生産性向上対策費	68,461,000	計	5,236,000
工業用水道事業費	6,289,101,000	(組織) 中小企業庁	2,279,728,000
民間中型輸送機振興開発費	400,000,000	(項) 中小企業庁	190,036,000
織維工業構造改善対策費	1,074,957,000	中小企業対策費	10,219,577,000
地下資源開発費	2,411,015,000	中小企業振興事業団出資	15,806,000,000
計	39,132,402,000	小規模企業共済事業団出資	50,000,000
(組織) 通商産業本省検査機関	410,423,000	商工組合中央金庫出資	1,000,000,000
(項) 工業品検査所	413,607,000	計	27,265,613,000
織維製品検査所	824,030,000	(組織) 通商産業局	2,729,315,000
計	338,609,000	(項) 商工鉄業統計調査費	68,976,000
(組織) 工業技術院	4,304,369,000	(項) 通商産業局	2,798,291,000
鉄工業技術振興費	3,900,000,000	(組織) 鉄山保安監督官署	244,309,000
大型工業技術研究開発費	363,372,000	通商産業省所管合計	86,385,394,000
計	487,926,000	運輸省	
機械試験所	663,163,000	運輸省所管	
東京工業試験所	402,057,000	(組織) 運輸本省	7,425,971,000
大阪工業技術試験所	450,230,000	(項) 運輸本省	12,414,454,000
名古屋工業技術試験所	94,996,000	海運助成費	1,562,747,000
群研究所	198,122,000	鉄道建設事業助成費	5,400,000,000
織維工業試験所	717,113,000	日本国有鉄道財政再建助成費	4,112,157,000
地質研究所	1,146,203,000	地方鉄道軌道整備助成費	250,000,000
電気工芸試験所	237,138,000	日本自動車ターミナル株式会社出資	902,753,000
資源技術試験所	599,178,000	計	
北海道工業開発試験所	161,139,000	觀光事業費	

(外) 告 (舉) 召

19

(項) 海上保安官署費	45,051,000,000
京浜外貿埠頭公団出資	500,000,000
阪神外貿埠頭公団出資	500,000,000
海岸等事業費	5,769,380,000
港湾施設災害復旧事業費	23,612,000
海岸事業等工事諸費	1,450,591,000
空港整備事業費	152,740,000
港湾等事業附帯事務費	7,339,370,000
計	106,698,000
(組織) 運輸本省試験研究機關	92,961,973,000
(項) 船舶技術研究所	925,255,000
電子航法研究所	199,819,000
港湾技術研究所	378,127,000
(組織) 運輸本省教育機關	1,503,201,000
(項) 海技学校	192,385,000
電子航法学校	2,177,331,000
海員学校	363,718,000
航空学校	1,713,745,000
計	4,452,179,000
(組織) 海運局	2,404,346,000
(組織) 港湾建設局	904,435,000
(組織) 陸上局	1,144,046,000
(組織) 航空局	4,949,511,000
(組織) 船員労働委員会	115,414,000
(組織) 海上保安庁	280,000,000
省費	39,608,000,000
(項) 海上保安官署費	16,438,123,000
船舶建造費	1,357,426,000
航路標識整備費	1,837,985,000
計	19,633,504,000
(組織) 海難審判府	390,152,000
(組織) 気象官研究所	10,280,430,000
計	381,382,000
(組織) 郵政本理監計	10,661,732,000
(組織) 電波研究所	139,120,500,000
(組織) 地方電波監理局	1,070,572,000
(組織) 地方省電波監理局	446,061,000
(組織) 那地方政府監理局	1,516,633,000
(組織) 電波監理局	1,474,525,000
省費	2,333,007,000
前局	5,324,165,000
勞省	5,537,583,000
(項) 労働本省費	142,124,000
労働統計調査費	1,550,000,000
労働者災害補償保険費	1,524,890,000
職業訓練費	162,385,000
失業対策事業費	34,865,000,000
職業転換対策事業費	6,052,388,000
特別失業対策事業費	2,543,000,000
揮発油税等財源特別失業	1,557,000,000
政府職員等失業者退職手当	失業保険費負担金

(組織) 労働本省研究機関 (取) 産業安全研究所 計	93,822,300,000	建設事業附帶事務費 計	347,314,000
(取) 中央労働委員会 (組織) 公共企業体等労働委員会 (取) 公共企業体等労働委員会 (組織) 労働保護議官署 (取) 労働統計調査官署 (組織) 職業安所 (取) 職業安所	69,931,000 53,344,000 123,275,000 179,247,000 207,827,000 4,828,709,000 24,866,000 4,853,575,000 10,616,666,000 109,802,890,000	(組織) 土地理院 (取) 国土地理院 計	667,201,112,000 1,928,422,000 9,031,000 1,937,453,000
(組織) 建設本省 建設技術研究費 土地区画整理組合貸付金 河川管理施設補助費 防災街区造成費 住宅建設事業諸費 対営業諸費 住宅宅邸賃料 危機緩和施設事業費 水事業費 揮発油税等財源道路整備事業費 道路整備事業費 都市計画事業費 河川等災害復旧事業費 都市災害復旧事業費 海岸事業等工事諸業費 河川監告復旧事業費	3,425,044,000 20,370,000 850,000,000 103,341,000 390,000,000 62,154,027,000 3,881,685,000 12,512,458,000 4,857,000,000 300,000,000 113,540,881,000 332,269,000,000 39,562,000,000 31,730,000,000 8,258,643,000 52,069,414,000 86,140,000 662,198,000 181,600,000	(組織) 土木建築研究機関 (取) 土木建築研究所 (組織) 地方建設局 (取) 地方建設局 計	420,274,000 298,870,000 719,144,000 3,405,863,000 11,877,000 3,417,740,000 673,275,449,000
(組織) 建設省 建設省所管合計	1,636,384,000	(組織) 自治本省 自衛本省 奄美群島振興信用基金出資 奄美群島振興事業費 衆議院議員及參議院議員補欠等選舉費 地方交付税交付金 国有提供施設等所在市町村助成交付金 交通安全対策特別交付金 特別事業償還交付金 小災害地方債元利補給 市町村民税臨時減税補てん 償元利補給 新産業都市建築建設事業債 調整分利子補給 地方公営企業再建債利子 補給 公営企業金融公庫補給金 參議院議員通常選舉費 參議院議員通常選舉啓發推進費	20,000,000 1,557,961,000 42,000,000 1,092,337,372,000 1,900,000,000 10,236,369,000 9,000,000,000 2,018,773,000 9,807,543,000 837,223,000 1,872,590,000 104,500,000 5,019,629,000 450,000,000 1,136,840,356,000
(外) 農林省			

官 報 (号 外)

(總額) 消 防 行	303,395,000
(項) 消 防 研 究 行	117,356,000
自 年 消 防 施 設 等 整 備 費 補 計	1,408,200,000
自 年 總 管 著 合 計	1,828,951,000
乙 号 繼 總 費 計	1,138,669,307,000
乙 号 繼 總 費 計	5,818,598,454,000

(説明) 昭和46年度度別年間年平均度量  
昭和45年年平均度量  
昭和43年年平均度量

工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即結ばなければならぬので、その建設費は、上記の総額とする。

(項)	(組織)	防衛本庁	昭和43年度甲Ⅲ型警備艦建造費
	総額	9,109,710,000円	
	年度別額		
	昭和43年度	732,553,000	
	昭和44年度	1,727,605,000	
	昭和45年度	897,905,000	
	昭和46年度	4,241,007,000	
	昭和47年度	1,510,940,000	
(説明)			
甲Ⅲ型警備艦の建造については、建工工程が長期にわたり、一定の計画に従い、工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないので、その建造費は、上記の総額、年限及び年別額による繰続費とする。			
昭和43年度乙型警備艦建造費			

額	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
533,158,000	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年
3,842,718,000						
1,449,186,000						
627,718,000						
6,452,746,000円						

(説明) 乙型警備艦の建造費については、建造工事が長期にわたり、一定の計画に従い、工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないので、その建造費は、上記の総額、年限及び年割額による継続費とする。

(項) 昭和43年度潜水艦建造費

(組織) 最	裁 高 施 施 判 施	判 判 工 工 設 備	裁 所 の 旅 行 厅 費 用	裁 所 の 旅 行 厅 費 用	所 管
(項) 内	内 圈 官 房 の うち	官 房 の うち	内 房	内 房	内 房
(組織)	内 圈 官 房	官 房	内 房	内 房	内 房
(項) 内	内 圈 官 房 の うち	官 房 の うち	内 房	内 房	内 房
(組織)	内 圈 官 房	官 房	内 房	内 房	内 房

乙型警備隊の建造については、建築工事が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないので、その建造費は、上記の総額、年限及び料額による繰続費とする。

管所府理總

北海道離島電氣導入事業  
卷

1

(項) 組織 恩 贈 恩 贈  
理 業 務 事 諸 費 のうち  
給 支 給 事 務 諸 費  
本 費 費

沖縄財政援助金  
（項）警 察 庁 のうち

警察施設整備廳  
北海道開発廳  
(組織) 北海道住宅建築事業團

北海道土地改良事業費  
北海道農用地開発事業費  
篤津地域泥炭地開発事業費  
北海道漁港施設費

北海道農道等整備事業費  
北海道道路整備事業費  
北海道税等財源北海道  
補充油稅等事業費  
身普業費

北海道海岸事業費  
北海道大型魚礁設置事業費  
北海道都市計画事業費

北海道空港整備事業費  
北海道離島簡易水道施設  
整備費

北海道開発事業工事請負のうち  
（頂）防衛廳事務手當費 府本庁のうち  
(組織) 防衛廳事務旅雜費

器通編教裝備成育品裝訓基經共費費費學

通航車式  
信空兩器船  
維修機修依  
持理理理

# 農業試験研究報告書

中型輸送機試作費  
研究用機械器具  
中型輸送機設計研究委託  
費  
高等練習機設計研究委託

貿易  
機械整建  
購空設船  
航施船  
及附設等  
購入備造事務  
費資費資費

(項) 調達労務管理別 施設運営等開連諸費  
 (組織) 施設運営企画室

(項) 振興山村開発総合特別事業費 離島振興事業費	ロケット等打ち上げ施設(開運経費を含む。) 設備試験研究所のうち
農林漁業用揮発油税材源整備事業費 揮発油税材源整備事業費	機材試験研究所 施設費(開運経費を含む。)
水資源開発事業費 特別研究促進調整費	(組織) 法務本省所管 法務施設施工工費
海水調査船建造差賃費 原子力平和利用研究促進費	(組織) 外務本省のうち 外務施設施工工費
原子力試験研究費 放射能調査研究費	(組織) 外務本省新設のうち 外務施設施工工費
航空宇宙技術研究所のうち 試験研究費	(組織) 海外経済技術協力費のうち 海外技術協力実施委託費
材料試験研究施設費 放射線医学総合研究所のうち 試験研究施設費(開運経費を含む。)	(組織) 在外公館のうち 在外公務員宿舎施設費(開運経費を含む。)
國立防災科学技術センタのうち 試験研究費	(組織) 大蔵本省のうち 大蔵省所管
國立防災科学技術センタ(開運経費を含む。) 施設費	(組織) 大蔵本省のうち 大蔵省所管
宇宙開発推進本部のうち 協力者謝金 研究費(開運経費を含む。)	(組織) 文部本省のうち 文部省所管
宇宙開発試作品費(開運経費を含む。) 宇宙科学技術研究開拓委(開運経費を含む。) 試験研究設備整備費	(組織) 文部本省のうち 都道府県教育研修センター設置費補助金 産業教育振興費のうち 高等学校商業教育設備等整備費補助金

## (六) 各 项 费 用

産業教育施設整備費	国 立 公 園 施 設 整 備 費
社会教育施設整備費	國立公園等施設整備費補助金
体育振興費のうち	環境衛生施設整備費
施設施工工費	社会福祉施設整備費
施設施工作業費	特別児童扶養手当のうち
施設施工作業費	児童扶養手当のうち
私立幼稚園施設整備費	児童扶養手当のうち
公立文教施設災害復旧費	児童扶養手当のうち
(組織) 文部省本所新機関	国民健康保険助成費のうち
(現) 計数理研究所のうち	保健婦及診療施設整備費補助金
国 立 施 設 施 工 工 序 費	遺族及留守家族等援助費
国 立 青 年 の 家 の う ち	(組織) 厚生省試験研究機関
施 設 施 工 工 序 費	(現) 国立衛生試験所のうち
(組織) 文 化 化 学 施 設 施 工 工 序 費	(組織) 国立らい療養所のうち
文化施設整備費	国 立 光 明 機 関
文化財保存事業費のうち	國立らい療養所整備費
国有文化財保存修理費(開運経費を含む。)	(組織) 国立更生援護機関
平城宮跡地購入費(開運経費を含む。)	(現) 国立農業試験所のうち
文化財保存修理費補助金(開運経費を含む。)	農業施設整備費
文化財防災施設費等補助(開運経費を含む。)	農林本省のうち
金 屋 移 転 補 償 金	(組織) 農 林 本 省 の う ち
博物館のうち	食料品流通消費改善対策費補助金
費 用	卸売市場施設整備費
国 立 施 設 施 工 工 序 費	農林金融融資のうち
(組織) 厚 生 本 省 の う ち	被者農家普農資金利子補給補助金
施 設 施 工 工 序 費	被者農家普農資金損失補償補助金
国 立 博 物 館 施 設 費	農業近代化資金利子補給補助金
厚 生 省 所 管	農業振興費のうち
(組織) 厚 生 本 省 の う ち	
施 設 施 工 工 序 費	
国 立 公 園 等 施 設 整 備 費 の う ち	

## (外) 号 印

(項) 農山漁村同和対策費のうち 金 振興山村農林漁業特別開 発事業費補助金	へき地農山漁村電気導入
事業費 農業構造改善対策費のうち 農業構造改善事業費補助 金	農業構造改善事業費補助 金
農業経済調整事業費補 助金	農業経済調整事業費補助 金
畜 産 振 興 費のうち 家畜畜産物流改善対策 費補助金	畜 産 振 興 費のうち 家畜畜産物流改善対策 費補助金
園芸 振 興 費のうち 青果物生産流通対策費補 助金	園芸 振 興 費のうち 青果物生産流通対策費補 助金
地域特産農業推進対策費 補助金	地域特産農業推進対策費 補助金
土 地 改 良 事 業 費 平 拓 事 業 費 農 用 地 開 發 事 業 費 農林漁業用揮発油稅財源 身替償道整備事業費	土 地 改 良 事 業 費 平 拓 事 業 費 農 用 地 開 發 事 業 費 農林漁業用揮発油稅財源 身替償道整備事業費
海 岸 事 業 費 農業施設災害復旧事業費 試 驗 研 究 費	海 岸 事 業 費 農業施設災害復旧事業費 試 驗 研 究 費
(組織) 農林水産技術振興費のうち 農林水産技術会議	(組織) 農林水産技術振興費のうち 農林水産技術会議
(項) 渔業調査取締費のうち 漁港施設設置費	(項) 渔業調査取締費のうち 漁港施設設置費
(組織) 農林本省検査指導機関 (甲) 牧 場 及 農 場 のうち 施 設 整 備 費(開運經費を含む。)	(組織) 農林本省検査指導機関 (甲) 牧 場 及 農 場 のうち 施 設 整 備 費(開運經費を含む。)
(組織) 地 方 農 政 局 (甲) 農 地 事 業 工 事 諸 費 のうち 超 過 級 事 業 手 当 費 費	(組織) 地 方 農 政 局 (甲) 農 地 事 業 工 事 諸 費 のうち 超 過 級 事 業 手 当 費 費
(組織) 農 業 振 興 費 農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 設 備 費	(組織) 農 業 振 興 費 農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 設 備 費
(組織) 農 業 振 興 費 農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 設 備 費	(組織) 農 業 振 興 費 農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 費 設 備 費
(組織) 通 商 產 業 本 省 (甲) 貿 易 振 興 及 經 濟 協 力 費 のうち 海 外 開 先 計 画 調 査 委 託 費 ア ジ ア 生 产 性 向 上 事 業 委 託 費	(組織) 通 商 產 業 本 省 (甲) 貿 易 振 興 及 經 濟 协 力 費 のうち 海 外 開 先 計 画 調 査 委 託 費 ア ジ ア 生 产 性 向 上 事 業 委 託 費
万 国 博 觀 会 出 展 事 業 委 託 費	万 国 博 觀 会 出 展 事 業 委 託 費

## (外) 参照

國連工業開発機構研修費	空港整備事業費
日本貿易振興会事業費補助金	(組織) 運輸省試験研究機関
海外市場開拓事業費補助金	(項) 船舶技術研究所のうち
海外経済協力費補助金	施設設備整備費(国連経費を含む。)
国際見本市参加等補助金	(組織) 港湾施設運輸本省教育機関
アジア経済研究所事業費補助金	(項) 航空整備監督署のうち
万国博覧会事業費補助金	(組織) 航空整備監督署(国連経費を含む。)
工業用水道事業費	(組織) 海上保安官署のうち
織維工業構造改善対策費のうち	(組織) 海上保安官署のうち
(実) 織維工業設備整備促進費(国連経費を含む。)	(組織) 航空整備監督署のうち
試験所特別研究費	(組織) 航空整備監督署のうち
試験所施設整備費	(組織) 海上保安官署のうち
試験所研究設備整備費(国連経費を含む。)	(組織) 海上保安官署のうち
重要技術研究開発費補助金	(組織) 海上保安官署のうち
大型工業技術研究開発費のうち	(組織) 航空整備監督署のうち
研究開発委託費	(組織) 航空整備監督署のうち
試験費(国連経費を含む。)	(組織) 航空整備監督署のうち
(組織) 中小企業対策費のうち	(組織) 気象レーダー施設整備費(国連経費を含む。)
中小企業指導事業費補助金	(組織) 郵政省所管
(組織) 連輸本省のうち	(組織) 電波研究所のうち
(実) 連輸本省のうち	(項) 電波研究開発施設整備費(国連経費を含む。)
港湾施設災害関連事業費	(組織) 建設本省のうち
港湾施設災害復旧事業費	(項) 建設施設施工工務省のうち
海岸事業等工事諸費	防災街区造成費補助

官 庁 資 料  
海 岸 事 業  
急傾斜地崩壊対策事業費  
治 水 事 業  
揮発油税等財源道路整備事業費  
道 路 整 備 事 業  
都 市 計 画 事 業  
河 川 等 災 害 関 連 事 業  
都 市 災 害 復 旧 事 業  
海 岸 事 業 等 工 事 諸 費  
河 川 鉱 物 復 旧 事 業

總 費  
岸 事 業 費  
業 事 業 費  
整 備 費  
費 費  
業 事 業 費  
費 費  
業 事 業 費  
費 費  
業 事 業 費  
費 費

自治省所管

(組織) 自 治 本 部  
(項) 在 美 群 島 振 興 事 業 費

(組織) 消 防 厅

(項) 消 防 施 設 等 整 備 費 補 助 の う ち  
消防吏員待機宿舎施設整備費補助金

丁号 国 庫 債 殼 負 担 行 為

皇

皇 宝 費

廿

(事項) 飼 料 牧 場 施 設 取 得

(事項) 飼 料 牧 場 施 設 取 得 (事項) 飼 料 牧 場 施 設 取 得 (事項) 飼 料 牧 場 施 設 取 得  
国は、昭和42年度一般会計国庫債務負担行為(事項)飼料牧場施設取得に基づく下総飼料牧場の施設の一部を処分しこれに代わる施設を取得するための契約を同年度において結ぶことができる。

(事項) 飼 料 牧 場 施 設 取 得 (事項) 飼 料 牧 場 施 設 取 得 (事項) 飼 料 牧 場 施 設 取 得  
國は、昭和43年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 衆 議 院

(事項) 本館等空気調和施設整備

国は、衆議院における本館等空気調和施設の整備のため、230,895,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 参 議 院

(事項) 委員会庁舎新營

国は、昭和42年度一般会計国庫債務負担行為(事項)委員会庁舎新營に基づく参議院における委員会庁舎の新營については、当該国庫債務負担行為の金額のうち、同年度において契約を結ぶことができなかつた金額を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 議 員 宿 舎 改 建  
国は、参議院における議員宿舎の改築のため、305,360,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 木船等空気調和施設整備

国は、参議院における本館等空気調和施設の整備のため、230,895,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

総 理 府 所 管

(組織) 総 理 本 府

(事項) 外 国 人 恩 給

国は、退職した17名の外国人恩給受給者に対し恩給法の改正による増額措置に準じて昭和43年10月以降年額162,643円を増額して年金を支給する契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 光 学 式 読 取 装 置 借 入

国は、昭和45年国勢調査の全数集計用光学式読取装置の借り入れのため、20,105,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 警 察 廷

(事項) 警 察 機 動 隊 舍 施 設 整 備

国は、警察機動隊隊舎施設の整備のため、1,170,000,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 北 海 道 用 発 厅

(事項) 国 借 か ん が い 排 水 事 業

国は、天塩川上流域農業水利事業剣利隧道建設工事及びこれに附帯する工事並びに金子地区外3地区の内水排除事業の排水機場建設工事を実施するため、1,983,000,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 千 岛 飛 行 場 整 備

国は、千歳飛行場の整備のため、250,700,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 防 衛 本 府

(事項) 航 空 機 購 入

国は、防衛本府における航空機の購入のため、20,215,413,000円を限り、昭和43年度以降4箇年内において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 器 材 整 備

国は、防衛本府における器材の整備のため、131,156,925,000円を限り、昭和43年度以降5箇年内において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 弹 草 購 入

国は、防衛本府における弾薬の購入のため、4,746,920,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 船舶建造  
国は、防衛本庁における艦船の建造のため、1,936,814,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(組織) 科学技術省

(事項) 核燃料物質の借入等  
国は、核燃料物質の借入れ等のため、54,895,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 航空宇宙技術研究所施設整備  
国は、航空宇宙技術研究所における研究施設の整備のため、417,250,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 防災科学技術研究施設整備  
国は、国立防災科学技術センターにおける研究施設の整備のため、95,454,000円を限り昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 宇宙開発研究施設等整備  
国は、宇宙開発推進本部における研究施設等の整備のため、1,547,800,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 無機材質研究施設整備  
国は、無機材質研究所における研究施設の整備のため、148,200,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 理化学研究所出資  
国は、理化学研究所における研究施設の整備に要する資金に充てる出資のため、同研究所を相手方として、120,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 日本原子力研究所新出資  
国は、日本原子力研究所における原子炉その他の研究施設等の整備に要する資金に充てる出資のため、同研究所を相手方として、2,120,700,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年

度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。  
(事項) 宇宙開発研究施設等整備  
国は、宇宙開発推進本部における研究施設等の整備のため、1,547,800,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 無機材質研究施設整備  
国は、無機材質研究所における研究施設の整備のため、148,200,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 在外公館事務所及び館長  
外事省

同事業団を相手方として、7,963,000,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 法務本省

国は、金沢刑務所の土地、建物及び工作物等を処分し、これに代わる同刑務所施設を取得するため、その処分に係る収入金額に相当する金額の範囲内において、かつ、857,000,000円を限り、昭和44年度以降3箇年度内において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 法務本省所管

(組織) 在外公館事務所及び館長  
外務省

国は、在外公館における事務所及び館長公館として、土地又は建物を借り入れるため、借料年額250,455,019円の限度で、昭和43年度以降一定の年限にわたり国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 大蔵本省

(組織) 大蔵本省  
(事項) 庁舎等特別取得  
国は、行政財産を処分し、これに代わる庁舎等を取得するため、当該処分に係る収入金額に相当する金額の範囲内において、かつ、1,000,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 文部省所管

(事項) 文部本省  
(事項) 義務教育教科書購入  
国は、義務教育教科書の給与に必要な教科書の購入のため、10,407,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 南極地域観測事業  
国は、南極地域観測に必要な航空機器用器材の購入のため、13,436,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 札幌オリンピック冬季大会  
会場施設整備

国は、昭和47年に開催される札幌オリンピック冬季大会において使用する大倉山ジャンプ競技場、真駒内スピードスケート競技場及び真駒内屋内スケート競技場の建設のため、3,505,480,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 動力炉・核燃料開発事業団  
国は、動力炉・核燃料開発事業団における研究施設の整備等に要する資金に充てる出資のため、

(事項) 札幌オリンピック冬季大会  
会場施設整備

国は、昭和 47 年に開催される札幌オリンピック冬季大会において使用する美香保屋内アイスホッケー競技場及び恵庭岳滑降競技場の施設整備費補助のため、623,717,000 円を限り、昭和 43 年度及び昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

(組織) 農林本省 農林省所管

(事項) 農業用施設災害復旧事業  
費補助

国は、昭和 42 年以前に発生した災害に係る農業用施設復旧事業費補助のため、623,717,000 円を限り、昭和 43 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

(事項) 農地災害復旧事業費補助

国は、昭和 42 年以前に発生した災害に係る農地復旧事業費補助のため、770,000,000 円を限り、昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

(事項) 海岸保全施設災害復旧事業費補助

国は、昭和 42 年以前に発生した災害に係る海岸保全施設復旧事業費補助のため、60,000,000 円を限り、昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

(組織) 林野庁 治山施設災害復旧事業費補助

国は、昭和 42 年以前に発生した災害に係る治山施設復旧事業費補助のため、90,000,000 円を限り、昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

(事項) 林道施設災害復旧事業費補助

国は、昭和 42 年以前に発生した災害に係る林道施設復旧事業費補助のため、130,000,000 円を限り、昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

(組織) 水産庁 港湾施設災害復旧事業費補助

国は、昭和 42 年以前に発生した災害に係る港湾施設復旧事業費補助のため、180,000,000 円を限り、昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

(組織) 運輸本省 運輸省所管

(事項) 港湾施設災害復旧事業費補助

国は、昭和 42 年以前に発生した災害に係る港湾施設復旧事業費補助のため、180,000,000 円を限り、昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

り、昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

(事項) 空港整備

国は、東京国際空港外 3 空港の整備のため、2,479,850,000 円を限り、昭和 43 年度、昭和 44 年度及び昭和 45 年度において国庫の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

(組織) 気象庁

(事項) 気象資料自動収集中継装置用電子計算機借り入れ

国は、気象庁における気象資料自動収集中継装置用電子計算機の借り入れのため、134,114,000 円を限り、昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

(事項) 気象観測船建造

国は、気象庁における気象観測船建造のため、808,663,000 円を限り、昭和 43 年度及び昭和 44 年度において国庫の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

建設省所管

(組織) 建設本省

(事項) 人工衛星研究開発

国は、電波研究所における電離層観測衛星の研究開発のため、498,136,000 円を限り、昭和 44 年度において国庫の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

建設省所管

(組織) 公営住宅建設事業費補助

国は、公営住宅建設事業費補助のため、3,498,646,000 円を限り、昭和 43 年度及び昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

(事項) 住宅地区改良事業費補助

国は、住宅地区改良事業費補助のため、1,947,466,000 円を限り、昭和 43 年度及び昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

建設省所管

(組織) 官庁營繕

(事項) 官庁營繕

国は、外務省官舎外 8 件の建設のため、4,679,000,000 円を限り、昭和 43 年度及び昭和 44 年度において国庫の負担となる契約を昭和 43 年度において結ぶことができる。

(事項) 直轄道路災害復旧事業

国は、一般国道 113 号横根山隧道工事及びこれに附帯する工事を実施するため、120,000,000 円を限り、昭和 44 年度において国庫の負担となる行為を昭和 43 年度において行なうことができる。

を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 河川等災害復旧事業費補助

国は、昭和42年以前に発生した災害に係る河川等復旧事業費補助のため、8,900,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

昭和四十三年度特別会計予算

昭和四十三年一月二十六日  
国会に提出する

卷之三

總則 算皮支票冊予

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和43年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおり

人威自序印

金資業有限公司

國有財產特殊整理資金

支付税及び課税特例配付金  
管所及省感治人自

文部省立國學管轄處

廣東省所管學生保險

卷之三

農林省所管	國食農業共林漁船再保險及漁業共濟保險
年管保理險置通業定險事業險保備錄業金保險險備水通	民糧經濟保置農創股特別措置農創資金融事安險
郵政省所管	港自動車保險
建設省所管	港自動車保險
(線越明許費)	港自動車保險
第2条 各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号線越明許費」に掲げるとおりとする。 (国庫債務負担行為)	港自動車保險
第3条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和43年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。	港自動車保險
第4条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定により、各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、 「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。	港自動車保險

(国債整理基金特別会計における日本銀行引受け公債の限度額)

第5条 国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により、政府が昭和43年度において発行する公債を日本銀行に引受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の倍換えのために必要な金額とする。

(各特別会計における借入金等の限度額)

第6条 産業投資特別会計において、「外貨公債の発行に関する法律」第1条第1項の規定により、昭和43年度において発行することができる外債をもつて表示する公債(以下この条において「外債」という。)の同条第2項の限度額は、その引受け契約締結の日における「基準相場」という。又は同条第7条第1項に規定する基準外債替相場(以下この項において「基準相場」という。)により換算した金額が、同条第2項に規定する裁定外債替相場(以下この項において「裁定相場」という。)により換算した金額が、27,000,000,000円に相当する外債表示の額面総額とする。ただし、その発行する外債並びに昭和43年度一般会計予算の予算総額第11条第1項第18号の規定により政府が保証する債券及び地方債券の額面総額(発行価格が額面金額を下回るものがあつたときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を扣除した金額)をそれぞれの引受け契約締結の日における基準相場又は裁定相場で換算した金額の合計額が54,000,000,000円をこえてはならない。

2 前項に規定する外債額で発行価格が額面金額を下回るものがあるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項本文の限度額に加算した金額を限度額とする。

第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それ右欄のとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 額
支 付 税 及 び 税 金 特 別 会 計	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」附則第15項 〔昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律〕第4条第2項	2,000,000,000円
国 立 学 校	「国立学校特別会計法」第7条第2項及び附則第9項	2,200,000,000
国 立 病 院	「国立病院特別会計法」	
開 拓 者 資 金 通	「開拓者資金通特別会計法」第7条第5項	550,000,000
國 有 林 野 事 業	「国有林野事業特別会計法」第6条第4項	4,000,000,000
アルコール専売事業	「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項	1,500,000,000
輪 出 保 險	「輪出保険特別会計法」第12条第4項	7,000,000,000
機 械類賦 払 信 用 保 险	「機械類賦払信用保険特別会計法」第13条第3項	500,000,000
自 動 車 檢 查 登 錄	「自動車検査登録特別会計法」第11条第3項	100,000,000
都 市 開 發 資 金 通	「都市開発資金通特別会計法」第13条第3項	150,000,000
国 立 病 院	「国立病院特別会計法」	
開 拓 者 資 金 通	「開拓者資金通特別会計法」第3条第2項	3,800,000,000
特 定 土 地 改 良 工 事	「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項	12,200,000,000
郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	7,200,000,000
都 市 開 發 資 金 通	「都市開発資金通特別会計法」第12条第2項	4,100,000,000

(一時借入金等の最高額)

第8条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金(国庫余裕金の繰替使用に関する法律)第1条の規定によるものと含む。)の最高額は、そ

れぞれ右欄のとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	最 高 額
印 刷 局	「印刷局特別会計法」第6条第3項	500,000,000円
外 貨 替 資 金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	400,000,000,000
外 貨 替 資 金	「産業投資特別会計法」第13条第3項	8,000,000,000
支 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」第13条第2項	42,000,000,000
石 炭 対 策	「石炭対策特別会計法」第12条第2項	5,000,000,000
国 立 病 院	「国立病院特別会計法」	2,000,000,000
開 拓 者 資 金 通	「開拓者資金通特別会計法」第7条第5項	1,000,000,000 療養所勘定 2,000,000,000
國 有 林 野 事 業	「国有林野事業特別会計法」第6条第4項	550,000,000
アルコール専売事業	「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項	4,000,000,000
輪 出 保 險	「輪出保険特別会計法」第12条第4項	1,500,000,000
機 械類賦 払 信 用 保 险	「機械類賦払信用保険特別会計法」第13条第3項	500,000,000
自 動 車 檢 查 登 錄	「自動車検査登録特別会計法」第11条第3項	100,000,000
都 市 開 發 資 金 通	「都市開発資金通特別会計法」第13条第3項	150,000,000
2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、1,500,000,000,000円とする。ただし、第11条第3項第1号の規定により、国内米買入費若しくは国内米管理費又は国内米賣入費若しくは国内米管理費を増額した場合においては、大蔵大臣の承認を受けて、その増額した金額の範囲内で証券、借入金及び一時借入金の最高額を増額することができる。(給与総額)		
第9条 次に掲げる各特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して昭和43年度において支給する給与(職員俸給、扶養手当、暫定手当、管理職手当、寒冷地手当、通勤手当、宿直手当、特殊勤務手当、隔離地手当、期末手当、獎勵手当、超過勤務手当、休職者給与その他各手当の最も大蔵大臣と協議して定める手当をいう。)の総額は、次のとおりとする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第11条第1項の規定により給与を支給する場合又は給与に國する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実		

施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の移用、流用若しくは予備費の使用により、又は同条同項の規定により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

造 印 刷 局	幣 局	國 有 林 野 事 業	アルコール専売事業
			郵 政 事 業
			269,699,239,000

## (特別給与の支出)

第10条 前条に規定するもののほか、郵政事業特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受け、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和43年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

2 前項の規定により特別の給与の支出をする場合には、経費の移用又は流用によるものにはか、当該経費の使用決定等については、「郵政事業特別会計法」第26条の規定の例による。  
第11条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額にして増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費の支出に充てることができる。

特 別 会 計	要 件	経 費
1 通商局、印刷局	注文品の製造数量の増加又は原材料の値上り等に伴う完渡価格の変更による収入の増加	製造及び完渡しのため直接受ける経費
2 資金運用部	郵便貯金等の受入資金の増加に伴う収入の増加	経費
3 国債整理基金	国債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金・利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計、日本国有鉄道又は日本電信電話公社からの受入金の増加	債務償還費、利子及び割引料等に必要な経費
4 貴 金 局	金地金の売渡数量の増加に伴う収入の増加	金地金の購入のため直接必要な経費
5 産 業 投 資	外貨公債発行による収入の増加	産業投資支出及び外貨公債発行に必要な経費

6 地 震 再 保 険	再保険金支払いに必要な借入金その他収入の増加	再保険金支払いに必要な経費
7 支付船及び譲与	地方道路税、石油ガス税及び特別税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費
8 国 立 学 校	附属病院収入その他の収入の増加	事業のため直接必要な経費
9 国 立 病 院	病院勘定における病院収入その他収入又は療養所勘定における療養所収入その他の収入の増加	それぞれの勘定の事業のため直接必要な経費
10 あ へ ん	あへんの完渡数量の増加又は輸入あへんの値上りに伴う完渡価格の変更による収入の増加	あへんの購入のため直接必要な経費
11 厚生保険、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険、失業保険	保険料収入のうち被保険料に相当する金額の増加	保険料に必要な経費
12 国 民 年 金	業務勘定における印紙売捌収入の増加	業務勘定における国民年金勘定への繰入れに必要な経費
13 漁船再保険及漁業共済保険、木船再保険	再保険料又は保険料収入の増加	再保険金又は保険金に必要な経費
14 国 有 林 野 事 業 (国有林野事業勘定に限る。)	業務収入の増加	業務勘定における國民年金勘定への繰入れに必要な経費
15 国 有 林 野 事 業 (治山勘定に限る)、特定土地改良工事、港湾整備、道路整備、治水	国土総合開発事業調整費の使用による一般会計からの織入れの増加等による同会計からの受入金その他の収入の増加	事業のため直接必要な経費(当該事業を行なうため必要な諸経費に充てるための他勘定への織入れに必要な経費を含む。)
16 税 金 安 定	生糸の完渡数量の増加又は完渡価格の変更による生糸完渡代金の増加	生糸の買入れのため直接必要な経費

17 アルコール専売事業	アルコールの売渡数量の増加又は原材料の値上り等に伴う売渡価格の変更による収入の増加	アルコールの収納、製造又は売渡しのため直接必要な経費
18 自動車損害賠償責任保険	再保険料収入又は賦課金収入の増加	再保険金又は保障金に必要な経費
19 自動車検査登録	自動車の検査及び登録件数の増加に伴う検査登録印紙収入の増加	当該件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費
20 郵便貯金	郵便貯金の受入額の増加等に伴う収入の増加	郵便貯金の利子又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
21 償易生命保険及 郵便年金	契約者の増加等による保険勘定における保険料収入の増加又は年金勘定における掛金収入の増加	保険勘定における保険金若しくは郵政事業特別会計への繰入れ又は年金勘定における年金若しくは郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
22 郵政事業	業務外収入以外の収入の増加 口 業務外収入の増加	当該業務に直接必要な経費 業務外支出に必要な経費

(2) 造幣局特別会計において、予算において予定した数量をこえる補助貨幣の製造により又は原材料の値上がり等に伴う補助貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、補助貨幣回収準備資金からこの会計の歳入に組み入れることができる。

(3) 食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をすることができる。

(1) 国内米管理勘定又は国内麦管理勘定において、国内米又は国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するため、国内米買入費若しくは国内米管理費又は国内麦買入費若しくは国内麦管理費に不足を生ずるとき。 その不足額を限度とする当該経費の増額

(2) 国内米管理勘定又は国内麦管理勘定において、国内米又は国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しくこえて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。 その不足額を限度とする当該経費の増額

(3) 業務勘定において、避けることのできない事由により、事務取扱いに必要な経費に不足を生ずるとき。 その不足額を限度とする当該経費の増額

(4) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務協定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。 その不足額を限度とする当該経費の増額。

(5) 調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その額分に相当する額を減額しなければならない。

(6) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

(7) 調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額

4 前各項の規定により経費の支出をする場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項(郵政事業特別会計にあつては、同特別会計法第26条)の規定の例による。この場合において、第1項第22号に掲げる経費の使用については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(予算の移用)

第12条 「財政法」第33条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間ににおいて相互に移用する場合とする。

第2表 特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特 别 会 計	移用することができる項
資金運用部、外國為替資金、石炭政策、國立學校、厚生保険、船員保険、國立病院、國民年金、災害安定、特需土地改良工事、アルコール専売事業、自動車損害賠償責任再保険、自動車検査登録、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金、労働者災害補償保険、失業保険、都市開発資金金融通	各 項

港湾整備 基本港湾施設工事 港湾事業費と港湾等事業諸費

特定港湾施設工事 各項

河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発公团交付金、砂防事業費、建設機械整備費、治水事業工事諸費の各項

北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、

北海道建設機械整備費の各項

多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入

第3表 特別会計の一部の項の間の移用	
特別会計	移用することができる項
道路整備	道路事業費、道路事業費、首都圏道路整備事業費、建設機械整備費用、日本道路公团出資、首都圏道路公团出資、阪神高速道路公团出資、有料道路整備資金貸付金、道路事業工事諸費の各項
特定多目的ダム建設工事	北海道道路事業費、北海道街路事業費、北海道建設機械整備費の各項

(外) 報

(郵政事業特別会計の作業資産所有の最高額)  
第14条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により昭和43年度において同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、8,700,000,000円とする。

(津給予算等の制限)  
第15条 津給予算の執行にあつては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び津給額によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は津給額の増額をみだりに行なつてはならない。

甲号 戒入 戒出 予 算  
大 藏 省 所 管 造 売 市 品 局  
歳

(款) 機械回収準備資金より受入 6,573,265,000

(項) 機械回収準備資金より受入 1,006,140,000

(款) 事業収入 73,693,000

(項) 事業収入 73,693,000

(款) 雑収入 7,553,998,000

(項) 雑収入 7,553,998,000

(款) 事業合計 100,000,000

(項) 事業合計 100,000,000

(款) 収入 17,069,480,000

(項) 収入 875,458,000

(款) 収入 875,458,000

(項) 収入 17,944,938,000

(款) 収入 15,394,597,000

(項) 収入 200,000,000

(款) 収入 15,594,597,000

機械類購入保険	「機械類購入保険法」第7条	保険金額の総額
		50,000,000,000

(外) 報

(郵政事業特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む。)の金額の限度は、昭和43年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 别 会 計 根 捏 規 定 限 度 種

地 震 再 保 险 「地震保険に関する法律」第3条第3項 1回の地震等により支払うべき再保険金の総額

中 小 企 業 融 資 「中小企業融資保証法」第70条第4項 保険額の総額

中 小 企 業 融 資 「輸出保険法」第1条の7 保険額の総額

中 小 企 業 融 資 「輸出保険法」第1条の7 次の各保険ごとの保険金額の総額

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,394,597,000

(項) 事業収入 200,000,000

(款) 事業収入 15,594,597,000

		入	出	合計	備 費	予 出	外 國 為 替 資 金	入
(款) 資金運用収入	548,721,146,000						7,555,766,000	1,162,364,000
(項) 利殖金収入	3,750,000						3,750,000	
(款) 他会計より受入	3,750,000							6,916,500,000
(項) 一般会計より受入	1,000						1,000	6,916,500,000
(款) 雜収入	1,000						1,000	18,023,349,000
(項) 雜収入	548,724,897,000						548,724,897,000	110,000
歳		出						
(項) 事務預金合計	638,705,000						638,705,000	
歳								
(項) 費子費	30,000,000						30,000,000	
歳								
(款) 他会計より受入	548,724,897,000						548,724,897,000	
(項) 他会計より受入	548,056,192,000						548,056,192,000	
(款) 公債収入	30,000,000						30,000,000	
(項) 公債収入	24,939,959,000						24,939,959,000	
歳								
(款) 他会計より受入	1,290,569,567,000						1,290,569,567,000	
(項) 他会計より受入	1,290,569,567,000						1,290,569,567,000	
(款) 公用金収入	27,177,270,000						27,177,270,000	
(項) 公用金収入	27,177,270,000						27,177,270,000	
歳								
(款) 前年度剰余金受入	150,000,000						150,000,000	
(項) 前年度剰余金受入	8,399,524,000						8,399,524,000	
歳								
(款) 前年度剰余金計	1,321,296,461,000						1,321,296,461,000	
歳								
(項) 国債整理基金支出	貴	出						
(款) 貴金属充拠代入	150,000,000						150,000,000	
(項) 貴金属充拠代入	8,455,777,000						8,455,777,000	
歳								
(款) 通用用利殖金収入	24,544,772,000						24,544,772,000	
(項) 通用用利殖金収入	16,118,995,000						16,118,995,000	
歳								
(款) 他会計より受入	59,600,000,000						59,600,000,000	
(項) 一般会計より受入	4,022,032,000						4,022,032,000	
歳								
(款) 前年度剰余金受入	4,022,032,000						4,022,032,000	
(項) 前年度剰余金受入	1,000						1,000	
歳								
(款) 雜収入	1,000						1,000	
(項) 雜収入	5,570,900,000						5,570,900,000	
歳								
(款) 経済援助資金特別会計整	5,570,900,000						5,570,900,000	
(項) 経済援助資金特別会計整	61,402,000						61,402,000	
歳								
(款) 余額慶祝物資金融通特別	61,402,000						61,402,000	
(項) 余額慶祝物資金融通特別	483,752,000						483,752,000	
歳								
(項) 貴金属買入費	483,752,000						483,752,000	
歳								
(項) 貴金属買入費	6,332,482,000						6,332,482,000	
歳								

36

歳 入 合 計		歳 出	歳 入	歳 出
(項) 産業投資支出	事務費	71,200,000,000	11,885,000	52,956,000
米國対日援助債務処理費	国債整理基金特別会計へ 織入	15,810,570,000	(項) 再保険取扱備蓄費	1,956,037,000
予出	歳合計	6,360,404,000	歳合計	8,606,000
歳合計	歳合計	900,000,000	歳合計	500,000
		94,282,859,000	歳合計	1,965,143,000
賠償等特殊債務処理入		賠償等特殊債務処理入		
(款) 他会計より受入	(項) 一般会計より受入	19,000,050,000	(款) 他会計より受入	1,101,346,252,000
(款) 前年度剰余金受入	(項) 前年度剰余金受入	500,250,000	(項) 一般会計より受入	500,250,000
(款) 雜収入	(項) 雜収入	100,000	(款) 地方道路税	78,556,000,000
歳合計	歳合計	100,000	(款) 地方石油特別入	6,050,000,000
(項) 賠償等特殊債務処理費	諸予出	19,500,400,000	(款) 借入	5,080,000,000
歳合計	歳合計	19,000,000,000	(款) 借入	29,000,000,000
(項) 前年度剰余金受入	(項) 前年度剰余金受入	400,000	(款) 前年度剰余金受入	29,000,000,000
(款) 雜収入	(項) 雜収入	500,000,000	(款) 前年度剰余金受入	121,669,000
歳合計	歳合計	19,500,400,000	(項) 収入	90,100,000
(款) 国有財産特殊整理資金入	(款) 国有財産特殊整理資金入	542,457,000	(款) 収入	1,209,114,021,000
(項) 官庁施設等売払収入	(項) 官庁施設等売払収入	542,457,000	(項) 地方交付税交付	1,111,337,372,000
(款) 前年度剰余金受入	(項) 前年度剰余金受入	2,496,139,000	地方譲与税	78,556,000,000
(款) 雜収入	(項) 雜収入	2,496,139,000	諸支	100,000
(項) 雜収入	(項) 雜収入	211,863,000	国債整理基金特別会計へ 織入	10,095,725,000
歳合計	歳合計	211,863,000	特別事業債償還交付金 費	9,000,000,000
(款) 地震再保険入	(款) 地震再保険入	3,250,459,000	予出	124,824,000
(項) 地震再保険入	(項) 地震再保険入	1,903,082,400	歳合計	1,209,114,021,000
(款) 再保険料収入	(項) 再保険料収入	1,903,082,000	大蔵省、通商産業省及び 労働省所管	
(款) 他会計より受入	(項) 他会計より受入	9,105,000	石炭税	
(項) 一般会計より受入	(款) 租税	9,105,000	歳入	59,632,000,000



報 (号外)

## (外) 号 印

39

予 出 義 所 勘 定 歲		備 費 計 入	150,000,000 44,930,138,000	(課) (項) 保 險 收 入 一 般 會 計 受 入 用 收 入	104,741,861,000 52,363,887,000 29,225,896,000 23,152,078,000
(款)	療 養 所 收 入 歲	收 入 入	18,121,408,000 18,121,408,000	(課) (項) 雜 雜 入 歲	6,501,000 6,501,000
(款)	診 療 會 計 受 入 歲	收 入 入	20,575,655,000 20,575,655,000	(課) (項) 雜 雜 入 歲	104,748,362,000
(款)	他 會 計 受 入 歲	收 入 入	1,500,000,000 1,500,000,000	(課) (項) 國 民 年 金 給 付 歲	7,641,364,000 400,300,000
(款)	借 貸 雜 雜 入 歲	收 入 入	1,817,338,000 1,817,338,000	(課) (項) 諸 福 祉 施 設 業 務 勘 定 歲	203,058,000
(款)	雜 雜 入 歲	收 入 入	42,014,401,000 42,014,401,000	(課) (項) 費 金 綠 營 業 費 歲	761,136,000 9,008,855,000
(項)	崇 義 所 經 營 業 費 歲	看 護 所 經 營 業 費 歲	34,283,013,000 34,283,013,000	(課) (項) 費 金 綠 營 業 費 歲	60,314,422,000 60,314,422,000
(款)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	6,842,295,000 6,842,295,000	(課) (項) 雜 雜 收 入 歲	82,809,000 82,809,000
(款)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	40,625,000 40,625,000	(課) (項) 前 年 度 剩 余 金 受 入 歲	521,335,000 521,335,000
(款)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	500,000,000 500,000,000	(課) (項) 前 年 度 剩 余 金 受 入 歲	60,918,566,000 60,918,566,000
(款)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	42,014,401,000 42,014,401,000	(課) (項) 前 年 度 剩 余 金 受 入 歲	60,314,422,000 60,314,422,000
(項)	前 年 度 剩 余 金 受 入 歲	合 計 歲	303,810,000 303,810,000	(項) 福 祉 年 金 給 付 歲	60,314,422,000 60,314,422,000
(款)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	1,012,000 1,012,000	(項) 福 祉 年 金 給 付 歲	1,000,000 1,000,000
(款)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	711,287,000 711,287,000	(項) 福 祉 年 金 給 付 歲	603,144,000 603,144,000
(項)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	711,287,000 711,287,000	(項) 福 祉 年 金 給 付 歲	60,918,566,000 60,918,566,000
(項)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	1,016,059,000 1,016,059,000	(項) 他 會 計 歲	13,354,762,000 13,354,762,000
(款)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	351,100,000 351,100,000	(款) (項) 印 紙 完 成 歲	52,496,845,000 52,496,845,000
(款)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	14,032,000 14,032,000	(款) (項) 印 紙 完 成 歲	203,058,000 203,058,000
(款)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	650,927,000 650,927,000	(款) (項) 國 民 年 金 勘 定 歲	203,058,000 203,058,000
(款)	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 歲	施 設 歲	1,016,059,000 1,016,059,000	(款) (項) 國 民 年 金 勘 定 歲	197,869,000 197,869,000

		歳入合計		歳出		歳入合計		歳出	
(款)	前年度剰余金受入	(項)	前年度剰余金受入	(項)	内麦麦管理費	(項)	内麦麦管理費	(項)	内麦麦管理費
歳入	40,000,000	歳出	50,070,134,000	歳入	40,000,000	歳出	5,392,051,400	歳入	40,000,000
(項) 業務取扱費	66,292,534,000	(項) 国内返還金等他勘定へ繰入予備費	15,934,600,000	(項) 公務員宿舎施設設備予備費	15,483,000	(項) 借入金等他勘定へ繰入予備費	7,000,000,000	(項) 借入金等他勘定へ繰入予備費	7,000,000,000
歳入	13,483,450,000	歳出	66,292,534,000	歳入	51,688,000	歳出	76,396,785,000	歳入	51,688,000
(項) 新設施設設備予備費	49,996,995,000	(項) 計合計	49,996,995,000	(項) 計合計	1,000,000	(項) 計合計	2,588,850,000	(項) 計合計	1,000,000
歳入	203,058,000	歳出	66,292,534,000	歳入	1,124,670,822,000	歳出	1,124,670,822,000	歳入	1,124,670,822,000
(款) その他勘定より受入	165,90,000	(項) 代入	165,90,000	(項) 代入	930,608,726,000	(項) 代入	930,608,726,000	(項) 代入	930,608,726,000
(款) 雑収入	2,055,444,738,000	(項) 費費入費	2,055,444,738,000	(項) 費費入費	1,205,340,000	(項) 費費入費	1,205,340,000	(項) 費費入費	1,205,340,000
歳入	1,205,340,000	歳出	1,205,340,000	歳入	210,263,228,000	歳出	210,263,228,000	歳入	210,263,228,000
(項) 国内米買入代理費	51,438,851,000	(項) 輸入食糧買入費	51,438,851,000	(項) 輸入食糧買入費	121,397,083,000	(項) 輸入食糧買入費	121,397,083,000	(項) 輸入食糧買入費	121,397,083,000
歳入	805,583,376,000	歳出	805,583,376,000	歳入	45,115,609,000	歳出	45,115,609,000	歳入	45,115,609,000
(款) その他勘定へ返還金等他勘定より受入	150,000,000,000	(項) 受入	150,000,000,000	(項) 受入	40,000,000,000	(項) 受入	40,000,000,000	(項) 受入	40,000,000,000
(款) 雑収入	2,055,444,738,000	(項) 計合計	2,055,444,738,000	(項) 計合計	210,263,228,000	(項) 計合計	210,263,228,000	(項) 計合計	210,263,228,000
歳入	210,263,228,000	歳出	210,263,228,000	歳入	5,149,682,000	歳出	5,149,682,000	歳入	5,149,682,000
(款) 食糧管理費	30,209,745,000	(項) 農産物等買入費	30,209,745,000	(項) 農産物等買入費	10,000	(項) 農産物等買入費	10,000	(項) 農産物等買入費	10,000
(款) その他勘定より受入	46,180,036,000	(項) 予備費	46,180,036,000	(項) 予備費	5,149,682,000	(項) 予備費	5,149,682,000	(項) 予備費	5,149,682,000
(款) 雑収入	7,004,000	(項) 計合計	7,004,000	(項) 計合計	1,981,123,000	(項) 計合計	1,981,123,000	(項) 計合計	1,981,123,000
歳入	1,981,123,000	歳出	1,981,123,000	歳入	103,191,000	歳出	103,191,000	歳入	103,191,000
(項) 農産物等買入費	65,378,000	(項) 予備費	65,378,000	(項) 予備費	3,000,000,000	(項) 予備費	3,000,000,000	(項) 予備費	3,000,000,000
歳入	3,000,000,000	歳出	3,000,000,000	歳入	5,149,682,000	歳出	5,149,682,000	歳入	5,149,682,000

## (会計) 年 帳

(款) 輸入飼料売捌代 (項) 輸入飼料売捌代 (款) 他会計より受入 (項) 一般会計より受入 (款) 他勘定より受入 (項) 他勘定より受入 (款) 雑収取 (項) 零収取 歳入	62,302,171,000 62,302,171,000 4,900,000,000 4,900,000,000 17,623,238,000 17,623,238,000 20,487,000 20,487,000 84,845,896,000	歳出	1,028,439,526,000 2,127,149,461,000 855,633,300,000 1,271,516,151,000 2,127,149,461,000
(項) 輸入飼料買入理賃人費 返還金等他勘定へ繰入備 予出務 歳業	64,505,323,000 11,055,834,000 8,000,000,000 84,845,896,000	歳出	6,484,814,000 113,484,000 113,484,000 6,598,298,000
(款) 他勘定より受入 (項) 検査印紙人 (項) 零収取 (項) 零入合計 歳入	46,941,846,000 320,863,000 49,471,000 49,471,000	歳出	6,598,298,000
(款) 農業再保険取入 一般会計より受入 (款) 支払基金受入 再保険金支払基金勘定よ り受入 (款) 零収入 (項) 零入合計 歳入	34,218,203,000 322,516,000 12,281,461,000 500,000,000 47,322,180,000	歳出	23,791,866,000 6,098,298,000 6,098,298,000 11,514,000 29,901,678,000
(款) 他会計より受入 (項) 一般会計より受入 (款) 他勘定より受入 (項) 他勘定より受入 歳調	241,500,000,000 856,209,935,000 856,209,935,000 1,028,439,526,000	歳出	16,079,229,000 7,712,637,000 6,109,812,000 29,901,678,000

## (外) 報 告

家畜勘定		歳	入	
(款) 家畜再保険受入				
(項) 再保険料			2,656,654,000	
一般会計より受入			526,815,000	
前年度繰越資金受入			1,439,253,000	
(款) 支払基金受入			690,586,000	
再保險金支払基金勘定より受入			500,000,000	
(款) 雜雜収入			2,010,000	
(項) 雜雜収入合計		歳	2,010,000	
(項) 家畜再保険料		出	2,010,000	
農業共済組合連合会交付			3,158,564,000	
予出合計				
歳				
臨時果樹勘定				
(款) 果樹再保険受入				
(項) 再保険料			158,674,000	
一般会計より受入			38,713,000	
(款) 雜雜収入			1,989,000	
(項) 雜雜収入合計		歳	1,989,000	
(項) 果樹再保険料		出	1,989,000	
保険付合計				
歳				
業務勘定				
(款) 他会計より受入			208,279,000	
(項) 一般会計より受入				
(外) 報 告		歳	入	
(款) 雜収入			72,000	
(項) 雜・収入合計		歳	72,000	
(項) 農業共済再保険業務費		出	208,351,000	
予備費				
(款) 森林保険受入				
(項) 森林保険料			1,162,414,000	
前年度繰越資金受入			145,467,000	
(款) 森林保険取扱料			1,838,991,000	
(項) 森林保険取扱料		歳	1,838,991,000	
(項) 森林保険業務費		出	1,260,556,000	
予出合計			289,466,000	
歳			288,993,000	
森林保険業務費			1,838,991,000	
(款) 漁船普通保険受入				
(項) 漁船普通保険料			1,971,423,000	
(款) 漁船再保険受入				
(項) 再保険料			3,817,274,000	
一般会計より受入			1,276,327,000	
前年度繰越資金受入			2,077,822,000	
(款) 雜収入				
(項) 雜収入合計		歳	272,100,000	
(項) 漁船再保険振興費		出	7,443,522,000	
歳				
(款) 漁船再保険振興費				
(項) 漁船再保険振興費			4,569,906,000	
予出合計			59,177,000	
歳			2,814,440,000	
業務勘定			7,443,522,000	
(款) 他会計より受入				
(項) 一般会計より受入				

## (外) 種 類

## 漁船特殊保険勘定

歳

入

163,429,000  
141,272,000  
22,157,000  
150,000,000  
24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 漁業共済保険賞  
金漁業共済組合運合会交付  
予備費

歳

46,388,000  
266,312,000  
323,256,000  
635,956,000(款) 漁船特殊再保險收入  
(項) 特殊再保險料  
前年度繰越資金受入141,272,000  
22,157,000  
150,000,000  
24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 漁業共済保険賞  
金漁業共済組合運合会交付  
予備費266,312,000  
323,256,000  
635,956,000(款) 借入金  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入150,000,000  
24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000(款) 借入金  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入150,000,000  
24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000(款) 収入  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000(款) 収入  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000(款) 収入  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000(款) 収入  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000(款) 収入  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000(款) 収入  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000(款) 収入  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000(款) 収入  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000(款) 収入  
(項) 雜収入  
前年度繰越資金受入24,400,000  
337,829,000  
145,858,000  
4,875,000  
187,096,000  
337,829,000(項) 他会計より受入  
(項) 一般会計より受入  
収入137,423,000  
6,000  
137,429,000

## (外) 号(総) 勘定

(項) 債還金収入	2,989,680,000	治山勘定
(款) 借入金	3,800,000,000	
(項) 借入金	3,800,000,000	
(款) 他会計より受入	1,554,739,000	(款) 他会計より受入
(項) 一般会計より受入	1,554,739,000	(項) 一般会計より受入
(款) 雑収入	3,000,000	(款) 地方公共団体工事費負担金収入
(項) 雑収入	3,000,000	(項) 地方公共団体工事費負担金収入
(款) 前年度剰余金受入	710,000,000	(款) 前年度剰余金受入
(項) 前年度剰余金受入	710,000,000	(項) 前年度剰余金受入
歳入合計	9,057,419,000	(款) 前年度剰余金受入
		(項) 剰余金
(項) 開拓者資金金融通事業費		
開拓者資金貸付金		
國債整理基金特別会計へ繰入		
予備費		
歳出合計	303,885,000	
	4,213,146,000	
(項) 国有林野事業収入	124,269,688,000	治山事業
(項) 農業林野売上料	117,819,733,000	
収入代入	2,537,935,000	
(款) 他勘定より受入	3,912,020,000	(款) その他支拂定収入
(項) 治山勘定より受入	338,000,000	(項) 生産拠代
(款) 特別積立金引当資金より受入	5,400,000,000	(款) 証券及借入金収入
(項) 特別積立金引当資金より受入	5,400,000,000	(項) 証券及借入金収入
歳入合計	130,307,688,000	(款) 雑収入
		(項) 雑収入
(項) 国有林野事業費	116,814,430,000	(款) 剰余金
国有林野治山事業費	4,793,258,000	(項) 剰余金
農業振興諸費用	5,400,000,000	(項) 生産管理費
備蓄費	3,000,000,000	助成費
歳出合計	130,007,688,000	歳出合計



歳入合計		歳費	歳出	歳益還付	金費用
(項)	保険取扱備合	金費用	出	利業予出	自動車損害賠償責任再保険
歳	歳	歳	歳	歳	歳
(款) 保険料収入	209,595,000	209,595,000	209,595,000	79,362,572,000	45,280,000
(款) 運用収入	32,500,000	32,500,000	32,500,000	4,552,103,000	7,933,000
(款) 他会計より受入	100,000,000	100,000,000	100,000,000	92,466,728,000	205,371,000
(款) 一般会計より受入	100,000,000	100,000,000	100,000,000	176,381,403,000	414,508,000
(款) 雑収入	485,559,000	485,559,000	485,559,000	50,857,940,000	
(項) 雜収入	472,751,000	472,751,000	472,751,000	1,028,254,000	
(款) 前年度剰余金受入	1,300,405,000	1,300,405,000	1,300,405,000	124,495,209,000	
(項) 前年度剰余金受入	472,751,000	472,751,000	472,751,000	176,381,403,000	
歳	歳	歳	歳	歳	歳
(項) 保険料収入	735,818,000	735,818,000	735,818,000	1,126,572,000	1,126,572,000
歳	歳	歳	歳	歳	歳
(款) 保険料収入	31,765,000	31,765,000	31,765,000	1,028,254,000	1,028,254,000
(款) 運用収入	532,822,000	532,822,000	532,822,000	335,032,000	335,032,000
(款) 他会計より受入	1,300,405,000	1,300,405,000	1,300,405,000	5,302,588,000	5,302,588,000
(款) 一般会計より受入	1,300,405,000	1,300,405,000	1,300,405,000	7,792,546,000	7,792,546,000
(款) 雑収入	167,965,000	167,965,000	167,965,000	2,166,228,000	2,166,228,000
(項) 雑収入	7,516,000	7,516,000	7,516,000	58,083,000	58,083,000
(款) 再保険料収入	13,975,000	13,975,000	13,975,000	5,568,235,000	5,568,235,000
(項) 再保険料収入	13,975,000	13,975,000	13,975,000	7,792,546,000	7,792,546,000
(款) 他会計より受入	224,752,000	224,752,000	224,752,000		
(項) 前年度剰余金受入	224,752,000	224,752,000	224,752,000		
歳	歳	歳	歳	歳	歳
(項) 再保険料収入	414,208,000	414,208,000	414,208,000	161,121,000	161,121,000
(款) 他会計より受入	155,624,000	155,624,000	155,624,000		

## (外) 号 諸 類

(項) 一般会計より受入 (款) 他勘定より受入 (項) 保障勘定より受入 (款) 雑収入 (項) 前年度剰余金受入 (項) 前年度剰余金受入 歳入合計	161,121,000 58,083,000 58,083,000 2,000 2,000 370,000 370,000 218,576,000	港湾等事業諸費用 受託工事費 国債整理基金特別会計へ 繰入 予備費 歳出合計 特定港湾施設工事勘定 歳入	6,485,352,000 654,210,000 78,904,000 478,286,000 69,406,459,000
(項) 業務取扱委託費 歳入合計	160,493,000 58,083,000 1,000,000 219,576,000	港湾整備勘定 歳入	1,278,048,000 1,195,131,000 3,185,500,000
(款) 他会計より受入 (項) 一般会計より受入 (款) 他勘定より受入 (項) 特定港湾施設工事勘定より受入 (款) 港湾管理者工事費負担金 収入	53,567,692,000 53,567,692,000 270,529,000 270,529,000 13,634,929,000	(款) 受益者工事費負担金 (項) 地方債証券償還収入 (款) 受託工事納付金収入 (項) 前年度剰余金受入 (款) 港湾管理者工事費負担金 収入	1,278,048,000 1,195,131,000 3,185,500,000 141,862,000 100,000,000 242,098,000 242,098,000 17,000,000
(項) 港湾管理者工事費負担金 収入	13,634,929,000	(款) 雜収入 (項) 雜収入 歳入合計	6,169,639,000
(款) 地方債証券償還収入 (項) 地方債証券償還収入 (款) 受託工事納付金収入 (項) 受託工事納付金収入 (款) 前年度剰余金受入 (項) 前年度剰余金受入 (款) 雜収入 歳入合計	83,327,000 83,327,000 700,000,000 963,982,000 186,000,000 186,000,000 69,406,459,000	(項) 石油港湾施設工事費 鉄鋼港湾施設工事費 石炭港湾施設工事費 受託工事費 国債整理基金特別会計へ 繰入 工事諸費港湾整備勘定へ 繰入 予備費 歳出合計 歳入	501,960,000 4,754,560,000 137,000,000 100,000,000 136,107,000 270,529,000 259,483,000 6,159,639,000
(項) 港湾事業費 北海道港湾事業費 離島港湾事業費 特別失業対策事業費	51,736,770,000 7,089,450,000 2,883,487,000 500,000,000	自動車検査登録 歳入	3,154,893,000
(款) 検査登録印紙収入 (項) 検査登録印紙収入			

## (六) 郵政事業

(款) 雑 収 入 (項) 零 収 入 (款) 前年度剰余金受入 (項) 前年度剰余金受入	294,277,000 320,040,000 320,040,000 320,040,000	294,277,000 320,040,000 320,040,000 320,040,000	(項) 支 扞 利 子 諸 扞 決 及 捲 増 金 郵政事業特別会計へ繰入 予 出 備 計	190,890,158,000 476,587,000 76,735,446,000 3,500,000,000 271,602,291,000
歳 入 合 計	3,769,210,000	3,769,210,000	歳 出 合 計	简易生命保険及郵便年金 費
(項) 業 務 取 扱 整 備 計	1,948,396,000	1,948,396,000	(項) 保 险 料 取 入 保 险 料 取 入	373,792,122,000
歳 入	1,707,213,000 113,601,000	1,707,213,000 113,601,000	(款) 運 用 取 入 (項) 零 資 本	104,568,025,000 104,568,025,000
(款) 事 業 取 扱 整 備 計	559,176,923,000	559,176,923,000	(款) 運 用 取 入 (項) 零 借 計	77,961,000 77,961,000
歳 入	190,521,915,000 19,796,487,000 8,179,462,000	190,521,915,000 19,796,487,000 8,179,462,000	(項) 保 险 料 取 入 保 险 料 取 入	478,438,108,000
(款) 事 業 取 扱 整 備 計	160,679,059,000 7,200,000,000 7,907,767,000	160,679,059,000 7,200,000,000 7,907,767,000	(款) 保 险 料 取 入 保 险 料 取 入	182,914,719,000 70,427,018,000
歳 入	574,284,690,000	574,284,690,000	(款) 保 险 料 取 入 保 险 料 取 入	2,342,949,000 2,108,416,000
(項) 業 務 外 取 入 務 其 他 債 備 合	389,421,729,000	389,421,729,000	(款) 保 险 料 取 入 保 险 料 取 入	2,000,000,000 255,803,102,000
歳 入	160,679,059,000 20,508,128,000 1,675,774,000	160,679,059,000 20,508,128,000 1,675,774,000	(款) 保 险 料 取 入 保 险 料 取 入	2,373,695,000 1,508,732,000
(款) 事 業 取 扱 整 備 計	2,000,000,000 574,284,690,000	2,000,000,000 574,284,690,000	(款) 保 险 料 取 入 保 险 料 取 入	1,509,732,000 975,842,000
歳 入	285,391,441,000 899,441,000	285,391,441,000 899,441,000	(款) 保 险 料 取 入 保 险 料 取 入	2,608,000 4,361,877,000
(款) 事 業 子 収 入 (項) 利 零 収 入	44,319,872,000 329,711,313,000	44,319,872,000 329,711,313,000	(項) 保 险 料 取 入 保 险 料 取 入	4,373,521,000 350,000,000 62,296,000
歳 入 合 計	44,319,872,000 329,711,313,000	44,319,872,000 329,711,313,000	歳 出	4,373,521,000 350,000,000 62,296,000

官 報 (号 外)

北海道河川事業費	5,910,500,000
河川総合開発事業費	65,800,000
北海道河川総合開発事業費	7,391,046,000
水資源開拓公団交付金	28,236,000,000
北海道砂防事業費	1,152,000,000
建設機械整備費	282,000,000
離島治水事業費	121,000,000
特別失業対策事業費	738,000,000
治水事業工事諸債務	810,000,000
附帯工事費	15,234,074,000
受託工事費	90,351,000
一般会計より受入	4,940,600,000
一般会計より受入	4,534,000
特定多目的ダム建設工事勘定より受入	329,947,000
特定多目的ダム建設工事勘定	147,731,665,000
入	15,614,657,000
(款) 他会計より受入	124,134,120,000
(項) 一般会計より受入	124,134,120,000
(款) 他勘定より受入	1,320,849,000
(項) 特定多目的ダム建設工事勘定より受入	1,320,849,000
(款) 地方公共団体工事費負担金收入	15,614,657,000
(項) 地方公共団体工事費負担金收入	15,614,657,000
(款) 電気事業者等工事費負担金收入	231,400,000
(項) 地方債証券償還收入	4,639,000
(款) 附帯工事費負担金收入	500,000,000
(項) 附帯工事費負担金收入	500,000,000
(款) 受託工事納付金收入	5,200,000,000
(項) 受託工事納付金收入	350,000,000
(款) 前年度剰余金受入	350,000,000
(項) 前年度剰余金受入	376,000,000
(款) 綜合収入	147,731,665,000
歳	69,316,000,000
出	69,316,000,000
入	11,000,000
歳	22,364,609,000
河川事業費	11,000,000
河川事業費	11,000,000
北海道河川事業費	12,641,000,000
河川総合開発事業費	5,910,500,000
北海道河川総合開発事業費	65,800,000
水資源開拓公団交付金	7,391,046,000
北海道砂防事業費	28,236,000,000
建設機械整備費	1,152,000,000
離島治水事業費	282,000,000
特別失業対策事業費	810,000,000
治水事業工事諸債務	15,234,074,000
附帯工事費	90,351,000
一般会計より受入	4,940,600,000
一般会計より受入	4,534,000
特定多目的ダム建設工事勘定	329,947,000
入	13,976,711,000
(款) 他会計より受入	13,976,711,000
(項) 一般会計より受入	13,976,711,000
(款) 地方公共団体工事費負担金收入	2,780,236,000
(項) 地方公共団体工事費負担金收入	2,780,236,000
(款) 電気事業者等工事費負担金收入	4,055,653,000
(項) 電気事業者等工事費負担金收入	4,055,653,000
(款) 地方債証券償還收入	4,055,653,000
(項) 地方債証券償還收入	4,055,653,000
(款) 受託工事納付金收入	484,609,000
(項) 受託工事納付金收入	484,609,000
(款) 前年度剰余金受入	643,000,000
(項) 前年度剰余金受入	643,000,000
(款) 綜合収入	413,400,000
(項) 綜合収入	413,400,000
歳	11,000,000
出	11,000,000
入	22,364,609,000
河川事業費	22,364,609,000



農林省所管費設施宿舍員宿員公務

食糧書

鐵鋼港灣施設工事費  
石炭港灣施設工事費  
受託

自動車検査登録

國內外省埋藏費  
(項) 国内米買入費

輸入貨物管理辦法

(項) 輸入農業資料勘定  
(項) 輸入飼料買入費

卷之三

國有林野事業

(項) 年金勘定費のうち

卷之二

勞工者災害補償保險

治山亭集上事記其一

工部雜

(四) 千叶郡書

## (九) 土地改良事業

賈

土地改良事業工事諸質  
超過手續

卷之十

工事雑記

運輸省所管

港灣整備勘定

(項) 港湾事業費

卷之三

卷之三

超過勤務手

日額旅

工事雑誌

受託工事費

(項) 石油港灣施設工事費

(外) 締 印		治 水
(項) 河川事業費 北海道河川事業費 河川総合開発事業費 北海道河川総合開発事業費		治 水勘定費
水資源開発公団交付金 砂防事業費 北海道砂防事業費 離島治水事業費 治水事業工事超過賃 工賃受 特定多目的ダム建設工事 勘定		砂防事業費 北海道砂防事業費 離島治水事業費 治水事業工事諸手当費 賃費 特定多目的ダム建設工事 勘定
(項) 多目的ダム建設事業費 北海道多目的ダム建設事業費 受託工事費 (項) 都市開発資金貸付金 丁号 国庫債務負担行為 大蔵省所管		多目的ダム建設事業費 受託工事費 都市開発資金金融通 印 刷 局
(事項) 原材料購入 印刷事業に必要な原材料の購入のため、100,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 原材料購入 印刷事業に必要な原材料の購入のため、100,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 機械購入 製紙用機械を購入するため、190,100,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 機械購入 製紙用機械を購入するため、190,100,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
文部省所管		文部省所管
(事項) 科学施設及びロケット製作 科学衛星及びその打上げ用ロケットの製作のため、550,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 科学施設及びロケット製作 科学衛星及びその打上げ用ロケットの製作のため、550,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 学校施設整備 学校施設の整備のため、15,400,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 学校施設整備 学校施設の整備のため、15,400,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 病院施設整備 病院施設の整備のため、6,500,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 病院施設整備 病院施設の整備のため、6,500,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
厚生省所管		厚生省所管
(事項) 国立病院特別整備 国立病院施設の特別整備のため、1,500,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 国立病院特別整備 国立病院施設の特別整備のため、1,500,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 国立療養所特別整備 国立療養所施設の特別整備のため、3,000,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 国立療養所特別整備 国立療養所施設の特別整備のため、3,000,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 農林省所管		(事項) 農林省所管
(事項) 輸入食糧管理勘定 外国から食糧を買い入れるため、36,400,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 輸入食糧管理勘定 外国から食糧を買い入れるため、36,400,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 輸入飼料勘定 国外から飼料を買い入れるため、13,400,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 輸入飼料勘定 国外から飼料を買い入れるため、13,400,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 国有林野事業 国有林野事業に必要な土地及び建物を借り入れるため、借料年額4,215,000円の限度で、昭和43年度以降一定の年限にわたり国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 土地建物借入れ 国有林野事業に必要な土地及び建物を借り入れるため、借料年額4,215,000円の限度で、昭和43年度以降一定の年限にわたり国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 施設整備 中央合同庁舎1号館の施設整備のため、76,889,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 施設整備 中央合同庁舎1号館の施設整備のため、76,889,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。
(事項) 低賃林等地ごしらえ事業 低賃林等の立木処分とその跡地の地ごしらえ事業とを一体として実施するため、255,625,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。		(事項) 低賃林等地ごしらえ事業 低賃林等の立木処分とその跡地の地ごしらえ事業とを一体として実施するため、255,625,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

度以降一定の年限にわたり国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 國營みんがい排水事業

赤川農業水利事業赤川サイフォン建設工事

赤川農業水利事業赤川サイフォンの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、500,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

加治川農業水利事業第2頭首工建設工事

加治川農業水利事業第2頭首工の建設及びこれに附帯する工事を実施するため、620,000,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

加治川農業水利事業宮ノ下トンネル建設工事

加治川農業水利事業宮ノ下トンネルの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、1,580,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

阿賀野川用水農業水利事業宮ノ下トンネル建設工事

阿賀野川用水農業水利事業宮ノ下トンネルの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、250,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

中信平農業水利事業導水幹線トンネル建設工事

中信平農業水利事業導水幹線トンネルの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、690,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 直轄干拓事業

中海干拓事業中浦水門門扉据付工事を限り、昭和43年度以降4箇年度内において国庫の負担となる契約を昭和43年度とがができる。

加

(事項) 事業用品購入調製等

郵政事業に必要な事業用品の購入及び調製等のため、1,000,000,000円を限り、昭和43年度及び

昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 局舎等施設工事

局舎その他の施設工事を実施するため、13,501,366,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 土地建物借入れ

郵政事業に必要な土地及び建物を借り入れるため、借料年額110,000,000円の限度で、昭和43年

特定土地改良工事

赤川農業水利事業赤川サイフォン建設工事

赤川農業水利事業赤川サイフォンの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、500,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

加治川農業水利事業第2頭首工建設工事

加治川農業水利事業第2頭首工の建設及びこれに附帯する工事を実施するため、620,000,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

加治川農業水利事業宮ノ下トンネル建設工事

加治川農業水利事業宮ノ下トンネルの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、1,580,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

阿賀野川用水農業水利事業宮ノ下トンネル建設工事

阿賀野川用水農業水利事業宮ノ下トンネルの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、250,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

中信平農業水利事業導水幹線トンネル建設工事

中信平農業水利事業導水幹線トンネルの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、690,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 阿賀野川用水農業水利事業宮ノ下トンネル建設工事

阿賀野川用水農業水利事業宮ノ下トンネルの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、250,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

阿賀野川用水農業水利事業宮ノ下トンネル建設工事

阿賀野川用水農業水利事業宮ノ下トンネルの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、250,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

郵政省所管

郵政事業

郵政事業に必要な事業用品の購入及び調製等のため、1,000,000,000円を限り、昭和43年度及び

昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 局舎等施設工事

局舎その他の施設工事を実施するため、13,501,366,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 土地建物借入れ

郵政事業に必要な土地及び建物を借り入れるため、借料年額110,000,000円の限度で、昭和43年

保険勘定

簡易生命保険及郵便年金

簡易保険郵便年金福祉事業団出資相手方として、1,704,300,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

年金勘定

簡易保険郵便年金福祉事業団出資

簡易保険郵便年金福祉事業団における施設の整備に要する資金に充てる出資のため、同事業団を相手方として、46,910,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

労働省所管

失業保険

(事項) 雇用促進事業団出資

雇用促進事業団における移動就職者用宿舎施設の整備に要する資金に充てる出資のため、同事業団を相手方として、12,552,200,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

建設省所管

道路整備

(事項) 直轄道路改築事業

一般国道神奈川1号国道早川高架橋架設工事外29箇所の改築工事を実施するため、24,000,000,000円を限り、昭和43年度、昭和44年度及び昭和45年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。

(事項) 街路事業費補助

大都市及びその周辺における街路事業費の一部を補助するため、4,000,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となることができる。

(事項) 首都圏街路事業費補助

首都圏における街路事業費の一部を補助するため、2,500,000,000円を限り、昭和44年度において国庫の負担となる行為を昭和43年度において行なうことができる。

(事項) 道路改築受託工事

日本道路公団からの委託に係る碓氷バイパス建設工事を実施するため、1,600,000,000円を限り、昭和43年度及び昭和44年度において国庫の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。



承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当(以下「基準内給与」と総称する。)に要する経費

(3) 職員に対して支給する寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他の専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費

(4) 补助金及び交付金に要する経費

(5) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、専売公社が大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、施設費に要されなければならない経費は、施設費と他の経費との間にその金額を相互に流用し、又は施設費に予備費を使用する場合におけるこれらの経費とする。

(繰越しの制限)

第7条 専売公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、専売公社法第43条の3第1項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する給与に要する経費

(3) 补助金及び交付金に要する経費  
(給与総額等)

第8条 専売公社法第43条の22第1項の規定により、昭和43年度において、専売公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を29,528,063,000円と、基準外給与の額を12,890,223,000円と、給与の総額を36,418,286,000円とする。ただし、予算の基礎となつた給与構成を実施するため必要を生じた場合、第5条の規定により給与を支出する場合、又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業經營に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の適用若しくは予備費の使用により、又は同条の規定により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、大蔵大臣の承認を受けて、これらとの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。  
(特別給与の支出)

第9条 前条に規定するもののほか、専売公社は、職員の能率向上による企業經營の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和43年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(職務負担行為)

第10条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第39条の8第1項の規定に

より昭和43年度において日本国有鉄道(以下この章において「国有鉄道」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第11条 国有鉄道法第39条の8第2項の規定により昭和43年度において災害復旧その他の緊急の必要がある場合に国有鉄道が債務を負担する行為の限度額は、1,000,000,000円とする。

(借入金等の限度額)

第12条 国有鉄道法第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

借 入 金 等	限 度	額
長期借入金及び鉄道債券 イ 長期借入金、政府引受け債及び政府保証債 ロ イ以外の鉄道債券	元本金額及び額面総額	264,000,000,000 182,500,000,000
短期借入金		70,000,000,000

2 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(支出予算の弾力余額等)

第13条 国有鉄道において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額(次項に規定する収入を除く。)が同勘定の予算額(次項に規定するものを除く。)に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費の支出に充てることができる。

2 国有鉄道において、損益勘定の収入金額のうち、外部からの委託に係る工事の実施に必要な経費に充てるため受け入れる収入金額が予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、その工事に必要な経費の支出に充てができる。

3 国有鉄道において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として工事勘定の支出又は債務の償還に充てができる。

4 国有鉄道において、國又は地方公共団体等から国有鉄道の財産の移設等の目的をもつて資金を受け入れるときは、運輸大臣の承認を受けて、当該資金を工事勘定の支出に充てができる。

5 国有鉄道は、災害その他予見することができない事由により、工事勘定の支出を同勘定の予算額に比して増加する必要があるときは、運輸大臣の承認を受けて、損益勘定の予備費を使用して工事勘定の支出に充てることができる。

(流用等の制限)

第14条 国有鉄道がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を適用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

- (2) 職員に対して支給する基準内給手に要する経費  
 (3) 職員に対して支給する寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他の国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当（以下この章において「基準外給手」と総称する。）に要する経費
- (4) 交際費に要する経費
- 前項に規定するものほか、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総保費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。
- （総越しの制限）

第15条 国有鉄道がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、国有鉄道法第39条の15第1項ただし書の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給手に要する経費  
 (2) 職員に対して支給する給手に要する経費  
 (給与総額等)

第16条 国有鉄道法第44条第1項の規定により、昭和43年度において、国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給手の額を286,546,887,000円と、基準外給手の額を143,040,400,000円と、給与の総額を429,586,787,000円とする。ただし、予算の基礎となつた給手準則を実施するため必要を生じた場合、第13条の規定により給手を支出する場合、又は給手に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めることにより、運輸大臣の認可を受けて、経費の流用若しくは予備費の使用により、又は同条の規定により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

前項の規定にかかわらず、基準内給手の額及び基準外給手の額は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定あるところにより、運輸大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給手の支出)

第17条 前条に規定するものほか、国有鉄道は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、運輸大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和43年度において職員に対する特別の給手の支出に充てることができる。

（貯蔵品保有の最高額）

第18条 国有鉄道が昭和43年度末において保有する貯蔵品の最高額は、35,000,000,000円とする。ただし、その最高額の変更について運輸大臣が承認したときは、その変更された額とする。

（債務負担行為）

第19条 「日本電信電話公社法」（以下この章において「電電公社法」という。）第47条第1項の規定により昭和43年度において日本電信電話公社（以下この章において「電電公社」という。）が債務を負担

する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（災害復旧等債務負担行為の限度額）

第20条 電電公社法第47条第2項の規定により昭和43年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に電電公社が債務を負担する行為の限度額は、500,000,000円とする。

（借入金等の限度額）  
 第21条 電電公社法第62条第2項の規定による電信電話債券又は一時借入金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

債券等	限度額
電信電話債券 イロ及びハ以外のもの ロ 株式引受けにより発行するもの ハ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置 に関する法律」第2条から第8条までの規 定による引受け又は受益者の引受けにより 発行するもの	額面総額 15,000,000,000 12,000,000,000 払込金額210,000,000,000円に対応する額 面総額 40,000,000,000

2 前項のイ及びロに掲げる電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額額をうかるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

（支出予算の弾力余項）  
 第22条 電電公社において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受け、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費の支出に充てることができる。

2 電電公社において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受け、その増加する金額を限度として建設勘定の支出又は債務の償還に充てることができる。

（流用等の制限）

第23条 電電公社がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、電電公社法第53条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給手に要する経費  
 (2) 職員に対して支給する基準内給手に要する経費  
 (3) 職員に対して支給する寒冷地手当、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当、休職者給与その他の電電公社が郵政大臣の承認を受け定める手当（以下

3

この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費

- (4) 交際費に要する経費  
2 前項に規定するもののほか、電電公社法第53条第2項の規定により、電電公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち繰保費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

## (繰越しの制限)

- 第24条 電電公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、電電公社法第54条第1項

ただし書の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

## (1) 役員に対して支給する給与に要する経費

## (2) 職員に対して支給する給与に要する経費

- (給与総額等)  
第25条 電電公社法第72条第1項の規定により、昭和43年度において、電電公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を129,616,085,000円と、基準外給与の額を76,395,121,000円と、給与の総額を205,511,206,000円とする。ただし、予算の基礎となつた給与率則を実施するため必要を生じた場合、第22条の規定により給与を支出する場合、又は給与に関する公共企業体等労働委員会の議定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、経費の適用若しくは予備費の使用により、又は同条の規定により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めることにより、郵政大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれ変更されたときは、その変更された額とする。
- 第26条 前条に規定するもののほか、電電公社は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、郵政大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和43年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。  
(臨時給与の限度額)

- 第27条 電電公社法第72条第1項ただし書の規定により昭和43年度において、経済事情の変動その他予測することができない事態に応ずるため特に必要があつて、電電公社が臨時に支給することができる給与の限度額は、200,000,000円とする。
- 2 前項の規定により支出する場合においては、郵政大臣の認可を受けなければならない。  
(貯蔵品保有の最高額)

- 第28条 電電公社が昭和43年度末において保有する貯蔵品の最高額は、21,000,000,000円とする。  
ただし、その最高額の変更について郵政大臣が承認したときは、その変更された額とする。

- 第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金等の限度額)

- 第29条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	借 入 限 度	額
國 民 金 融 公 庫	借 入 金	158,500,000,000円
住 宅 金 融 公 庫	借 入 金 住宅金融公庫宅地債 券	払込金額2,500,000,000円に對応する額面総額
農 林 渔 業 金 融 公 庫	借 入 金	138,000,000,000
中 小 企 業 金 融 公 庫	借 入 金 中小企業債券	130,200,000,000 額面総額 40,000,000,000
北 海 道 東 北 開 發 公 庫	借 入 金 北海道東北開發債券	2,000,000,000 額面総額 25,500,000,000
公 営 企 業 金 融 公 庫	公債により発行する公営企業債券 額面総額 被取者引受けにより発行する公営 企業債券	42,000,000,000 額面総額 39,000,000,000
医 療 金 融 公 庫	借 入 金	25,000,000,000
環 境 蒜 生 金 融 公 庫	借 入 金	30,800,000,000

2 前項に規定する中小企業債券、北海道東北開發債券及び公営企業債券の発行価格が額面金額を下回ることは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

- 3 大蔵大臣は、予見し難い経済事情の変動により第1項に掲げる公庫において事業資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の借入金(公営企業金融公庫にあつては被取者引受けにより発行する公営企業債券とする。以下この項及び次条において同じ。)の限度額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、借入金の限度額を増額することができる。  
(支出予算の弾力余項)

- 第30条 次の表の左欄に掲げる公庫又は銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加(第1号にあつては同号に掲げる増額)するときは、大蔵大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として(第1号にあつては予算額をこえて)それぞれの右欄に掲げる経費の支出に充てることができること。

公 庫 又 は 銀 行	要 件	経 費
1 この章に掲げる各公庫	前条第3項の規定による借入金の借入れの増額	借入金の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費

## (文) 帳(本)

2 日本開発銀行又は日本輸出入銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接受ける経費
3 日本開発銀行	「海運業の再建整備に関する臨時措置法」第2条の規定に基づき支払いを猶予した利子の受け入れの増加	特別輸付金の支払い
2 次の表の左欄に掲げる公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金を支出することができる。		
<b>公 庫 保 險 金 金 限 度 級</b>		
1 住宅金融公庫 保険金	「住宅融資保険法」に定める 項の規定による住宅融資保険基金の 金額と同条第3項の規定による住宅 融資保険積立金の金額の合計額に相 当する金額	「住宅金融公庫法」第28条の2第2 項の規定による住宅融資保険基金の 金額と同条第3項の規定による住宅 融資保険積立金の金額の合計額に相 当する金額
2 中小企業信用保険公 庫	「中小企業信用保険法」及び 「中小企業信用保険臨時措 置法」に定める保険金	「中小企業信用保険公庫法」第22条 第1項の規定による保険準備基金の 金額と同条第2項の規定による融資 基金の金額の合計額に相当する金額 を限度として大蔵大臣の定める金額

## (保険契約等の限度額)

第31条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、昭和43年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	根 拠 規 定	限 度 級
住 宅 金 融 公 庫	「住宅融資保険法」第6条	保険額の総額 12,000,000,000円
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項	保険額の総額 1,400,000,000,000 貸付金の総額 37,000,000,000

(流用の制限)  
第32条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第33条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。  
(1) 役職員に対して支給する給与に要する経費  
(2) 交際費に要する経費

60

## (外) 帳

収入		支	
雜取入	31,741,583,000	費支	17,005,210,000
一般会計より受入	5,687,806,000	電話費用	697,938,951,000
合計	36,428,389,000	電電専業	29,268,194,000
(項) 給輪動修管業受利減入予出本資	22,711,513,000	その他諸理務	27,775,710,000
支	447,148,829,000	力繪共委工取扱諸勘定へ	771,983,065,000
出	53,267,288,000	通託事報諸勘定へ	
(項) 費費費費費費費費	138,072,408,000	費支	
支	30,497,217,000	通報諸勘定へ	
出	39,894,735,000	(項) 損益勘定より受入	
(項) 費支	4,000,000,000	当券借入金及鉄道計	
出	132,556,575,000	(項) 借入金等償還計	
(項) 費支	65,490,311,000	還入資	
出	15,000,000,000	(項) 借入金等償還計	
(項) 支	939,638,596,000	本勘定備合勘定	
入	65,490,311,000	支	
(項) 収	4,832,977,000	入	
出	446,500,000,000	(項) 減価償却引当金	
(項) 支	516,323,008,000	債券発行差損償却引当金	
(項) 支	129,423,008,000	損益勘定より受入	
出	378,000,000,000	当料券	
(項) 支	9,400,000,000	金入資	
出	516,323,008,000	料入資	
(項) 支	378,000,000,000	入	
(項) 支	24,866,000,000	(項) 債券及借入金等償還金	
出	59,344,000,000	入	
(項) 支	268,903,020,000	建設勘定へ	
出	24,886,980,000	出	
(項) 支	378,000,000,000	(項) 債券及借入金等償還金	
出	522,000,000,000	入	
(項) 支	420,483,148,000	建設勘定へ	
出	64,103,390,000	出	
(項) 支		(外) 帳	
出		出	
(外) 帳		出	





丁号 債務負担行為	日本専売公社	諸設備費
塩事業費	事業に必要な諸施設の工事を実施するため、91,700,000,000円を限り、昭和44年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。	
輸送諸費用	外国から塩を購入するため、9,600,000,000円を限り、昭和44年度において日本専売公社の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。	
損益勘定	日本国有鉄道	
輸送業務に直接必要な物品を購入するため、1,600,000,000円を限り、昭和44年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。	輸送業務に直接必要な物品を購入するため、1,600,000,000円を限り、昭和44年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。	
動力費	運転に必要な石炭、電力及び流動燃料を購入するため、1,500,000,000円を限り、昭和44年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。	
修理船費	修理に必要な石炭、電力及び流動燃料を購入するため、300,000,000円を限り、昭和44年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。	
管里共通費	修理施設、車両、自動車及び船舶の保守に必要な物品を購入し、又は修繕工事を実施するため、15,000,000,000円を限り、昭和44年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。	
工事勘定	鉄道技術研究所等の業務に必要な物品を購入するため、300,000,000円を限り、昭和44年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。	
電化設備費	電化設備工事を実施するため、24,000,000,000円を限り、昭和44年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。	
車両費	車両を購入するため並びに車両の製造及び改造に必要な物品を購入するため、54,000,000,000円を限り、昭和44年度において日本国有鉄道の負担となる契約を昭和43年度において結ぶことができる。	
右	日本開発銀行の「給付割引による規制案」	日本開発銀行法の「給付割引による法律
国税庁規則第48条	日本開発銀行法(昭和)第17年法律第126号)の	日本開発銀行法(昭和)第17年法律第126号)の
昭和31年1月1日	1条の次に「給付割引」とある	1条の次に「給付割引」とある
日本開発銀行大田支店 新井	新井十八條の1条「原書」又は「用書」に改め ができる。	新井十八條の1条「原書」又は「用書」に改め ができる。

## 附 則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

## 官 報 (号 外)

## 理 由

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十三年一月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

第一条中「出資する」を「出資し又は拠出する」と、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「出資する」を「出資し又は拠出する」に改め、同条第三項中「アジア開発銀行」と「アシア開発銀行」と、同法第六条及び第七条第一項中「出資した」とあるのは「出資し又は拠出した」と「に改め

法務省設置法の一部を改正する法律  
法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。  
別表四旭川刑務所の項中「旭川市」を「北海道上川郡東鷹栖村」に改める。  
別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡猿投町」を「豊田市」に改める。

## 別表十二中

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋市

を

名古屋入国管理事務所名古屋港

名古屋市

に、

大阪入国管理事務所小松

大阪市

を

大阪入国管理事務所大坂港

大坂市

に、

高松入国管理事務所小松

小松島市

を

高松入国管理事務所高知港

高知市

に、

高松入国管理事務所広島

広島市

を

大阪入国管理事務所堺港出張所

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所小松島

小松島市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所広島港

広島市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、

高松入国管理事務所高知

高知市

を

高松入国管理事務所堺港

堺市

に、

高松入国管理事務所岩国

岩国市

を

高松入国管理事務所高知

高知市

に、

高松入国管理事務所堺港

堺市

を

高松入国管理事務所岩国

岩国市

に、





替えるものとする。

(森林施業計画の変更に関する通知)

第十三条 都道府県知事は、第十二条第五項の認定に係る森林施業計画（その変更につき前条第三項において準用する第十二条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの。）の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林施業計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

(森林施業計画の遵守)

第十四条 認定森林所有者は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施業計画を遵守しなければならない。

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他省令で定める場合には、省令で定めるところにより、都道府県知事にその届出書を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第十六条 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合には、当該森林施業計画に係る第十二条第五項の認定を取り消すことができる。

3 第一項に規定する処分、手続その他の行為については、第三条の規定は、適用しない。

第十七条 第十二条第一項の規定による認定を受ける場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。

二 認定森林所有者が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。

三 認定森林所有者が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

2 前項の森林施業計画に關しては、前七条の規定の適用があるものとする。この場合において、第十二条第二項中「当該森林所有者が定める」とあるのは「当該森林所有者が共同して定める」と、第十二条第一項中「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には、共同して（当該認定森林所有者のうちに森林所有者でなくなつた者があるときは、その者を除き共同して）」と、同条第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とする。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

3 農林大臣は、第一項の規定により第十二条第五項の認定又は第十六条の規定による認定の取消しをしたときは、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 前項の森林施業計画に關しては、前七条の規定の適用があるものとする。この場合において、第十二条第二項中「当該森林所有者が共同して定める」とあるのは「当該森林所有者が共同して定める」と、第十二条第一項中「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には、共同して（当該認定森林所有者のうちに森林所有者でなくなつた者があるときは、その者を除き共同して）」と、同条第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とする。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

3 農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうよう努めるものとする。

2 前項に規定する場合には、同項の包括承継人に對しても、その効力を有する。

3 前項に規定する場合には、同項の包括承継人に對しても、その効力を有する。

4 前項に規定する場合には、同項の包括承継人に對しても、その効力を有する。

5 前項に規定する場合には、同項の包括承継人に對しても、その効力を有する。

6 前項に規定する場合には、同項の包括承継人に對しても、その効力を有する。

7 前項に規定する場合には、同項の包括承継人に對しても、その効力を有する。

一条から第十三条まで及び第十五条から前条までにおいて都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理する。

2 農林大臣は、前項の規定により第十二条第五項（第十二条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認定又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により第十二条第五項の認定又は第十六条の規定による認定の取消しをしたときは、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 農林大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうよう努めるものとする。

3 前項に規定する場合には、同項の包括承継人に對しても、その効力を有する。

2 前項に規定する場合には、同項の包括承継人に對しても、その効力を有する。

3 前項に規定する場合には、同項の包括承継人に對しても、その効力を有する。

三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 森林施業計画に因る都道府県知事が行なう事務に要する費用

### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第一項第一号の次に一号を加える改定、第十二条第一項第六号の次に一号を加える改定、第七十九条第二項第六号の次に一号を加える改定及び第一百九十二条の改正規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の森林法(以下「旧法」という。)第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法(以下「新法」という。)第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。

3 農林大臣は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、新法第四条の規定により、昭和四十二年四月一日をその期間の始期とする全国森林計画をたてなければならぬ。  
4 都道府県知事は、前項の全国森林計画につき新法第四条第五項の規定による公表があつたと

### 官 報 (外)

<p>日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会に因る、国際博覧会に関する諸施策の効果的な実施を図るため、全国森林計画及び地域森林計画の期間を改めるとともに、森林所有者が作成する森林施業計画についての認定の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>(日本万国博覧会政府代表)</p> <p>第二条 外務省に、日本万国博覧会政府代表(以下「代表」という。)一人を置く。</p> <p>3 代表は、特別職の国家公務員とする。</p> <p>4 代表は、外務公務員とする。この場合において、代表については、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条、第七条、第二十七条及び第二十八条の規定を適用する。</p> <p>(任務)</p> <p>第三条 代表は、日本万国博覧会に関する法律(昭和四十三年法律第一号)第一条第一項の職員に含まないものとする。</p> <p>4 代表は、日本万国博覧会に因る、条約(条約第八条の一般規則を含む。)の定めるところにより、日本国政府を代表し、その約束の履</p>	<p>さは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画を、当該地域森林計画の始期とされている日以降十年間をその期間とするものに変更しなければならない。この場合には、新法第五条第四項及び第五項並びに第七条の規定を準用する。</p> <p>(日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会に因る、国際博覧会に関する諸施策の効果的な実施を図るため、全国森林計画及び地域森林計画の期間を改めるとともに、森林所有者が作成する森林施業計画についての認定の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>(日本万国博覧会政府代表)</p> <p>第二条 外務省に、日本万国博覧会政府代表(以下「代表」という。)一人を置く。</p> <p>3 代表は、特別職の国家公務員とする。</p> <p>4 代表は、外務公務員とする。この場合において、代表については、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条、第七条、第二十七条及び第二十八条の規定を適用する。</p> <p>(任務)</p> <p>第三条 代表は、日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会に関する条約第十五条の規定に基づく政府代表として、日本万国博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>
--	---

## 官報(号外)

## 昭和四十三年度一般会計予算に関する報告書

## 一 本予算の要旨

本予算は、当面する内外の経済情勢に対処し、景気の抑制と硬直化した財政体質の改善を図ることを主眼としつつ、財政規模及び公債発行額を極力おさえるとともに、限られた財源の適正かつ効率的な配分に留意して編成されたものである。

本予算における重要施策は、次のとおりである。

- 1 税制の改正
- 2 住宅及び生活環境施設の整備
- 3 社会保障の推進
- 4 文教・科学技術の振興
- 5 社会資本の整備
- 6 貿易の振興と経済協力の推進
- 7 農林漁業の近代化
- 8 中小企業の近代化
- 9 交通安全、公害対策の強化
- 10 物価安定施策の推進
- 11 地方財政の健全化

次に、本予算の内容の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

昭和四十三年度一般会計予算総額は、歳入歳出ともそれぞれ五兆八千百八十五億九千八百四十五万四千円であつて、昭和四十二年度補正後予算に対し六千五百一億六千五百十一万一千円(十  
一・八%)の増加である。

歳入

- (1) 生活保護費
- 1 社会保障関係費
- 八一五、六六二百万円
- 一六四、〇二二百万円
- 生活扶助については、その基準を十三%引き上げるとともに、扶助人員を百三十四万四千

## 1 租税及印紙収入

四、六九七、八五二百万円

四十三年度においては、税制改正(減収一千九十一億六千八百万円、增收五百四十一億五千四百万円)による五百五十億一千四百万円の減収が見込まれ、四十二年度予算額に対する增收額は六千二十五億六千百万円となる。

## 2 専売納付金

一一三一、七九一千万円

## (1) 日本専売公社納付金

一一三〇、四三一千万円

## (2) アルコール専売事業特別会計納付金

一、三六〇百万円

## 3 官業益金及官業収入

二一、五七七百万円

## (1) 官業益金

二一、三五〇百万円

## (2) 官業収入

一二二六百万円

四十三年度においては、四十二年度に比べ百四十一億八百万円の減少となつていて、その主な理由は、国立療養所の国立病院特別会計への移行に伴い、その収入を同特別会計へ振り替えたためである。

## 4 政府資産整理収入

二一、八九二百万円

## 5 雑収入

一七二、七五二百万円

## 6 公債金

六四〇、〇〇〇百万円

財政法第四条第三項の規定に基づく公共事業費の範囲の金額並びに出资金及び貸付金の合計額は、八千九百七十四億九千二百万円である。

## 7 前年度剩余金受入

五一、七三五百万円

## 歳出

- 1 社会保障関係費
- 八一五、六六二百万円
- 一六四、〇二二百万円

人と見込んでいる。

(2) 社会福祉費

児童保護、老人保護等各種保護施設の収容人員の増加、重症心身障害児(者)対策等について、その施策の充実を図ることとしている。

(3) 社会保険費

七〇、八一五百万円

福祉年金の給付については、老齢福祉年金を月額百円、障害及び母子福祉年金をそれぞれ月額二百円引き上げる(四十三年十月実施)とともに、本人及び扶養義務者に対する所得制限を緩和することとしている。

(4) 保健衛生対策費

三八八、二五六百万円

原爆障害対策としては、認定病患者に対する医療手当を増額することとしている。

(5) 特別手当、健康管理手当及び介護手当

一〇七、九三四四百万円

なお、国立療養所については、これを国立病院特別会計に移行させ、その經理を明確にするとともに、施設設備の整備を促進することとしている。

(6) 失業対策費

八四、六二五百万円

失業対策事業においては、賃金日額を引き上げるとともに、夏季年末特別対策分を増加することとしている。

2 文教及び科学振興費

(1) 義務教育費国庫負担金

三三三、八八二百万円

前年度に引き続き学級編制基準の改善を行なうほか、義務教育教員の給与改善、教材費の増額等を図ることとしている。

(2) 国立学校特別会計へ繰入

一〇四、五六八百万円

(3) 科学技術振興費

七三、五一二百万円

動力炉の開発、大型工業技術の開発、宇宙開発等の研究開発の促進を図っている。

(4) 文教施設費

三一、三〇〇百万円

公立文教施設については、建築単価及び鉄筋鉄骨比率を引き上げることとしている。

(5) 教育振興助成費

四四、八六八百万円

四十三年度においては、義務教育教科書無償給与の中學三年までの完全実施、低所得階層の児童生徒に対する就学援助の内容改善、べき地教育・特殊教育の振興、学校給食の改善等の施策の充実を図ることとしている。また、私学については、新たに私立大学に対する教育研究費補助制度を創設するほか、私立学校振興会の融資を拡充する等、所要の助成措置を講じている。

(6) 育英事業費

一四、三一八百万円

3 国債費

一一〇、二六一一百万円

4 恩給関係費

二五四、〇九一一百万円

四十三年度においては、新たに恩給金額等の改定を行なうこととしている。

(1) 文官等恩給費

一〇一、三九〇百万円

(2) 旧軍人遺族等恩給費

一七、九五五百万円

(3) 恩給支給事務費

一一〇、九四八百万円

(4) 遺族及び留守家族等援護費

一〇九一、三三七百万円

5 地方交付税交付金

一〇九一、三三七百万円

地方交付税については、地方交付税交付金の法定額から四百五十億円を減額することとしている。また、資金運用部資金引受けにかかる地方債を二百五十億円程度繰上げ償還させるとともに、これを見合いとして、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金から二百五十億円を借り入れて地方交付税交付金を同額増額することとしている。このほか、特別事

業償償還交付金九十億円を、また交通安全対策特別交付金百二億円を、それぞれ新たに地方公  
共団体に交付することとしている。

四三一〇七五百万四

三九、〇八二百万円  
生活環境施設整備費  
下水道事業については、府県事業として行なう流域下水道に重点をおき、その補助率を(一般の公共下水道の十分の四に対して)二分の一に定めることとしている。

6 防衛関係費

前年度に引き続き防衛力を充実することとし、四十二年度に比べ三百五十億二千九百万円の

増補を行なつてゐる

なお、新たに繰続費として総額二百十六億一千七百万円（うち四十三年度歳出予算分十九億八千四百万円）、国庫債務負担行為として一千五百八十億五千六百万円（うち四十三年度歳出予算分九十三億六千五百万円）を計上している。

7 特殊對外債務處理

新たにマレーシア及びシンガポールに対する無償経済協力費が計上されてい

8 公共事業關係費

THE JOURNAL OF CLIMATE

卷之三

治山 治水の各事業については、四十二年度を初年度とする新五か年計画を策定すること

卷之三

四三四、〇一八百万円  
道路整備事業費

四十三年度にお

るものに予算の重点的計上を行なつて いる。

(3) 港灣漁港空港整備事業費

るものに予算の重点的計上を行なつて いる。

三十一年夏、甲子年夏、三十一年夏、三十一年夏

港湾の整備について  
四十三年度を名古屋とする第三六年度を算入する。

(4) 住宅対策費

四十三年度においては、住宅建設五か年計画に基づく建設戸数の確保を図ることとし、政

府施策住宅として四十九万六千五百戸の建設を予定している。

新規着手を予定している。

度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

一一六六、四〇〇百万円  
五九、六〇〇百万円

昭和四十三年三月十七日

- 14 食糧管理特別会計へ繰入  
15 産業投資特別会計へ繰入  
16 その他の事項経費

(1) 沖縄援助其他諸費

一一六六、七百万円

前年度に引き続き沖縄に対する援助を大幅に増強するほか、財政投融資資金計画において、新たに琉球政府に対し資金運用部資金の融資二十億円を予定している。

(2) 青少年対策費

五、五六四百万円

(3) 農業構造政策推進費

一、一五二百万円

(4) 農林漁業金融対策費

一八、七〇八百万円

(5) 林業振興費

二、四九九百万円

(6) 水産業振興費

二、九七一千万円

(7) 日本国鉄道財政再建助成費

五、四〇〇百万円

新たに、国鉄財政の再建に資するため、第二次長期計画の工事資金に係る支払利息の一部を補助することとし、所要額を計上している。

17 予備費

一一〇、〇〇〇百万円

二 本予算の可決理由

本予算は、わが国経済の体質を強化して長期にわたる経済発展の基盤を整備することとに、国民生活の安定向上を図るものであり、妥当なものと認め可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の加藤清二君外十三名提出の「昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えすることを求めるの動議」並びに民主社会党の小平忠君外二名提出及び公明党的広沢直樹君外二名提出の「昭和四十三年

衆議院議長 石井光次郎殿

予算委員長 井出一太郎

昭和四十三年度特別会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、一般会計予算に準じて、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の円滑な遂行を期することを基本として編成されたものである。

なお、経済援助資金特別会計及び余剰農産物資金融通特別会計が廃止されるので、特別会計の数は四十三となる。

次に、主な特別会計予算の概略は、次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 資金運用部特別会計

歳入

五四八、七二五百万円  
五四八、七二五百万円

歳出

資金の調達及び運用計画は、次のとおりである。

資金調達

郵便貯金 八、〇〇〇億円  
厚生年金 五、一一七億円  
国民年金 九二四億円  
その他 三、八七七億円

## 官報(号外)

5 計	一七、九一八億円
資金運用	
特別会計	
政府関係機関	二六八億円
その他	一一、一八三億円
計	六、四六七億円
なお、このほか、資金運用部資金による国債の引受け五百億円を予定している。	一七、九一八億円
2 産業投資特別会計	
歳入	九四、二八三百万円
歳出	九四、二八三百万円
一般会計から五百九十六億円を受け入れることとしている。	一五〇、四三九百万円
なお、経済援助資金特別会計及び余剰農産物資金金融通特別会計の両会計は廃止し、この会計へ吸収することとしている。	一五〇、四三九百万円
3 賠償等特殊債務処理特別会計	
歳入	五五一、一五九百万円
歳出	五五一、一五九百万円
4 交付税及び譲与税配付金特別会計	
歳入	八〇、六一五百万円
歳出	八〇、六一五百万円
5 石炭対策特別会計	
歳入	五九、六八三百万円
歳出	五九、六八三百万円
石炭鉱業合理化事業団の炭鉱近代化設備に対する融資比率を十分の四から十分の五に引き上げ、また鉱害基金に鉱害復旧事業団を統合して鉱害事業団とすることとしている。	六、四六七億円
6 國立学校特別会計	
歳入	一九、五〇〇百万円
歳出	一九、五〇〇百万円
7 厚生保険特別会計	
歳入	六〇九、七三四百万円
歳出	九〇、七二〇百万円
8 業務勘定	
歳入	一七、二八六百万円
歳出	一七、二八六百万円
9 国立病院特別会計	
歳入	三四、九九三百万円
歳出	三四、〇〇〇百万円
病院勘定	四四、九三〇百万円
療養所勘定	四二、〇一四百万円
一般会計からの繰入のほかに、新たに、資金運用部資金から三百五十億円を借り入れる等により地方交付税交付金一兆一千百十三億円、特別事業債償還交付金九十億円を各地方公共団体に交付することとしている。	四二、〇一四百万円

新たに、国立療養所（国立らい療養所を除く。）の經理を、この会計で行なうこととし、病院勘定と療養所勘定の二勘定を設けることとしている。

## 10 国民年金特別会計

	歳入	歳出
国民年金勘定	一〇四、七四八百万円	九、〇〇九百万円
福祉年金勘定	六〇、九一九百万円	六〇、九一九百万円
業務勘定	六六、二九三百万円	六六、二九三百万円

市町村交付金の被保険者一人当たり単価を四十二年度当初予算の二百四十円から二百七十四円に引き上げることとしている。

## 11 食糧管理特別会計

	歳入	歳出
国内米管理勘定	一一〇五五、四四五百万円	一一〇五五、四四五百万円
国内麦管理勘定	七六、三九七百万円	七六、三九七百万円
輸入食糧管理勘定	一一〇、一六三百万円	一一〇、一六三百万円

農産物等安定勘定

	歳入	歳出
輸入銅料勘定	五、一五〇百万円	五、一五〇百万円
業務勘定	八四、八四六百万円	八四、八四六百万円

## 調整勘定

	歳入	歳出
国内産米の買入数量は八百五万トン、売却数量は七百九十六万八千トンと見込み、買入価格は四十二年産米の決定価格と同水準、また消費者価格は四十二年十月一日に改定された価格によつている。	一、一二七、一四九百万円	一、一二七、一四九百万円
国内産米の買入数量は八百五万トン、売却数量は七百九十六万八千トンと見込み、買入価格は四十二年産米の決定価格と同水準、また消費者価格は四十二年十月一日に改定された価格によつている。	一、一二七、一四九百万円	一、一二七、一四九百万円

## 12 開拓者資金融通特別会計

## 歳入

九、〇五七百万円

歳出  
貸付計画は、次のとおりである。  
九、〇五七百万円

## 基本営農資金

	歳入	歳出
振興対策資金	四、〇〇〇百万円	一〇〇百万円
計	四、二二三百万円	

## 13 国有林野事業特別会計

	歳入	歳出
国有林野事業勘定	一一〇、〇〇八百万円	一一〇、〇〇八百万円
治山勘定	一三三、四六五百万円	一三三、四六五百万円

森林開発公团の水源林造成事業については、従来一般会計から同公团に出資していたのを、直接受けこの会計から出資することとしたほか、新たに、資金運用部資金の借入れ（十七億円）を予定している。

また、治山事業の内容は、次のとおりである。

## 直轄治山事業費

	歳入	歳出
国有林野内臨時治山事業費	一、八七二百万円	一、八七二百万円
直轄地すべり防止事業費	一、〇〇七百万円	一、〇〇七百万円

## 直轄地すべり防止事業費

	歳入	歳出
治山事業費補助	一、五五〇百万円	一、五五〇百万円
後進地域特例法適用団体等補助率差額	一、五六四百万円	一、五六四百万円

## 14 特定土地改良工事特別会計

## 歳入

一一三、四一三百万円

## 官報(号外)

15 輸出保険特別会計	歳入	三五、九二五百万円
歳出		一一、七九七百万円
歳出		一二、七九七百万円
16 港湾整備特別会計	歳入	一一、七九七百万円
港湾整備勘定	歳出	一一、七九七百万円
特定港湾施設工事勘定	歳入	六九、四〇六百万円
歳入	歳出	六九、四〇六百万円
17 郵政事業特別会計	歳入	六、一六〇百万円
歳出	歳出	六、一六〇百万円
歳出		五七四、二八五百万円
局舎の増置については、普通郵便局六局、無集配特定郵便局二百十五局、簡易郵便局三百局を予定している。	歳入	五七四、二八五百万円
郵便貯金特別会計	歳出	五七四、二八五百万円
歳出		五七四、二八五百万円
18 郵便貯金特別会計	歳入	三三一九、七一一百万円
歳入	歳出	二七一、六〇二百万円
歳出		二七一、六〇二百万円
四十三年度の郵便貯金残高の増加予定額は八千億円を見込んでいる。	歳入	二七一、六〇二百万円
19 簡易生命保険及郵便年金特別会計	歳入	一四七、七三三百万円
歳出		一四七、七三三百万円
保険勘定	治水勘定	四七八、四三八百万円
年金勘定	特定多目的ダム建設工事勘定	二五九、八〇三百万円
四十三年度の簡易生命保険の新契約予定額(第一回保険料払込額)は六十三億円、郵便年金の募	治水事業計画の大要は、次のとおりである。	四、八六二百万円
昭和四十三年三月十八日 衆議院会議録第十三号	河川事業	四、八六二百万円
議案に関する報告書		九五、一五三百万円
20 失業保険特別会計	歳入	一一六、八一七百万円
歳出		一一六、八一七百万円
一般失業保険の受給実人員を月平均五十八万八千人と見込むとともに、平均納付月額を一万八千二百四十一円としている。	歳入	四七九、五〇五百万円
21 道路整備特別会計	歳出	四七九、五〇五百万円
道路	歳入	四七九、五〇五百万円
街路	歳出	四七九、五〇五百万円
機械	事業計画の大要は、次のとおりである。	三三三三、九一七百万円
後進地域特例法適用団体等補助率差額	道路	一〇一、四七七百万円
日本道路公团等出資金	街路	一〇一、四七七百万円
有料道路整備資金貸付金	機械	四、六九一千万円
計		一一、〇三九百万円
22 治水特別会計	歳入	二二一、八〇〇百万円
歳出		一〇〇百万円
治水勘定	治水事業計画の大要は、次のとおりである。	四七四、〇一四百万円

集客定額(平年度掛金)は十二億円を見込んでいる。

ダム事業  
砂防事業

計

## 23 都市開発資金融通特別会計

歳入  
歳出  
本予算の可決理由

三五、二二一百万円  
三一、六七五百万円  
一六二、〇四九百万円  
四、八九七百万円  
四、八九七百万円

四十三年度の専売納付金は二千三百四億円、であつて、四十二年度に比べ、七百四億円の増加となつてゐる。  
三十本当たり五円ないし十五円の引上げ(一部下級銘柄は据置き)を行なうことを予定している。

## 二 日本国鉄有

収入(百万円)  
支出(百万円)

九三九、六三九  
五一六、八三九  
三七八、〇〇〇  
九三九、六三九  
五一六、八三九  
三七八、〇〇〇

## 損益勘定

## 資本勘定

## 工事勘定

## 特別会計予算及び昭和四十二年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えすることを求めるの動議並びに民主社会党の小平忠君外二名提出及び公明党的広沢直樹君外二名提出の「昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

昭和四十三年三月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

予算委員長 井出一太郎

四十三年度は、一般加入電話百四十七万個、農村集団自動電話二十五万個の増設等の建設工事を予定している。  
なお、設備料については、四十三年五月一日から現行一万円を三万円(共同電話二万円)に改定することとし、これによる増収二百四十四億円を見込んでいる。

## 三 日本電信電話公社

収入(百万円)  
支出(百万円)

七七一、九八三  
五六五、一二三四  
五二二、〇〇〇  
七七一、九八三  
五六五、一二三四  
五二二、〇〇〇

## 四 国民金融公庫

収入  
支出

三四、七九一千万円  
三四、九九一千万円

本予算は、日本専売公社等三公社及び国民金融公庫等十一政府関係金融機関に因するもので、一般会計に準じ、経費及び資金の効率的、重点的配分につとめ、事業の円滑な遂行を期することを基本として編成されたものである。

各政府関係機関予算の概略は、次のとおりである。(単位未満四捨五入)

一 日本専売公社  
収入  
支出  
七二二、四六五百万円  
五一八、六三三百万円  
四五、九三〇百万円  
四六、一四六百万円  
四十三年度は、資金運用部資金及び簡保資金借入金一千五百八十五億円、回収金等二千八十九億円、計三千七百七十四億円を原資として貸付けを予定している。



## 二 本予算の可決理由

本予算は、わが国経済の体質を強化して長期にわたる経済発展の基礎を整備するとともに、国民生活の安定向上を図るものであり、妥当なものと認め可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の加藤清二君外十三名提出の「昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えることを求める動議」並びに民主社会党の小平忠君外二名提出及び公明党的広沢直樹君外二名提出の「昭和四十三年度一般会計予算、昭和四十三年度特別会計予算及び昭和四十三年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えるを求める動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

昭和四十三年三月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

予算委員長 井出一太郎  
衆議院議長 石井光次郎殿

号(外) 報告

## 一 議案の要旨及び目的

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

日本開発銀行の借入額及び債券発行の限度額は、現在、自己資本の四倍となつてゐるが、同行の業務の円滑な運営に資するため、これを五倍に引き上げようとするものである。

## 二 議案の可決理由

日本開発銀行の貸付け等の残高は、自己資本の額と借入金等の限度額との合計額をこえてはならないことと定められているが、四十三年度における貸付計画等からすると、同行の貸付け等の残高は、四十三年度中にこの限度額をこえることとなる。

従つて、この際、同行の借入金等の限度額を引き上げ、これにより、貸付け等の業務量の限度を拡大し、もつて同行の業務の円滑な運営を図ることは、時宜に適した措置であることを認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十三年三月二十一日

大蔵委員長 田村 元  
衆議院議長 石井光次郎殿

- 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
- 1 旭川刑務所(旭川市)の施設は、老朽の度がはなはだしく、かつ狭く、その拡張は困難な状況にあり、しかも同刑務所が現在地にあることは、旭川市の都市計画にも支障をきたすこととなつてきたので、同刑務所の位置を北海道上川郡東郷村に改める」と。  
2 出入国者数の増加に伴い、出入国管理業務を一そく適切に行なうため、入国管理事務所の出張所を次のよろに新設すること。

衆議院議長 石井光次郎殿

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

1 アジア開発銀行に対し、政府は、同銀行の特別基金にあてるため、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨で提出することができる」ととしている。

2 提出については、本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で行なうことができる」として、この国債の発行、償還等に関する事項は、同銀行に対する通常の出資にあてるため発行する」とができる国債の場合と同様とする。

## 二 議案の可決理由

東南アジア農業開発会議において、農業開発基金の設置が決定し、わが国も条件付で一億ドルを限度として提出することを承諾し、四十三年度は差当たり二千万ドル(七十二億円)を国債をもつて提出しようとするものであるが、わが国が東南アジアの経済開発に協力することは必要かつ適切であることを認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度における特別基金への提出金額は七十二億円と予定し、四十三年度予算の予算総則で提出限度額を七十二億円と定め、全額を国債で行なうことと予定している。

右報告する。

昭和四十三年三月二十二日

大蔵委員長 田村 元  
衆議院議長 石井光次郎殿

- (1) 名古屋入国管理事務所名古屋空港出張所
  - (2) 大阪入国管理事務所堺港出張所
  - (3) 高松入国管理事務所高知港出張所
  - (4) 広島入国管理事務所福山港出張所
  - (5) 広島入国管理事務所境港出張所
- 3 市及び町の廃置分合に伴い、別表五について所要の整理を行なうこと。  
なお、施行期日は「昭和四十三年四月一日」としている。ただし、前記1については「公布の日から一年以内に政令で定める日」から、同3については「公布の日」から施行することとしている。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、法務行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- 三 本案施行に要する経費
- 昭和四十三年度裁判所関係予算に一千五百七十八万五千円を計上している。

右報告する。

昭和四十三年三月十四日

法務委員長 水田 亮一

参議院議長 石井光次郎殿

### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十二年度一般会計予算に約七百六十六万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十三年三月十四日

内閣委員長代理 理事 松澤 雄藏

衆議院議長 石井光次郎殿

### 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十五回国会開法第一三三号)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における林业をめぐる諸情勢に対処して、森林資源の保続培養と森林生産力の増進に関する長期的な見通しに即応し、森林計画の達成と森林施業の合理化、計画化を図るため全国森林計画及び地域森林計画の期間をあらためるとともに、森林所有者が作成する森林施業計画についての認定の制度をもとづかようとするものである。

改正の要点は次のとおりである。

(一) 森林計画について全国は十五年、地域は十年を一期に改めること。

(二) 森林所有者は森林施業計画について都道府県知事の認定を求めること。

(三) 認定を受けた森林施業計画は遵守るべきこと。

なお、「租税特別措置法の一部改正する法律」(昭和四十二年法律第二十四号)の成立によつて、認定された森林施業計画の実施については、森林計画特別控除制度の創設、計画造林準備金の設定及び計画伐採に係る相続税の延納の特例等優遇措置がはかられることとなつてゐる。

#### 二、議案の可決理由

最近における林业の動向にかんがみ、森林資源を保続培養し、森林生産力を増進するための諸施

二 議案の可決理由  
本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

#### 三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度裁判所関係予算に一千五百七十八万五千円を計上している。

右報告する。

昭和四十三年三月十四日

法務委員長 水田 亮一

参議院議長 石井光次郎殿

### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十二年度一般会計予算に約七百六十六万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十三年三月十四日

内閣委員長代理 理事 松澤 雄藏

衆議院議長 石井光次郎殿

### 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十五回国会開法第一三三号)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、高等裁判所における訴訟事件及び地方裁判所における陪地非訟事件の適正迅速な処理並びに高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における事件の円滑な処理を図る等のため、裁判所職員の員数を増加しようとするとるもので、その内容は次のとおりである。

1 高等裁判所及び地方裁判所判事十二人を増員する。

2 裁判官以外の裁判所職員のうち、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び庁舎の管理要員等計十三人を増員する。

3 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

策の効果的な実施をはかるため、全国森林計画及び地域森林計画の期間をあらためることとに、森林所有者の作成する森林施設計画についての認定の制度をもつける等のことは適切なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十三年二月十四日

衆議院議長 石井光次郎殿

[別紙]

森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は速やかに林業基本法関連施策の整備をはかるとともに、本法施行にあたり、とくに左記事項について適切な措置を講ずべきである。

(号)

一 森林所有者の經營意欲を高揚して森林生産力の增强をはかるため、造林、林道等生産基盤の整備をさらに強化し、あわせて森林施設計画認定制度の実施を積極的に推進し、林業の発展に資するよう努めること。

さらに森林施設計画認定制度の円滑な運用にあたり、特に、森林施設計画の認定をうけた小規模森林所有者に対する財政金融措置、たとえば伐採調整資金制度等の活用について早急に検討し、その適用が受けられるよう必要な措置を講ずるとともに、森林組合の活用等所要の措置を講ずること。

二 最近の災害の実態等にかんがみ、森林の資源開発と国土保全機能の調整をはかり治山事業の一つの充実を期すること。

三 最近における林産物需給の動向にかんがみ、木材の自給率をたかめ、安易に外材に依存することのないよう適切な措置を講ずること。

四 最近における農山村労働力流出の傾向に対処して林業労働力を確保するため、林業労働者に対する社会保障制度の充実、雇用安定策の確立等について所要の法制的、財政的措置を早急に検討し必要な施策を講ずること。

五 今後の林業政策推進上、重要な役割を担当すべき森林組合の育成強化について必要な措置を講ずることとともに、単独法の制定について検討を加えること。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日  
第三回  
〔郵便物認可〕

### 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会の円滑な準備及び運営を行なうため、国際博覧会に関する条約(以下「条約」という。)に基づく政府代表を設置することとし、その任務等所要の事項を定めることを目的とするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 この法律は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会に関する条約に基づく政府代表の設置及びその任務等を定めるものである。
- 2 外務省に、特別職の国家公務員である日本万国博覧会政府代表(以下「代表」という。)一人を置く。

- 3 代表は、日本万国博覧会に關し、条約の規定により、日本政府を代表し、その約束の履行を保障することを任務とする。
- 4 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行ない、その任務を終了したときは、解任されるものとする。
- 5 この法律は、公布の日から施行し、博覧会終了の日から起算して一年を経過した日に失効するものとする。

#### 二 議案の可決理由

本案は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会の円滑な運営を行なうため、政府代表を設置するもので、必要かつ適切な措置であると認め、原案のとおりこれを可決すべきものと議決した次第である。

#### 三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和四十三年度一般会計予算外務省所管職員俸給等の目中に三百四十一万八千円計上されている。

右報告する。

昭和四十三年二月十五日

衆議院議長 石井光次郎殿

外務委員長 秋田 大助

定印	一部 二十五円
大だじ良質紙は三十円	(内閣料考)
行	所
東京都港区赤坂莫町二番地	電話 東京 五八二 四四一(六代)
大 藏 省 印 刷 局	